

令和元年第415回定例会

# 矢吹町議会会議録

令和元年9月13日 開会

令和元年9月25日 閉会

矢吹町議会

## 令和元年第415回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月13日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	6
会期外付託案件調査報告	7
議員派遣報告	8
町政報告	8
議案の上程、説明（議案第34号～議案第50号、認定第1号～認定第8号）	10
散会の宣告	16

### 第 2 号 (9月17日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
薄葉好弘君	19
富永創造君	33
鈴木隆司君	45
藤井精七君	58

会議時間の延長	6 5
三 村 正 一 君	6 5
加 藤 宏 樹 君	7 9
散会の宣告	9 1

第 3 号 (9月18日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
職務のため出席した者の職氏名	9 4
開議の宣告	9 5
一般質問	9 5
安 井 敬 博 君	9 5
青 山 英 樹 君	1 0 9
総括質疑	1 2 3
議案・陳情の付託	1 2 3
散会の宣告	1 2 4

第 4 号 (9月25日)

議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 6
職務のため出席した者の職氏名	1 2 6
開議の宣告	1 2 7
議事日程の報告	1 2 7
議案第35号、第37号、第39号、第44号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	
	1 2 7
議案第34号、第36号、第38号、第40号、第41号、第42号、第43号、陳情第3号、第4号、第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	
	1 3 1
議案第45号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	
	1 3 9

議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、認定第1号の委員長報告、質疑、	
討論、採決	145
会議時間の延長	150
日程の追加	150
閉会中の継続調査の申出について	150
議員の派遣について	151
動議の提出	151
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
閉会の宣告	162
署名議員	163

令和元年 9 月 13 日（金曜日）

(第 1 号)

## 令和元年第415回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年9月13日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案の上程

議案第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号  
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富永創造君	2番	三村正一君
3番	安井敬博君	4番	加藤宏樹君
5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	鈴木隆司君
9番	栗崎千代松君	10番	熊田宏君
11番	吉田伸君	12番	藤井精七君
13番	角田秀明君	14番	大木義正君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長野崎吉郎君 副町長藤田忠晴君

教育長栗林正樹君 代表監査委員佐藤昇一君

企画総務課長	阿 部 正 人 君	まちづくり 推進課長	山野辺 幸 徳 君
税務課長	三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐 藤 豊 君
都市整備課長	福 田 和 也 君	教育次長兼 教育振興課長	氏 家 康 孝 君
子育て支援 課	国 井 淳 一 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副局長 加 藤 晋 一

---

### ◎開会の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第415回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） これより会議を開きます。

日程に入る前に、先日の台風15号により犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げます。

また、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げますとともに、復旧作業に従事されている皆様のご安全を心よりお祈り申し上げます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大木義正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 鈴木一夫君

7番 青山英樹君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大木義正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

第415回矢吹町議会定例会が本日9月13日に招集になりましたので、それに先立ちまして、9月11日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出されました日程等について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日から9月25日までの13日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日9月13日から9月25日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月13日から9月25日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（大木義正君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、議案説明資料、決算書、事務報告書、例月出納検査結果報告書、財政的援助団体等監査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、会期外付託案件報告書、陳情書、議案等説明のため出席を求めた者の報告書並びに白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書及び発議第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書につきましては、6月24日付で各関係機関に送付いたしました。

---

### ◎監査報告

○議長（大木義正君） これより、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果、平成30年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

[代表監査委員 佐藤昇一君登壇]

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成30年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

平成30年度5月分及び令和元年度5月分の出納については6月25日に、令和元年度6月分の出納は7月24日に、7月分出納は8月23日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、4月1日から6月30日までの第1・四半期分を7月25日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び都市整備課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、お手元の資料に記載の指定管理施設を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督を7月2日及び3日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成30年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は、7月29日、30日、31日、8月1日、2日、5日の6日間で行いました。

審査結果ですが、平成30年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書15ページに記載のとおり、一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に移行したまちづくりを実現するため、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、第6次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上に財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、東日本大震災の影響も大きな要因ではありますが、唯一の自主財源である町税が前年比0.2%減少しており、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されないものの、実質公債費比率が12.5%となっており、単年度で比較すると前年より減少傾向にありますが、今後も引き続き適切な財政運営を期待します。

さらに、将来負担比率が109.2%となっており、前年と比して8.5%増加しているものの、引き続き再生計画による基準数値から下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認められますが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたいと存じます。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計については、いずれも資金不足がなく、経営はいずれの会計も良好な状況にあると認めますが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に基づいた安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計等決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成30年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

7月25日に審査を行いました。

審査の結果ですが、意見書1ページ記載のとおり、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

続いて、意見書4ページに記載しましたが、平成30年度決算では、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、以前に比べ給水量は期待できない状況にあり、こうした給水収益の伸び悩みとなっているものの、営業外収益の増加により、1,464万1,000円の純利益となっております。

なお、当年度純利益については、全額翌年度に繰り越す予定ですが、これまでにも相当な剩余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営を望みます。

本年度は、有収率が昨年をわずかに上回り、安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に努めていただきたいと存じます。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行に伴う会計処理については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行処理の充実をお願いいたします。

あわせて、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化・合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算等審査意見書をごらんいただきたいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成30年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（大木義正君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

#### ◎組合議会報告

○議長（大木義正君） 次に、私から8月7日に開催されました令和元年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてご報告いたします。

定例会提出議案の審議に先立ち、新しい組合議員の紹介が行われました。

本定例会には、条例の一部を改正する条例5件、工事請負契約議案、動産の取得に関する議案、監査委員の選任同意議案、水道用水供給事業会計決算認定に関する議案の議案9件及び報告2件が提案され、原案のとおり可決、同意、認定されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

---

#### ◎会期外付託案件調査報告

○議長（大木義正君） これより、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議会運営委員会より報告をいたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について、第413回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託をされました案件について調査が終了しましたので、その結果について矢吹町議会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から5番までは記載のとおりですので割愛をさせていただきます。

6番、調査報告。茨城県取手市における議員同士の自由討議について、導入の経過、進め方、課題、問題点について調査をいたしました。

初めに、取手市は茨城県の南端部、都心から約40キロメートル、時間にして約40分という交通の利便性に恵まれた位置にあります。総人口が11万人を超える、茨城県南部の中核的な都市となりました。

取手市市議会における議員同士の自由討議は、委員会において討論の前に実施されておりました。具体的には、執行部による議案の説明、質疑の後に、委員長が各委員へ自由討議の必要性を確認し、議案ごとに実施しております。

議員同士の自由討議は、平成24年1月1日施行の議会基本条例に基づき実施されましたが、導入当初は討論との違いがはつきりしない等、いろいろ問題点がありましたが、議員研修等を重ね、平成29年ころからようやく自由討議ができる状況になっているそうです。

なお、出席した取手市市議会議員さんより「自由討議をするためには事前準備をしっかりとしないと討議にならないため、大変しんどいと思いながらも頑張っている」との意見がありました。自由討議は賛成、反対の意識を捨て、討議をすることが重要である旨の説明がありました。

なお、賛否が分かれたことにより附帯決議ができなかったが、自由討議により委員会として決議案の採択に結びついた成果があった説明もありました。

また、矢吹町議会において自由討議導入に当たっては、初めから執行部提出の議案を議題とするのではなく、未来の課題を抽出して、課題を解決する提案書を作成するイメージで取り組むのがよいとのアドバイスをいただきました。

そのほかにも、議会基本条例の検証により議会改革を進めている説明がありました。1条1条丁寧に検証し、

改善に結びついている議会改革及び議会活性化への取り組みがありました。

取手市市議会への訪問は、議員同士の自由討議、議会改革及び議会活性化に先進的に取り組んでいる事例を調査することができ、大変有意義なものでありました。今回の研修で学んだことを生かしながら議論をしてまいりたいと思います。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

---

#### ◎議員派遣報告

○議長（大木義正君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

---

#### ◎町政報告

○議長（大木義正君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

町政報告に入る前に、私からも、先日の台風15号によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧がなされるよう心よりお祈り申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

第415回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第415回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてでありますが、矢吹町複合施設整備事業につきまして、5月初旬から現場での作業が始まり、これまでに地盤改良工事、鉄筋工事、コンクリート工事等、建物の基礎工事を施工しております。

しかしながら、建設需要の増加に伴う全国的な高力ボルトの不足等により、鉄骨工事におくれが生じることから、当初、令和2年3月末完成予定であった工期を7月末まで延長し、10月1日の開館を目指し鋭意施行してまいります。

今後も工事による近隣への影響を最小限に、工事期間中の安全管理を徹底し、さらなる事業の推進に努めてまいります。

3ページをごらんください。

次に、矢吹泉崎バスストップ整備事業についてであります。本事業は社会資本整備総合交付金を活用し、東北自動車道に高速バスの停留所を整備したものであり、上り線の土木工事、駐車場整備工事は6月末で工事が完了し、上り線の建築工事においても7月中旬に完了し、令和元年8月1日より供用開始しております。

なお、同日には、オープニングセレモニーが開催され、矢吹泉崎バスストップ利用促進協議会員を初め多くのご来賓をお迎えし、テープカット並びにバスストップ利用者のお見送りを行いました。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹オープニングセレモニーについてであります。6月28日、中町ポケットパークにおいて、一般社団法人まちづくり矢吹オープニングセレモニーが開催されました。

セレモニーには、テレワーク事業の先進地である長野県塩尻市から米窪健一朗副市長を初め多くのご来賓の皆様にご出席いただき、盛大に開催されました。

当該法人につきましては、「人づくり」「仕事づくり」「まちづくり」を理念とし、地域経済循環を見据えた事業展開が予定されており、地域活性化に期待しているところであります。

次に、夏の町内イベントについてであります。第28回真夏の夜の鼓動につきましては、ことしは台風の影響から会場を大池公園から文化センターに変更して、7月27日に開催いたしました。

第1部ではご当地アイドルのステージや空手の演武、ヒップホップダンス、フラダンスが披露され、また、第2部では太鼓フェスティバルとして、町内外9団体による勇壮な太鼓の演奏が繰り広げられました。町民の皆様による手づくりの灯籠が展示され、太鼓の競演とともに幻想的な祭りとなりました。

ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

第36回中畑清旗争奪ソフトボール大会につきましては、今年度は、県外の4チームを含め、スポーツ少年団87チーム及び中学女子13チームの合計100チームの参加により、矢吹球場をメイン会場として、8月3日、4日の両日に開催いたしました。

開会式では、スポーツ少年団と中畑清名誉大会長、野球評論家の楳原寛己氏、特別ゲストの元読売巨人軍、元D e N Aベイスターズの初代ゼネラルマネジャー高田繁氏による始打式に加え、ソフトボール北京オリンピック金メダリストの坂井寛子投手と中畑清名誉大会長との対決などが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

また、開会式終了後、役場庁舎前において、中畑清名誉大会長、特別ゲストの高田繁氏、議会議員、教育委員の皆様を初め多くの来賓の方が出席し、高田繁氏来町記念植樹が行われました。

同日を開催された福島県児童ソフトボール大会及び全日本小学生男子ソフトボール大会に出場のため、善郷・矢吹、中畑、三神スポーツ少年団は不参加となりました。

矢吹中学校女子ソフトボール部は、昨年に引き続き、第3位と健闘いたしました。

日ごろ、スポーツ少年団にご支援いただいている指導者の皆様、さらには中学校部活動指導の先生方に感謝申し上げるとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝申し上げます。

ここまで、町政報告から4点抜粋し、報告申し上げました。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他19項目については、お手元に配付いたしました第415回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさ

せていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、町政報告は終了いたします。

---

◎議案の上程、説明（議案第34号～議案第50号、認定第1号～認定第8号）

○議長（大木義正君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第34号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、令和元年10月1日からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書交付サービスの開始及び住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、令和元年11月5日から旧氏による印鑑の登録を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める公益的法人等として、一般社団法人まちづくり矢吹を追加するものであり、これにより、当該公益的法人との間の取り決めに基づき、町職員を派遣し、当該公益法人等の業務に従事させができるものであります。

次に、議案第36号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本町における木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、新たに森林環境譲与税基金を設置するものであります。

次に、議案第37号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、土地、建物の使用料において、算出した合計額に乘じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から、100分の108を100分の110に改めるものであります。

次に、議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、令和元年10月1日から運用を開始するマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による各種証明書の交付サービスに当たり、交付可能となる各種証明書の交付手数料を定めるものであります。

次に、議案第39号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正す

る条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴う条例の改正であります。

本町では、これまで幼稚園保育料及び保育園保育料について、国に先行して無償化を実施してまいりましたが、今般の法律の改正により、利用者負担額を0円とするものであります。

次に、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、使用料の算定方法において、算出した合計額に乘じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から100分の108を100分の110に改めるものであります。

次に、議案第41号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、使用料の算定方法において、算出した合計額に乘じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から1.08を1.10に改めるものであります。

次に、議案第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、使用料の算定方法において、算出した合計額に乘じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から1.08を1.10に改めるものであります。

次に、議案第43号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、給水装置工事の工事費、水道料金、加入金において、それぞれ算出した合計額に乘じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から100分の108を100分の110に改めるものであります。

また、水道法の一部改正に伴い、新たに指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるものであります。

次に、議案第44号 矢吹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでありますが、本案は、地方公務員法の改正に伴い、来年4月1日より新たな任用制度である会計年度任用職員が創設されることから、その給与及び費用弁償について定める条例を新規制定するものであります。

また、矢吹町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を平成28年4月から施行し、臨時、非常勤職員の適正な任用に努めてまいりましたが、今般、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、当該条例をあわせて廃止するものであります。

次に、議案第45号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,586万8,000円を追加し、総額を97億1,172万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億1,409万9,000円、国庫支出金469万2,000円、県支出金3,663万8,000円、繰越金1億1,500万円をそれぞれ増額し、繰入金1,052万3,000円、町債2,805万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が歳計剩余金処分に係る公共施設等整備基金原資積立金等により4,367万4,000円の増額、民生費が幼稚園保育園無料化事業等により3,301万3,000円の増額、衛生費が放射線対策事業等により1,931万7,000円の増額、農林水産業費が施設園芸産地力強化支援事業等により1,180万6,000円の増額、土木費が町道管理事業等により3,959万9,000円の増額、公債費が歳計剩余金処分に係る繰上償還金により8,116万2,000円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地域集会所整備事業債を330万円、地方道路等整備事業債を540万円、都市再生整備計画事業債を20万円、学校教育施設等整備事業債を310万円、それぞれ増額し、臨時財政対策債を4,005万2,000円減額するものであります。

次に、議案第46号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,555万6,000円を追加し、総額を18億7,917万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金9,322万7,000円を増額し、繰入金2,767万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金6,555万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第47号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ248万1,000円を追加し、総額を5億9,721万9,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金98万4,000円、町債220万円をそれぞれ増額し、繰入金70万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費248万1,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債を330万円追加し、下水道事業資本費平準化債を110万円減額するものであります。

次に、議案第48号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ710万円を追加し、総額を3億375万3,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金84万3,000円、町債650万円をそれぞれ増額し、繰入金24万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費710万円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業債を650万円増額するものであります。

次に、議案第49号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,034万4,000円を追加し、総額を14億5,591万円とするものであります。

歳入の内容は、保険料71万1,000円、国庫支出金77万5,000円、支払基金交付金83万7,000円、県支出金38万8,000円、繰入金38万8,000円、諸収入1,000円、繰越金4,724万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、地域支援事業費310万円、基金積立金3,213万9,000円、諸支出金1,510万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第50号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてでありますが、本案は、収

益的支出について、既定の額に173万2,000円を増額し、支出予算総額を4億3,300万1,000円とするものであります。

支出の内容につきましては営業費用を173万2,000円増額するものであります。また、資本的収入について、既定の額に3,300万円を増額し、収入予算総額を1億8,908万8,000円とし、資本的支出について、既定の額に3,300万円を増額し、支出予算総額を3億169万3,000円とするものであります。

収入の内容につきましては企業債を3,300万円増額し、支出の内容につきましては建設改良費を3,300万円増額するものであります。

次に、認定第1号 平成30年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成30年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

わが国の経済は、経済政策の取り組みのもと、雇用所得環境が着実に改善し、地方や中小企業にも好循環が波及するなど、穏やかな回復基調が続き、経済再生・デフレ脱却に向けた進捗が見られています。

今後、少子高齢化・人口減少が進む中、人手不足を克服し、経済の好循環を確立していくために、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命を最優先で進め、人生100年時代に向けた人づくりや多様な働き方の実現を図ることが、持続的な経済成長へつながるものと期待されています。

また、政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとしています。

このため、経済財政運営と改革の基本方針、未来投資戦略等を着実に実行するとともに、全ての世代が安心でき、活躍できる全世代型社会保障制度を実現するため、労働制度を始めとする制度全般の改革を進め、経済財政運営に万全を期すことで、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者を含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしています。

こうした状況の中、平成30年度は矢吹町復興計画の新たなステージである発展期の初年度として、東日本大震災からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、第6次矢吹町まちづくり総合計画の3年目として、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現へ向け、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し各種事業に取り組みました。

中でも、中心市街地の復興・まちづくりの推進として、矢吹町複合施設や矢吹泉崎バスストップの整備が進むなど発展に向けた基盤づくりが大きく前進しました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、分担金及び負担金がバスストップ市町村負担金等の減により73.5%の減、国庫支出金が東日本大震災復興交付金、社会资本整備総合交付金事業補助金等の増により11.0%の増、寄附金がふるさと納税等の増により81.3%の増、繰入金が財政調整基金繰入金等の増により96.3%の増、諸収入が寺内集会所物件移転補償費等の増により61.2%の増、町債が都市再生整備計画事業債、地方道路整備事業債等の増により72.2%の増となりました。

歳出面におきましては、総務費が公共施設等整備基金積立金等の増により14.3%の増、農林水産業費がふくしま森林再生事業等の減により10.3%の減、土木費が複合施設整備事業及び矢吹泉崎バスストップ整備事業等の増により96.0%の増、災害復旧費が農業施設災害復旧事業等の増により125.4%の増となりました。

なお、平成30年度の決算収支は、歳入83億5,853万円、歳出80億4,890万9,000円、差し引き3億962万1,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成30年度における決算額は、前年度対比で歳入18.3%、歳出15.6%の減額となりました。また、被保険者の主な医療費については、前年度対比で3.0%減少しました。

平成30年4月からは新たな国民健康保険制度がスタートしました。新制度では、福島県が財政運営の責任主体となり、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課収納及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営を担う役割分担により事業を実施しました。

予防事業では、人間ドックや医療費通知、広報誌・パンフレットによる啓発活動を実施しました。

保健事業では、矢吹町データヘルス計画に基づき、特定健診未受診者対策事業により疾病の早期発見・早期治療の必要性を周知し、特定健診受診率の向上に努めました。さらに有所見者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康指導教室の開催や保健師による個別保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防のための取り組みを行いました。

なお、平成30年度の決算収支は、歳入19億6,360万8,000円、歳出18億7,038万円、差し引き9,322万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を行いました。

平成30年度は、新町地内において管路延長368.5メートル、一本木地内において管路延長103.4メートル、八幡町地内において管路延長34.6メートルを新たに整備しました。また、町道松倉大池線において舗装本復旧工事1,667.3平方メートルを実施しました。

平成30年度末現在、公共下水道受益地5,182世帯の水洗化可能世帯のうち4,175世帯が排水設備工事を行い、区域内の水洗化率は80.6%となりました。

なお、平成30年度の決算収支は、歳入5億3,430万5,000円、歳出5億3,322万円、差し引き108万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成30年度は、一本木第二宅地分譲地内において施設の修繕及び定期的な見回り等の維持管理を行いました。

なお、平成30年度の決算収支は、歳入56万8,000円、歳出19万4,000円、差し引き37万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質の改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めました。

平成30年度は、農業集落排水処理施設機能強化事業により、本村地区及び三城目地区処理場内の機械器具を更新しました。

平成30年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の746世帯の水洗化可能世帯のうち、599世帯が排水設備工事を行い、農業集落排水整備区域内の水洗化率は80.3%となりました。

なお、平成30年度の決算収支は、歳入3億149万3,000円、歳出3億48万4,000円、差し引き100万9,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてですが、平成30年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度としての事業運営を行いました。

保険料については第6期から据え置き、基準年額6万5,900円とし、収納率は99.3%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より3.8%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅サービス給付費40.3%、地域密着型サービス給付費12.9%、施設サービス給付費40.0%、その他6.8%となり、地域密着型サービス給付費の割合が増加しております。

要介護認定状況については、65歳以上の高齢者の約14.5%が認定を受けており、前年度と同様の認定率となっております。

また、平成30年度は県のモデル事業として、各職種からケアプランに関する専門的な助言を得ながら、より自立した生活を送れるプランの作成を目的とした自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者の自立支援と介護予防に努めました。

なお、平成30年度の決算収支は、歳入14億8,206万円、歳出14億3,481万4,000円、差し引き4,724万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内すべての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営しております。

75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し、年金からの差し引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、平成30年度の決算収支は、収入1億7,169万1,000円、歳出1億7,139万6,000円、差し引き29万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成30年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります、平成30年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成30年度の上水道事業については、人口減少・高齢化社会に突入している本町でも給水人口は減少となり、さらには節水機器の普及等による家庭での使用水量の減少により、給水収益については0.19%の減少となりました。

また、加入金の収入減少や他会計負担金高料金対策分の繰り出し基準見直しにより、営業外収益は61.06%と大幅な減額となりました。

次に、営業費用については、人件費や維持管理費の見直し削減等の健全化を進めてきた結果、収益的収支は1,464万1,000円の純利益となりました。

さらに、資本的収支においては、経営の健全化を目指して、計画的な工事の実施や工事費の見直し等により業務運営を図りました。

なお、資本的収入につきましては、平成30年度は建設改良に伴う企業債の借り入れをしたもの、一般会計繰入金及び工事負担金は減額となっているため、収支の不足額については、消費税調整額と過年度損益留保資金で補填いたしました。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

なお、11時20分より議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

（午前11時06分）

令和元年 9 月 17 日（火曜日）

（第 2 号）

## 令和元年第415回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年9月17日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富永創造君	2番	三村正一君
3番	安井敬博君	4番	加藤宏樹君
5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	鈴木隆司君
9番	栗崎千代松君	10番	熊田宏君
11番	吉田伸君	12番	藤井精七君
13番	角田秀明君	14番	大木義正君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤豊君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	氏家孝君	子育て支援 課	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は、再質問より一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

---

### ◇ 薄葉好弘君

○議長（大木義正君） 通告1番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

[5番 薄葉好弘君登壇]

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆様方、大変ご苦労さまでございます。

それでは、私から通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めの1項目ですが、これまでの野崎町長の政治姿勢について質問させていただきます。

1つ目に、野崎町長の4期目の任期も残り4ヶ月となっていました。野崎町長の町政への1期目は財政の立て直しとして財政再建計画に取り組み、財政再建3カ年計画の達成、2期目にはスクール・ニューディール構想を活用した矢吹中学校の耐震改築、3期目には東日本大震災による復旧復興と除染の取り組みと、4期目の現在は第6次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想により震災以上の活力あるまちづくりを掲げて取り組んできたところでありますので、4年前の4期目の出馬に掲げた公約の進捗状況及び成果についてどう思われているのかお尋ねいたしたいと思います。

2つ目に、現在の第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画により事業を進めているわけですが、今後新たな重点政策等により新たな事業の提案についての考えはあるのかをお尋ねいたします。

3つ目に、町長の任期も残り4ヶ月足らずとなり、来年の1月で4期16年が終了するわけですが、野崎町長のこれまでの4期16年の実績を評価し続投を望む町民の声が多く聞かれますので、町民の期待に応えて5選出馬への考えはあるのかをお伺いいたします。

次に、2項目めの農業振興について質問させていただきます。

まず1つ目に、矢吹原土地改良区の春のパイプラインの漏水により、第3水系の三神地区の田植えが6月におくれてしまい、その後の日照不足と低温の影響で稻の生育に影響が出ている水田が見受けられるとテレビでも放映されたそうですが、そういった水田は町でどの程度把握しているのかお尋ねいたします。

次に2つ目ですが、2019年産米、令和元年産米ですね、生産数量面積の目安が福島県の水田農業産地づくり対策等推進会議で各市町村に示され、当町でも今年度より15ヘクタールが減らされており、これらに示された生産数量面積の数値目標ですが、令和元年産米の収穫予想で8月15日に農林水産省から発表されておりますが、全国の作況指数は、東日本は北海道、東北及び北陸はやや良、その他の地域はおおむね平年並みと収穫量が予想されております。

このような作柄概況の中で、今年度どの程度の数値目標が見込まれるのかをお尋ねいたします。

3つ目ですが、今月、JAみなみ三神支店で、三神地区を対象に農事組合長会議が開催されました。

組合長の中から農事組合の存続を含めた、あり方について質問があり、各集落でも存続を含めた協議することになったそうです。町内の各集落には集落営農による農事組合の体制が組織されていますが、町としては、現在の集落による農事組合の実態の把握と組織体制による集落への指導等はどうなっているのかをお尋ねいたします。

最後に、学校教育について質問させていただきます。

まず初めに、ことし5月に新年号により休日関係で、町内の小中学校の夏休みも昨年より短かったようですが、県内でも西白河郡、県南地区ですね、小中学校は30日の期間という特に短かったようですが、どのような理由なのかをお尋ねいたしたいと思います。

また、不登校についてですが、今年度も各小中学校で不登校が見られるようですが、実態についてはどの程度把握されているのかをお尋ねいたします。

また、不登校されている児童生徒については、教育委員会では、解決に向けた取り組みとして各学校とも協議してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら対策等を行っているのかをお尋ねいたします。

以上3項目を質問させていただきますので、ご答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、公約の進捗状況及び成果についてのおただしであります、私が4期目の出馬の際に掲げさせてい

ただいた公約は、全員参加による東日本大震災からの復興、そして新しい矢吹町の創生、すなわち矢吹創生であります。

東日本大震災で未曾有の被害を受けた矢吹町が、開拓精神を持って復興をなし遂げ、未来を開く矢吹町をつくる。このことが私の4期目のまちづくりのビジョンであり、次の5つの分野、12項目に力を注いでまいりました。

初めに、「人をつくる」「支え合いの大地」としましては、特に3つの施策を推進いたしました。

1つ目は、総合型地域スポーツクラブの設立であります。

町民の健康志向に対応するとともに、地域の子供からお年寄りまで幅広くスポーツに触れる機会を創出するため、地域スポーツの拠点として、平成28年5月に矢吹スポーツクラブを設立いたしました。現在の会員数は187名であり、会員数も年々増加し、多くの教室、イベント等が開催され、先日のフロンティア祭りでも、スポーツクラブの子供たちによるヒップホップダンスが披露されたところであります。

2つ目は、町民の健康寿命の延伸であります。

健康の推進については、ヘルステーション運営事業の拡充を図り、生活習慣病の予防に努め、現在109名の方が事業に参加しております。

また、町民一人一人の健康意識の向上を図るため、人間ドック検診及びP E Tがん検診について対象年齢を80歳まで引き上げたほか、特定健診の結果をもとに再受診が必要な方には家庭訪問等を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど未受診者対策に継続的に取り組んでおります。

3つ目は、複合施設の整備であります。

子供から高齢者まで年代を超えて多くの町民が楽しく学び、育ち、ともに助け合い、それぞれがくつろぎ、矢吹の伝統文化を伝え、そして、みんなで交流できる生涯学習の拠点として複合施設整備に向けた検討を進めてまいりました。

検討に当たっては、各種団体の長の皆様を初め、12名の委員で構成する矢吹町複合施設整備検討委員会において15回にわたりさまざまな議論が行われ、現在は令和2年7月末の工事完了、10月1日の開館を目指し事業推進しております。

次に、「輝く子供たち」としましては、特に2つの施策を推進してまいりました。

未来の矢吹を担う子供は地域の宝という指針のもと、町と地域と保護者がともに力を合わせて子育てをする体制の構築を目指してまいりました。特に子育て世代の負担軽減を図るため、本年4月よりゼロ歳から2歳児の非課税世帯の保育園保育料及び3歳から5歳児の幼稚園・保育園保育料の無料化について、国より前倒ししたスケジュールで実施したほか、預かり保育料の一部無料化、放課後児童クラブの休日預かりの拡大、さらには幼稚園の弁当給食の導入など、子育て世代のニーズに即した町独自の子育て支援施策を拡充させることで、若い世代に選ばれるまちづくりを進めてまいりました。

2つ目は学力向上対策の推進であります。

学力向上対策としては、教育委員会と連携し、つなぐ教育により幼児教育から中学校教育までの学力向上の対策及び教職員への指導、連携をこれまで以上に強化し、学ぶ力の底上げを図るほか、新学習指導要領の実施を見据えた学校へのタブレット端末導入によりプログラミング教育を実施し、論理的思考力を身につけるため

I C T教育の充実を図ってまいりました。

さらに、学校、家庭、地域の適切な役割分担を図り、学校を応援する体制づくりを明確化するため、町立の幼稚園、小学校、中学校にコミュニティ・スクールを設置し、地域と連携した教育環境を整備いたしました。

次に、「仕事をつくる」としましては、特に2つの施策を推進してまいりました。

1つ目は、企業誘致の強化であります。

企業誘致については、株式会社天乃屋、株式会社日建が新たな工場を新設するほか、進出企業を対象に意向調査を実施し、新たな雇用創出に向けて企業立地奨励金等を活用するなど企業誘致を強化してまいりました。

また、人口減少が加速する中、労働力不足が大きな課題となることが明らかであり、働く意欲はあるものの子育てや介護等によりフルタイムでは働けない方の働く場の確保を目指し、公益性と企業力をあわせ持つまちづくり会社として一般社団法人まちづくり矢吹を設立いたしました。

2つ目は、観光資源の再発見とPRの推進であります。

矢吹町の持つ魅力を全国に発信するため、町をPRする専門のまちPR係を設置したこと、マスコミ、広報、ホームページ、SNS等のあらゆる手段を使って情報を発信し、矢吹町の認知度の向上を図り、定住・交流・関係人口の増加を図るタウンプロモーション事業を推進いたしました。

次に、「美しい暮らし」としましては、特に2つの施策を推進してまいりました。

1つ目は、旧総合運動公園用地の利活用の推進であります。

当該用地につきましては、町のほぼ中央に位置し、自然豊かで交通アクセスにも非常に恵まれているあらゆる可能性を秘めた用地であり、真に町民の利益につながる事業となるよう、旧総合運動公園用地利活用検討委員会を設置し利活用策の検討を深めました。

利活用方針につきましては、主に将来の学校教育・社会教育施設として活用することとし、現在は、地域の安全・安心のかなめとなる矢吹消防署の整備が進められております。

2つ目は、道路等都市再生事業の推進であります。

都市再生整備計画事業については、復興道路である旧石川街道の整備促進を初め、旧奥州街道沿いへの複合施設の建設等、歴史と文化資源が調和した景観とともに、復興のシンボルとしてのにぎわいづくりに取り組むため関係機関等との連携を図り整備促進に努めてまいりました。

最後に、「復興を形に」としましては、特に3つの施策を推進してまいりました。

1つ目は、道の駅の整備であります。

道の駅の整備については、コンセプトである「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」の実現に向け、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員で多くの事業に取り組んでまいりました。

特に、平成30年度は仮設実験店舗おいしい矢吹マルシェの運営及びやぶき食卓博覧会の開催など、道の駅の整備に向けた実践的な取り組みが数多く開催されたところであります。

2つ目は憩いと触れ合いが生まれる防災公園の整備であります。

平常時は地域住民の憩いや触れ合いの場となり親しまれる公園として、また災害時には避難場所や防災拠点

としての機能を担う中町ポケットパークを整備し、平成30年4月に供用開始いたしました。

毎月第3日曜日にはやぶき軽トラ市、夏には1区夏祭り、やぶき夏まつり、秋にはやぶき秋祭り、冬にはイルミネーションが実施されるなど、四季を通じて中心市街地のにぎわい創出、活性化が図られております。

3つ目には、除染の推進であります。

町内全域の住宅等の除染については、平成27年度末をもって完了し、道路等側溝堆積物撤去処理事業についても来年度中には町内全域で作業が完了する予定となっております。

また、森林が有する多面的機能の回復と、線量の低減が期待されるふくしま森林再生事業を活用し、間伐等による森林整備を計画的に行っており、現在、計画面積の約4割が完了しております。

以上が、私自身の4期目の出馬の際に掲げた公約の進捗状況及び成果であります。これら5つの政策につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画に全て位置づけられ、まちづくりの手引書として、行政、議会、町民の皆様が共通理解のもと、その実現に向け一致団結し全員参加によるまちづくりを推進し、なし得たものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第6次矢吹町まちづくり総合計画における新たな重点政策についてのおただしであります。平成28年度からスタートいたしました町の最上位計画第6次矢吹町まちづくり総合計画では、震災以前以上の活力あるまちづくりを推進するとともに、新たな矢吹町の創生を目指し、復興の実現に向けた矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園利活用事業の3事業を重点プロジェクトと位置づけております。

また、全国的な課題である人口減少に対応するため、平成27年10月には矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少及び地域経済の縮小を克服するため各種事業の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、本町の人口動態につきましては、平成27年国勢調査時では1万7,370人でしたが、本年8月1日現在では1万7,016人と354人減少しております。福島県においても同様の傾向が見られ、平成27年国勢調査時と本年8月1日現在の人口を比較すると6万7,670人減少し、増減率はマイナス3.54%という結果がありました。

なお、県内で人口が増加している自治体は2団体のみであり、本町の人口増減率はマイナス2.04%であります。人口が増加している2団体を除いた県内57市町村中5番目に人口減少幅が少ない状況であります。

このような中、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和元年度で終了することから、現在は第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画及び第2期矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めております。

総合戦略につきましては、令和元年6月に閣議決定された、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の中で、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標を第2期においても継続することが示されております。

そして、これらの基本目標の達成に向け、将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出・拡大、ロボットやAI等の最先端技術の活用導入、さらには平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な国際的開発目標SDGsの推進等の新たな重点政策が公表されております。

本町におきましても、このような国の動向を踏まえ、これらの新たな視点を盛り込んだ第2期矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国・県と連動した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画につきましては、東日本大震災からの復旧復興を進めることを目的に策定した矢吹町復興計画の計画期間が令和2年度で終了することや、加速度的に進む人口減少問題への対応などを踏まえ、「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「復興」「計画実現のために」という総合計画の7つの分野のうち、「復興」の分野を「人口減少対策」へ変更し、その対策に特化した政策・施策・事務事業の追加、拡充を行うことで人口減少の克服に努めてまいりたいと考えております。

今後も、第6次矢吹町まちづくり総合計画の最終目標達成に向けた取り組みを推進し、新生矢吹町という輝かしい未来に向かって着実に歩んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、5期目の出馬についてのおただしではありますが、私が町政のかじ取り役という重責を担わせていただいて間もなく4期16年の任期を迎えますが、この間、議員の皆様を初め多くの町民の皆様の支えがあり職責を全うできたものと強く感じており、改めて感謝を申し上げます。

さて、この16年間を振り返りますと、財政再建3カ年計画、東日本大震災、地方創生と矢吹町にとって重要な局面が続く、まさしく苦闘の連続であったと実感しております。

このように4期16年間という期間の中でこれだけ重要な局面が3度もあったことは、私自身予想だにしておりませんでした。しかしながら、町にとりましてはピンチであるとともに大きなチャンスでもあると捉え、本町を取り巻く現状に真正面から向き合い、そこで明らかになった問題に対し、いかに課題として捉え一つ一つを解決していくかが大きな鍵であり、これまで町民、行政、議会が一体となり取り組んできたからこそ、ここまで難局を乗り越えられたと強く感じております。

こうした中、4期目の出馬の際に掲げさせていただいた公約も、先ほど答弁させていただいたとおり、一定の成果と道筋がついたものの、まだやり残した政策課題もあります。現時点では、目の前にある大切な仕事を一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

議員おただしの5期目の出馬につきましては、今後、さまざまな方々にご相談申し上げながら熟慮し慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水稻の生育状況についてのおただしではありますが、羽鳥幹線水路の漏水の影響で、三神地区内の水田では田植え作業が6月中旬ごろまで時間を要したとの報告を受けております。

議員おただしのとおり、この状況に加え、6月から7月にかけて低温や日照不足等の不安定な気候が続いたことから、水稻の生育状況について影響があるのではと大変心配しているところであります。町では、町内の田植えが終了した時期から関係機関とともに生育調査を2回実施しております。

1回目は、7月9日に町内両JA及び矢吹原土地改良区とともに、例年どおり田植えが行われた中畑地区的水田2カ所と、田植えがおくれた三神地区的水田3カ所について生育調査を実施したところであります。

例年どおり田植えが行われた水田では、低温や日照不足等の影響もありましたが、稲の分けつも進み生育状況はよい状態であると確認されました。一方、田植えがおくれた水田では、分けつ不足や生育不良等により生育はおくれぎみであると確認されたところであります。

2回目は、出穂後の8月21日に技術指導機関である福島県農業総合センター及び県南農林事務所、東北農

政局阿武隈土地改良調査管理事務所及び矢吹原土地改良区、町内両JAと生育調査を実施いたしました。

8月に入ってから気温も平年並みで日照も安定し、例年どおり田植えが行われた水田では稲穂も出そろい、このまま生育していくけば収穫量について問題ない状況であり安心いたしましたが、田植えがおくれた水田については出穂もまばらで分けつ不足も確認され、収穫量の影響について心配しているところあります。

県の農業総合センターからは、例年どおり作付された水田については一時的に低温や日照不足の影響もありましたが、昨年並みの収穫量は確保できる見込みであり、田植えがおくれた水田については現状では出穂もまばらで稻の穂数も少ないため減収が考えられるが、このまま天候や平均気温が維持でき生育が順調に進めば、収穫時期をおくらせることによって収穫量減収も少なく抑えることができるとの意見をいただいたところ드립니다。

町といたしましては、刈り取り前の9月中旬に生育調査による情報収集を行い、技術指導機関である県や町内両JAと情報共有しながら農家の皆様へ情報の提供を随時行い、安心して農業経営を進めていただけるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の生産数量の目安についてのおただしでありますが、これまで国が示していた米の生産調整の配分が平成30年度から廃止され、農家みずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産に取り組めるよう、平成30年12月に、県やJA等関係機関で組織する福島県水田農業産地づくり対策等推進会議で協議が行われ、米の生産数量の目安が示されたところであります。

県から本町に示された令和元年度の目安でありますが、平成30年産米作付実績面積の1,262ヘクタールから、15ヘクタール減の1,247ヘクタールが提示されたことから、本年2月に農家の皆様に米の生産数量の目安を通知したところであります。

本年産米の作付面積の状況でありますが、7月末現在、主食用米1,267ヘクタール、飼料用米10ヘクタール、備蓄米等27ヘクタールであり、県より示された主食用米の目安1,247ヘクタールより20ヘクタール作付超過している状況にあります。

超過している主な原因といたしましては、飼料用米の作付面積が前年度より減り、主食用米作付に移行したことことが原因であると考えております。

米の生産数量の目安については、米の過剰作付による米価下落を防ぐ対策として、県が国からの情報をもとに県内の主食用米の必要生産量を生産数量の目安として試算し、その結果について各市町村に主食用米の作付面積が示されることとなります。本町では、米生産農家ごとに傾斜基準を定め、積算した生産数量の目安を通知し、主食用米の過剰作付の抑制についてお願いしているところであります。

この状況を踏まえ、来年度以降の作付については、県より示される目安にできる限り近づけるよう努めてまいります。

今後も、水田農業にかかわる関係者が一体となり、地域特性を十分に踏まえた主食用米の作付や、国の支援策でもあります経営所得安定対策に係る飼料用米など新規需要米のさらなる作付の推進、園芸作物や大豆等の高収益作物の導入拡大等により、主食用米の過剰な作付の抑制に取り組み、農業所得安定を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、農事組合についてのおただしでありますが、町内の農事組合につきましては、矢吹地区9組織、中

畠地区25組織、三神地区18組織、全体で52組織が活動を行っているところであります。

農事組合とは、集落における農業関係の自主組織であるとともに、農協の組合組織の一つであり、農協運営の基礎組織として位置づけられている団体との認識をしております。また、これまで農事組合には、農業者とJAや町をつなぐパイプ役として重要な役割を担っていただいているところであります。

特に、町内両JAの活動では、各種事業説明に係る座談会の開催、情報伝達、各種取りまとめ、JAの役員に当たる総代の選出等の役割を担っていただいております。

また、町では、ヘリコプターによる水稻の航空防除や、野ネズミ駆除の薬剤の配布、水稻の営農計画書の取りまとめ、農政関連の事業説明会に係る農事組合会議の開催等についてご協力をいただけてきましたところであります。

現在、農事組合では、農業者の高齢化や後継者不足による組織活動の推進や、リーダーの確保及び育成、経営の多様化などに対応しながら組織運営を図っていると伺っております。

町といたしましては、農事組合に農家の皆様との意見交換や事業推進、情報共有等の重要な役割について、今後もご協力をお願いしたいと考えており、組織運営について役員の方々と協議を重ねてまいります。

その協議の際には、現在町内27組織が活動を行っている多面的機能支払い交付金事業の有効活用による組織強化の推進や、他市町村でも実施している農事組合を母体とした集落営農組織の設立による基盤強化等、先進事例を参考にしながら研究を深めていきたいと考えております。

今後、地域の特徴を生かした農事組合の確立及び推進について町内両JAとともに調査検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の夏休みの期間に関するおただしでありますが、昨年12月の全員協議会でご説明いたしましたように、夏休み縮減の一番大きな理由は、来年度から全面実施となる新学習指導要領により、小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語の授業時間が年間で35時間増加することにあります。

これまで、各小学校の授業時数の確保は余裕がない状態にあり、台風接近やインフルエンザの流行等により、出席停止、学級閉鎖等の措置を講じた場合、国が示している標準時数を確保するのが難しい状況になりました。

この35時間増加の対応につきましては、当初は2つの案が検討されました。1つ目は土曜授業日をふやすこと、もう一つは長期休業日を縮減することであります。

東白川、西白河の9市町村の教育長による域内教育長会議では、この2つの案について慎重に検討いたしました。その結果、土曜授業日を増加することは、週6日の登校により児童生徒や教職員の精神的・体力的な負担を強いる場面がふえることが懸念されました。

また、各市町村の小中学校単位で活動しているスポーツ少年団や部活動、あるいはクラブチームの各種大会、コンクール等が土曜日の開催であることが多い、その期日も競技種目によって年間を通じて統一できるような状況にはないことから、土曜授業日の増加は難しいと判断し、長期休業日を縮減することにいたしました。内訳は夏季休業日5日、冬季休業日1日の縮減であります。

この決定は、さきに申し上げました来年度から全面実施となる新学習指導要領に対応する措置であります、今年度は天皇陛下の即位に伴う休日の増加により、平日の授業日が4日縮減されることに伴い、1年前倒しで実施することにいたしました。

本来、小中学校の長期休業日は、各市町村教育委員会の学校管理規則で定めるものであります。しかし、東白川、西白河では日程を統一しております。その理由につきましては、児童生徒が参加する各種大会、コンクール、教員の各種会議、研修等が東白川、西白河で統一された日程で行われているためであります。仮に、矢吹町だけが独自の日程を組みますと、東白川、西白河と歩調を合わせた取り組みが困難になるおそれがございます。

また、これまで各学期の始業式や終業式の前後に授業を行っておりますが、それだけでは35時間の増加に対応するのは難しいのが実情であります。

さらに、小学校と中学校で長期休業日を統一していることにつきましては、県南教育事務所や各市町村単位で、小学校と中学校の校長会、教頭会、教員対象の各種会議や研修会等を同日に実施していることに加え、多くの家庭で小学生と中学生の兄弟姉妹の関係もあるためであります。

以上の理由により、夏休み、長期休業日を設定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小中学生の不登校の実態についてのおただしであります、文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により児童生徒が登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあり、年間30日以上欠席した児童生徒を不登校として定めております。そして、教育委員会では、不登校児童生徒数を毎月学校から報告を受け、県に報告しております。

今年度の不登校件数につきましては、8月末時点で、小学校2件、中学校6件であります。

不登校の原因についてはさまざまであり、児童生徒同士の人間関係や教職員との関係、学業不振や悩み、メディア依存により生活が昼夜逆転し登校できないケースや、兄や姉が不登校で弟や妹も同じように不登校になるケース等があり、また、それらの複数の原因が複雑に絡み合っている場合が多いものであります。

教育委員会では、いじめや不登校を未然に防ぐための手立てとして、平成29年度から小学6年生と中学1、2、3年生を対象に、学級内の人間関係や学校生活の実態を把握し、居心地のよいクラスにするため、また、やる気のあるクラスをつくるためのハイパーQUというアンケートを実施し、学級内によりよい人間関係づくりや学級づくりに生かしております。

具体的には、6月ごろに一度目のアンケートをとり、コンピューター分析による多様な視点からクラスの現状を分類し、現在のクラスに必要な対応の具体的方策の例により学級づくりの改善に取り組みます。児童生徒にも個人票を返却し、日常の行動について楽しく学校生活を送るためのアドバイスを行います。そして、11月ごろに2度目のアンケートをとり、その変化を確認します。

平成30年度のハイパーQUの結果について、全国平均と比較すると、本町の児童生徒は学級満足度が高い傾

向にありました。

しかし、学級の中の居場所に困っている児童生徒も1割から2割程度見られます。これらの児童生徒たちに丁寧に対応し、居心地のよいクラス、やる気のあるクラスをつくり、不登校を未然に防ぐよう、その結果を活用しております。そして今年度は、ハイパーQU実施の対象を小学1年生まで拡大して、小中学校の全ての学年で実施しているところであり、児童生徒の悩みや問題等の早期発見、早期対応に活用しているところであります。

今後とも、教育委員会といたしましては、校長初め教職員が日ごろの児童生徒の表情や言動に留意し、必要に応じてアンケート調査を行ったり、児童生徒への言葉かけや個人面談などを行ったりしながら、一人一人の悩みや問題等の把握に努め、保護者、スクールカウンセラーとともに、児童生徒が明るく楽しい学校生活が送られるよう、校長会や学校訪問を通して指導してまいります。また、不登校の未然防止や早期発見、不登校からの復帰支援等について、各学校ではさらに組織的に適切な対応がなされるよう、積極的に学校を支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、不登校の解決に向けた取り組みについてのおただしでありますが、教育委員会では、国及び県の事業を活用し、スクールソーシャルワーカー1名と、小中学校に各校1名のスクールカウンセラーを配置しております。スクールソーシャルワーカーにつきましては年間90日、スクールカウンセラーにつきましては年間30日配置しております。

スクールソーシャルワーカーは、学級担任が授業や部活動の指導に当たっている時間帯に、関係機関との連携を図る重要な役割を担っており、学校とともに課題解決に努めているところであります。学級担任も児童生徒の家庭訪問を行いますが、スクールソーシャルワーカーは、日中、児童生徒宅を訪問し、登校への働きかけを行い登校支援を行っております。

また、個別ケースごとに必要に応じ、病院や町福祉部局、民間の福祉機関など関連する機関と家庭をつなぐ橋渡し役を担っており、保護者の支援も行っております。

スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者を対象にカウンセリングを行っており、原因の解明や課題の解決に向け重要な役割を担っております。そのほかにも、教員に対しても、これらカウンセリングを踏まえ、カウンセラーの専門的な知見からアドバイスを行うコンサルテーションを実施しております。

平成30年度の本町の小中学校につきましては、スクールカウンセラーへの相談件数は延べ903件あり、相談者の内訳は、児童生徒が381件、保護者が184件、教員が338件となっております。相談内容につきましては、人間関係に関することが231件、学校不適応に関することが76件、不登校に関することについては33件となっております。さまざまな悩みの改善に、専門家により行われるカウンセリングは大変有効と考えておりますので、今後も継続してまいります。

さらに、教育委員会では、国の事業を活用し、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの研修会を年間4回、幼稚園・小中学校の担当教職員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが参加する児童生徒サポート連絡協議会を年間2回開催し、情報共有と共通理解、資質の向上に努めております。

限られた回数の開催ではありますが、町の子供たちのためにという共通の土台に立ち、実態に即したテーマについて行う有意義な研修会となっております。

今後も、児童生徒一人一人に寄り添いながら、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、そして学校が連携して、不登校の未然防止、早期発見にさらに適切な対応がなされるよう、指導及び支援を行ってまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） すみません、確認なんですけれども、あと時間どの程度あるんでしょうか。

○議長（大木義正君） 14分40秒。

○5番（薄葉好弘君） 大変長い答弁いただいたんで、私の時間が随分減ったみたいなんですが、じやまず、野崎町長の政治姿勢について、時間がないんで簡単に質問させていただきますが、4期目、震災以上の活力あるまちづくりを掲げて取り組んできて、いろいろ町長のほうから答弁いただきましたが、大変、町長にこういう質問するのは失礼かと思いますが、町長自身では自分のこの4期4年間の実績を何割程度達成してきたのか。何割かパーセンテージでもいいですが、お答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

4期16年間、さまざまな事業を展開してきたわけでございますが、4期16年間、何割ぐらい達成したかというようなご質問については、何割というようなことで答弁ができるものではございませんが、優良可ということであれば、良よりちょっと上ぐらいかなというような自己判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 答弁ありがとうございました。

続いてですが、第6次まちづくりでの、新たな部分のが、具体的な部分はそんなには触れていなかったように思われますが、人口減少対策というふうなことで変更して進めたいというふうなお話を聞きいたしましたが、町に移住して人口増加につながるような、具体的な何か対策なり政策は考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

人口減少対策についてどのような対策、そして、今後どうしていくのかというようなおただしでございますが、今まで人口減少対策については、矢吹町にとって大きな課題だというような捉え方をさせていただきました。それが対策ということなれば、第6次まちづくり総合計画の前期基本計画が、今までの4期16

年間の人口減少対策と言っても過言ではないだろうというふうに思っております。

ただ、矢吹町については、非常に地理的に恵まれた場所ということで、人口減少の低減率というものは県内でも非常に少ない率で推移はしているものの、ただ、この後についても樂觀はできない。したがいまして、先ほども答弁させていただきましたが、後期基本計画における人口減少対策においては、今現在、この後皆様のほうにもお示しをしながら、そしてまたご理解をいただきながら、そして決定をした上で進めていきたいというような現人口減少対策については、1点目が宅地造成であります。

町自身がどの場所の宅地造成、宅地開発をすることによって人口増加に結びつかかということで、町また民間の力もありながら宅地造成というものを考えていかなければならないだろうというふうに思っておりますし、もう一点が、今まで取り組んできておりますが、移住・定住事業だろうというふうに思っております。

町外から矢吹町の魅力というものを大いに発信していただき、矢吹町の魅力を知っていただいた上で、矢吹町に若い世代が定住していただける、こうしたことを重点的に後期基本計画の中では取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また空き家バンクということで、こうしたことでも矢吹町に多くの空き家が存在しますので、その中にあって空き家についての集約をして、それを、町外の皆様にお示しをしながら、そしてその空き家に住んでいただくというような、そういった減少対策、政策についても重点的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、これについてはもう言わずもがなでございますが、道の駅の推進ということでございます。

この道の駅のコンセプトについては、矢吹町の魅力を十分に発信していきたい、そして、道の駅を中心にして交流というものを深めていく。その関係性を深めることによって、矢吹町の魅力をさらに理解していただき、矢吹町の人口減少対策につなげていきたいという、そういう大きなコンセプトもございますので、私自身今考えているのは、この3点について重点的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

冒頭でお話ししましたように、第6次まちづくり総合計画そのもの全てが人口減少対策だということについても再度お話を申し上げまして、薄葉議員への再質問の答弁とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） あと、政治姿勢で、5期目の出馬というふうなことでございますが、先ほど私もお話ししたように続投を望む町民の声もありますので、ぜひ5期目出馬していただきたいなというふうな要望だけしておきたいと思います。

続いて、次の項目で農業政策、農業振興についてですが、先ほど農事組合員の体制について答弁いただきましたが、再質問で、平成15年ごろまでは、役場で6月と2月に2回ほど農事組合長会議を開催して、当時は水田農業の構造確立対策や集落座談会、転作実施で水田の現地調査、あと、航空防除等を行うということで、あと各集落の農事組合が農政について取り組んできたわけですが、いつごろからこういうふうな関係でなくなってしまったのか。現在やられていないというふうな状況でございますが、そこら辺についてどうなのか、答弁がありませんでしたので、お尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

いつごろまで、そういうことがやってきて行われていなかつたというところについては、すみません、現時点できちんと把握はできておりませんが、毎年、農政関連の説明会を2月に実施しております。それがこれまで行ってきた農事組合の会議にかわるものとして町として扱ってきたところでございます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、農事組合の皆様との意見交換、事業推進、情報共有等の役割については、今後ともお願いしたいということでご協力をお願いしたいと考えでございますので、その点については役員の方々、また両JAとともに、どういった取り組みをしていくかというところで検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） あと何分ほど。

○議長（大木義正君） 4分40秒。

○5番（薄葉好弘君） それでは、今ほど産業振興課長の答弁がありましたが、いつごろから、こういうなくなつたというか、農事組合長会議がなくなつて、こういうなつたのか。即答できなければ調査をしていただきたいというふうに要望いたします。

続いて、学校教育について質問させていただきます。

先ほど、休み関係のことが教育長のほうから答弁されましたが、福島県内では、福島市では小中学校が32日間休みがあつたと、郡山市の小中学校で33日間、須賀川市、いわき市、会津若松市の小中学校では36日間の夏休みがあつたと。この県南地区が30日間で一番短かつたというふうなことです、いろいろ今お話を聞きましたが、この休みが変わるということに対して、変更するとか校外学習を含めて、町内に住む人たちの生活にどのような影響を与えていたかということを考えてこういうふうなことを設定したのかを、ちょっとそこら辺、教育委員会の中で学校教育だけを考えてやっているのか、国のほうの基本方針の中にはそういうふうなことも含めて社会と共有・連携を図りながら実現しなさいというふうなことの提案もあるわけですが、その点について、県南の教育長の会議で集まつたときに、町内に住むそういうふうな人たちの影響については考慮しなかつたかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長（栗林正樹君） では、再質問にお答えいたします。

社会との連携の中でというのはもちろん考えてきたわけでございますが、しかし、社会のいろんな関係団体とか、そういうことよりはPTAの役員といいますか、そういう方の理解を得ながら進めたいというふうに考えておりまして、それ以上広範囲に社会状況といいますか、そういうことまで考慮というまでには、そこまで

は行いませんでした。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） あと2分弱ですけれども、再質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 私が何でそういうふうな質問を今したかというと、私の行政区では毎年夏休みに子供たちに盆踊りの太鼓の練習を育成会の協力をしていますが、ことし休みが減るから、今まで2週間ほど練習していますが、育成会のほうから夏休みが短いので2日間減らしてくれというふうに言われました。

こういうような郷土芸能とか、文化、こういう継承の、こういうふうなを、子供たちと取り組む中でそういうふうな回答させられたというふうなことで、先ほど質問したわけですが、新学習要領では、これから教育課程の理念によりというふうなことで、学校を通じてよりよい社会をつくるという目標、学校と社会が共有すると。それぞれの学校において必要な教育内容をどのように学び、どのように資質、能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら社会と連携協働により実現を図っていくと記載されているというふうなですが、そこについて再度もう一回、その点について考慮しながら校外活動とか、そういうふうな部分については考慮しなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、答弁申し上げます。

そのことについては、教育長会において多少話題にはなりましたが、1つには、実はいろいろな考えが教育長の中にもございまして、要するに何日にするかとか、そういうことについてありますと、なかなか実は、まとまるためには何回か議論を重ねまして現在のようになったわけでございます。その中で出た意見の中では、いろんな考えがあって広げれば広げるほどといいますか、なかなかまとめのが大変だというようなことも1つ話題になりました。

しかし、もちろん学校は地域社会の中にありますし、それで、そういういろんな考え方を取り入れながら検討していくかなければならないということは基本的には話はありました、具体的な点ではなかなかそこまでいかなかつたという現状でございました。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分からお願いいいたします。

(午前11時03分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時15分)

---

## ◇ 富永創造君

○議長（大木義正君） 通告2番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 傍聴席においての町民の皆さん、ありがとうございます。

また、一般質問する前に、先ほどの台風15号において、千葉県では、いまだ1週間たっても電源が通っていない地域、水の不便を期している住民の多くが7万棟あると、けさのニュースでも聞いております。早い復旧を望みたい、また願つておるもので。また、この台風によって被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げます。

私の一般質問なんですけれども、農業振興について3つ、それから、地域観光資源について2つほど質問させていただきます。

農業振興について。

つらい農業から、やりがいのある農業へ、まだまだ農業は多様な価値を秘めた伸び代のある作業であり、本町にとって重要な基幹産業の一つであります。また、地域社会の形成や、自然環境の保全、文化の伝承などの役割をも担った心のふるさとそのものです。

最近は、農業への見方が変化してきているように思います。それは、大都会圏の住民の中には、農業に従事する農山村の暮らしに关心を持つ人たちがふえているということです。田園回帰の勧め、都市と農村の共生といった言葉も聞かれるようになりました。

今問題になっている人口の東京一極集中からの緩和、UJターンを促すものとして農業は注目されておりまます。農に关心を寄せる初心者でも、農業体験からなりわいとして成り立ち、持続できるよう、農業の担い手の育成と確保、さらに、頑張る農業者の創意工夫を生かした取り組みを支援し、農業経営の安定化と、農業農産物の品質向上を目指した支援が求められております。

新しい価値に目覚めた農業が矢吹を変え、本町の農業政策への熱い情熱が伝わるようなご回答を期待しながら、質問をいたします。

まず1つ、消費者の声、期待に応えられるよう、年間を通して自慢の特産物を出荷できるようにしたい、生産者の声です。そのための規模拡大をしたいが、資金調達と返済が不安である。こうした頑張る農家の声に本町はどう答えているのか。

2つ、本町にとって重要な産業の一つである農業に新しく従事する者がふえることを大いに期待しているが、就農者の定着、持続が可能な魅力ある受け入れ体制はできているのか。

3つ目、田内や柿之内地区の田畠には、電気柵が張られイノシシから作物を守る風景が、昨今、目立っておりまます。有害鳥獣から、作物ばかりではなく住民生活の安心も守る必要が出てきております。その対策は計画どおりに進んでいるのかをお伺いいたします。

続けて、地域観光資源について、2つお伺いします。

その前に、本町には、まだまだ豊かな自然と、人々の暮らしが調和する里山が残されております。町民の身

近なふるさととしての景観は、癒やし、子育て、健康増進、環境、教育にも幅広く寄与できるものです。さらに、都会からの交流人口または関係人口のさらなる増加が期待されると思われます。そこで言えるのは、地元を見直せば地域観光資源は足元にあると考えられます。ないものねだりから、ある物探しということあります。

質問ですが、1、本庁西側地域を流れる隈戸川、この地域で育った年配の方なら、とりわけ親しみのある身近な川です。小学校の校歌にもなっております。この川の河川敷には水車跡と呼ばれる広場があり、本町では、以前この場所を親水公園にする計画がありました。現在、あずまやが建っております。しかし、まだ清流に親しめる環境にはなっておりません。地域の観光資源として、足元の観光資源として、親水公園を具現化するお考えはおありですか。お伺いいたします。

質問2、隈戸川沿いには磨崖仏、洞窟、四季を通じて楽しませてくれる自然が残っております。昔は健康散策マップで紹介され、今は開拓ロードとして散策、ジョギング、サイクリングが楽しめます。さらなる魅力を持たせるために、川の対岸側にも開拓ロードのさらなる延長をするお考えはありませんか。お伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業者への支援についてのおただしでありますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画の政策では、「農業が元気なまちをつくります」と位置づけ、各種施策に取り組んでおります。

農業者の現状につきましては、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により農業者は年々減少している傾向にあり、本町においても同様の状況にあります。

平成27年調査の農林業センサスによりますと、本町では、平成17年には965あった農家戸数が、平成27年度は769戸と、10年間で196戸、約20%減少しております。

本町の農業の特徴は、水田を中心に野菜等の複合経営が多く見られ、特にトマトやキュウリについては品質もよく市場でも高い評価を得ているところであります。

平成29年の政府統計によりますと、本町の農業生産額は約46億円に上り、県内全体で13位、町村の部では3位となっており、県内でも高い所得水準にあります。

町いたしましては、継続して高品質の農作物を消費者に提供し、また、農業者の高い所得水準を維持するため、両JAと協議しながら、遊休農地の有効活用、農業用施設や農業用機械等の農業生産基盤の強化を図り、生産力向上につながる支援策について、今後も検討を深めてまいります。

議員お当たりの規模拡大や生産力向上を行う場合の農地集積や資金調達、投資後の返済等のさまざまな課題についてでありますが、町では規模拡大や農業施設等の更新等を行う農業者に対し、一定の要件等はありますが、生産基盤の安定につながる国や県の補助事業について各種事業の説明会で周知しているところであります。

本町では、これまで国や県の補助事業を活用し、キュウリの園芸施設整備や新規需要米であるWC S用稻の収穫機一式の導入等、JAや農業者団体からの要望に応えさまざまな支援を行っております。

本年度につきましては、JA東西しらかわが、トマトの等級読み取りや、こん包を自動で行うトマトこん包ラインの整備と、ブロッコリー等の園芸野菜出荷時に利用する真空冷却装置を導入する予定であります。

また、JA夢みなみ管内では、農業者で組織するトマト生産組合を立ち上げ、新たにトマトのパイプハウス等の導入を予定しており、いずれの事業についても、国の補助事業であります産地パワーアップ事業により、補助率50%の補助金を活用した施設の導入について支援しているところであります。

このほかにも、町の支援といたしましては、近代化資金等を活用し農業用設備等の整備を行った農業者に対し、返済に係る利子分を県と町で負担し農家の負担軽減を図っております。

さらに、ハード面だけではなく、補助事業の申請に係る計画書の作成、関係機関との連絡調整、補助事業に係る要件を満たすためのアドバイス等、ソフト面に対しても全面的にサポートを行っているところであります。

町の基幹産業であります農業につきましては、今後も関係機関と連携し、農業所得の安定はもとより地域農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って経営に取り組めるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、新規就農者の受け入れ体制についてのおただしであります、先ほども答弁いたしましたが、農業者は減少傾向にあり、その対策は喫緊の課題として認識しております。

このような状況の中、町では地域の担い手の育成を積極的に推進しており、中心的な農業の担い手である認定農業者や、新たに農業に取り組む新規就農者の掘り起こしを行ってまいりました。

本町の認定農業者数は、平成25年度末の78名から、平成30年度末には160名に増加しており、また、新規就農者は毎年2名程度が就農するなど、関係機関との連携、推進による成果があらわれてきたものと捉えております。

しかしながら、これまでの本町における新規就農者は、農家の後継者が就農したケースが多く、農業に興味を持った方が町に転入され新たに就農したケースはない状況にあります。

なお、県外の方が町に移住し新たに農業に取り組みたい場合の支援策については、県の補助事業であります農業次世代人材投資事業により、就農前の研修等に対する準備型支援と、就農初期段階に対する経営開始型支援の2段階による支援制度があります。

就農前の準備型支援につきましては、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修費用として、年間最大150万円、最長2年間の交付を受ける内容であります。

また、経営開始型支援では、人・農地プランに位置づけられた独立した自営就農者に対し、年間最大150万円、最長5年間の交付を受ける内容となっております。

準備型支援と経営開始型支援をあわせて受けた場合、最長7年間の支援を受け営農活動を行うことが可能となっております。

これらの支援の要件としましては、県から青年等就農計画の認定を受けること、50歳未満であること、所得制限等がありますが、新規就農者に対する手厚い支援制度であります。

また、営農指導の面では、本町には2つのJAがあり、それぞれの営農指導員から技術指導、町内の経験豊富な農業者からのアドバイス、福島県農業総合センター農業短期大学校の指導が受けられる町民体験農園などのさまざまな研修について支援が可能となっております。

町の支援といたしましては、新規就農者を町全体で応援するための激励会の開催や、先輩農業者の紹介、情報交換の場の提供など各種支援策を実施しております。

なお、農業を行うために一番重要な農地の貸し借りや新たな農地の取得については、農業委員会や農地中間管理機構の制度もあり、矢吹町に転入し新たに農業を目指す方については、安心できるサポートを行ってまいりたいと考えております。

今後も、町内両JA及び関係機関と連携し、町の農業の活性化を図り、元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、有害鳥獣についてのおただしでありますが、議員おただしのとおり、近年、柿之内地区及び田内地区において、有害鳥獣でありますイノシシや熊の目撃情報や農作物被害が増加している状況にありますが、これまで人的被害がないことを幸いと感じております。

特にイノシシについては、8月のお盆時期に連日のように目撃されており、水田や畠等の農地だけではなく、住宅の庭先まで出没したとの報告を受けております。

町では、通報を受けた際、有害鳥獣捕獲隊員と矢吹交番、町職員が現場の状況確認を行い、周辺を見回るとともに速やかに防災無線や広報車により周知し、住民への安全対策について万全を期してきたところであります。

また、平成30年度に策定した矢吹町鳥獣被害防止計画による農作物への被害対策では、春と秋に有害鳥獣の捕獲許可を取り、延べ2週間程度、銃器や箱わな、くくりわなによる捕獲を実施し一定の効果を得ておりますので、引き続き農作物被害防止に努めてまいります。

さらに、イノシシ対策に効果が高い電気柵については、平成29年度より計画的に設置を進めしており、設置延長は、平成29年度4,736メートル、平成30年度3,686メートル、計8,422メートルであり、被害報告を受けた柿之内地区、田口地区内の水田に国の補助を受けて設置したところであります。

また今年度は、年内完成を目指し電気柵3,533メートルを柿之内地区、田内地区内の水田に設置する予定であります。

いずれにしましても、農作物の被害対策及び住民生活の安全対策については、目撃情報の通報があった際に速やかに有害鳥獣捕獲隊や白河警察署及び矢吹交番と連携し、目撃現場付近の巡回や周辺地区の見回り、広報車による周知、防災無線での案内について徹底し、町民の安心・安全な生活の環境づくりを関係機関とともに努めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、隈戸川の親水公園についてのおただしでありますが、隈戸川を中心とした西側エリアは、議員もご承知のとおり、三十三観音史跡公園や袖ヶ館城跡一帯を含めた観光資源が豊富なエリアであります。

このエリアにおいては、行政区の活動として第一区行政区と第二区行政区が地域の自主活動として、また「こうすっぺ西側イメージアップ作戦」が矢吹町建設協力会の支援を受けつつ、草刈り作業や植樹活動などの環境美化活動に積極的に取り組まれていることについては、多くの町民に認識され大いに評価されております。

こうした取り組みは、町全体の協働を牽引する大きな活動であり、協働のまちづくりを推進する本町といたしましても、各種団体によるこれまでの献身的な活動に感謝しているところであります。

隈戸川周辺につきましては、数年前から第二区行政区や「こうすっぺ西側イメージアップ作戦」が中心とな

り、保全活動としてウォーキングやお花見会が開催されるなど、環境保全を次世代へ継承する取り組みも行われております。今まで、植樹された花木を鑑賞するために周辺を散策する来町者も数多く訪れるようになり、地域の自主活動の効果があらわれてきております。

さて、隈戸川につきましては、平成10年8月の記録的な大雨による被害を受けて、福島県が災害復旧事業として河川の改修を行っております。

平成14年度には、町民が水と緑に親しむ空間づくりを目的とし、治水面で安全になった河川敷を町と地域が一体となり、「みんなで作る隈戸川」を目指し、水辺との触れ合いの場、レクリエーションの場を整備するとともに、学校及び町民参加による花いっぱい運動など緑化事業を展開し、町民全体に親しまれる川づくりが計画されました。

平成15年度に、福島県から河川敷の占用許可を得て整備事業に着手し、平成22年度には宝くじ普及宣伝事業の補助金を活用し、あずまやの整備を行っております。

私自身も重要な地域資源であると認識しており、矢吹町都市計画マスターplanにおいても、豊かな自然を代表する隈戸川は、日常生活に潤いを与える環境軸として適正に保全するとともに、河川の持つ景観を重視した親水空間の形成が図られることが必要であると考えております。

隈戸川の親水公園につきましては、自然環境を保全しつつ、整備の手法や整備後の維持管理について、関係する機関、行政区、各種団体と十分な協議や調整が必要となります。

議員の皆様もご承知のとおり、公園整備は全町的な課題であり、中畠地区や三神地区も含めた配置について総合的に検討する必要があります。

今後につきましては、これらの課題を整理し、関係する皆様と協議の場を設け、水と緑の拠点として重要な観光資源である隈戸川周辺の整備について議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、サイクリングロードについてのおただしですが、サイクリングロードは隈戸川の河川敷の管理用道路を活用した道路であり、さきの答弁のとおり、隈戸川周辺においては三十三観音史跡公園や袖ヶ館城一帯を含めた観光資源が豊富なエリアにあり、地域の自主活動による草刈り作業や植樹活動など、地域の環境美化に積極的に取り組まれております。このような活動に対しましては、改めて感謝しているところであります。

サイクリングロードの区間についてありますが、当初、雷神橋から三十三観音史跡公園までの河川右岸延長約3キロメートルが計画されましたが、最終的には宮田橋から三十三観音史跡公園まで区間を延長し、全長約3.4キロメートルで整備が完了しております。

河川上流の宮田橋から館橋までの区間につきましては、福島県が事業主体となり平成23年度から実施し、平成24年度に完成しております。

館橋から三十三観音史跡公園までの下流区間につきましては、町が事業主体となり平成22年度に着手し、平成29年度に一部区間を除き完了しております。

サイクリングロードは、歴史を感じることができる三十三観音史跡公園やあじさい広場、水車跡広場など四季の景観を楽しめる道路として、矢吹町の開拓地に点在するこの観光資源を結び、観光客拡大による地域資源

の活性化を図る目的としてサイクリングロードの一部を開拓ロードと位置づけ整備しております。

議員ご提案のとおり、隈戸川左岸の宮田橋から三十三観音史跡公園までの整備は、隈戸川の周遊が可能になるだけではなく、河川左岸の堤体の保全、景観の向上にもつながり、このエリアの魅力をさらにアピールできることと考えております。

しかしながら、サイクリングロードの延伸につきましては、隈戸川の親水公園の整備と同様に、自然環境を保全しつつ、整備の手法や整備後の維持管理について、関係する機関、行政区、各種団体と十分な協議や調整が必要となります。

今後の整備につきましては、サイクリングロードの個別な整備ではなく、河川の保全や親水公園を含めた隈戸川周辺を一体的として捉え、その必要性について、関係する皆様と協議の場を設け、水と緑の拠点として重要な観光資源である隈戸川周辺の整備について、さらに議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

何度も繰り返しますけれども、農業というものはこの町の基幹産業の一つであるということあります。まだまだ、先ほどの答弁の中にも、人口増加の対策ということで、いろいろ移住・定住、そういうものを、新しい矢吹町まちづくり総合計画の中に入れているという答弁がありました。まさしくその方向でいいと思いますけれども、やる気のある小規模農家、それをさらに拡大していくための道づくり、先導となるような、この町の支援というのはどうなっているのか、お考えをお聞かせ願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

やる気のある小規模農家を拡充していく、応援していく支援についてどのようにというところでございますが、私も本当に、私たちのこの食を支えております農家の皆さん、それで、町の基幹産業としている農業、応援していきたいという気持ちちは同じでございます。

農業の担い手の皆さんから、この生産現場の中で何が課題となっているのかというところのご意見をまずいただきながら、関係機関及び両JAとともに、この新たにできる取り組み、また各地等の展開ということを考えまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） まさしく、検討しながら、厚い支援が出せるように、小規模農家及び、さらに希望拡大できる道筋を先導する、それをこれからさらに検討していくという答弁だったと思います。少し遅いのではな

いかとは思うんですけれども、やはり大切な農業、まだまだやる気のある、関心のある人たち、また農家の皆さんおります。そういう方が、容易に規模拡大、また農業につけるように早目の計画を立てながら支援できるようになってもらえばと思います。

ただ、今の答弁を見ますと、いろんな補助面において、金銭面において、財源面において、国と県のサポートというのが目立ちますけれども、町の厚い財政面におけるサポート、それが少ないといいますか、弱いのではないかと私は印象を持ちました。この点どうなのか、お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

町独自の支援策ということでございますが、農業政策、国・県の政策によって随分変動する部分もございますので、それを見ながら対策等については改めて検討したいなとは思っております。

ただ、今時点で、町独自として行っている政策もございます。経営所得安定対策に加入して、新規需要米であります飼料用米、備蓄米等の作付を行った場合に、国の交付金に対して上乗せして1万円を助成するものであったりとか、町内の畜産農家が生産する堆肥を利用した場合、1トン当たり1,000円の助成、また有害鳥獣対策としましては、イノシシ等の農作物被害防止のために電気柵を購入した方に対して最大5万円の助成とか、そのような取り組みを図っているところでございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、これからさらに検討を深めてまいりたいというところの考え方でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） この町もほかの町もそうだとは思うんですけれども、農業法人、大規模農家、こういったところに対する支援、財政的援助、これは厚いなという私の印象です。やはり、この町としては、爽やかな田園の町、矢吹町なんですから、農業は、産業の大切なものであります。やはり、この町の支援をさらに厚くしていってこそ、この町の農業に対する姿勢がはっきりしていくと思われます。

そういう姿勢に基づいて、次の質問なんですけれども、私の質問の中で触れました東京一極集中の緩和、そして、Uターン、Jターン、Iターンですか、こういったものが、今、言葉として聞かれております。この流れとして、移住・定住になってくるとは思うんですけれども、こういった中には、もう仕事が終わって、60、65、70、そういう方もいらっしゃいます。ところが、答弁の中で、支援できるのは50歳未満と、そういうこれは県のほうからの条件なんですけれども、そういう条件、なかなかこういった都会から来る方にとって、農業に関心がある方にとってハードルが高いのではないのか。ここら辺の点、この町、受け入れ体制として、これからどう考えていいのか、ご質問いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

補助事業、ハードルが高いのじやないのかというおただでございますが、先ほど答弁しました内容は、本当に生業として農業をやっていく方に対しての支援でございます。それで、お話をいたとおり、農業法人であったり大規模な農家に対する要件というものが、一般的なこの補助事業の一つの条件となっているところでございます。その辺はなかなか小規模の農家に対して厚い支援ではないということは、矢吹町を初め近隣の町村でも、そういう話が会議の中で出てきておりますので、県のほうに会議の都度、この条件の緩和であったり、もうちょっと緩いといいますか、縮める要件にするとかこともあります。

ただ、町としても集落営農を進めているところもございますので、そういう皆さんが集まって団体をつくって、今の該当する補助に申請していただいて、さらに経営を拡充していただくという取り組みも考えられますので、その辺についてもこれから協議を深めていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 富永議員聞いてるのは、定年後に、例えば移住して農業やりたいという人の関連の補助とかってないのかと。今のは、小規模が、というのはわかっているけれども、新たに農業を移住してやりたいという人の、ないのかというような話なんです。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） すみません、追加で答弁させていただきます。

60、70超えた方が矢吹町に来て農業をやる場合の支援でございますけれども、答弁の中にもありましたとおり、今、農短大のほうで体験農園とかも実施しています。そういうたまでは家庭菜園とか、趣味の分野から始める方に対しては、そういう実際にどこから始めいいのかというところの指導については、JAさんもありますし、今まで頑張ってきている農家の皆さんもおります。農短大もあって、そういう技術指導もできないわけではありませんので、そういう方を私どものほうからつなぐということは、町のほうに、移住・定住の協議会もございますので、そこを通じて行うとかということも考えられますので、そういう支援策については今もあるということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 答弁の中で、農業に興味を持った方が町に転入され、新たに就農したケースはこの町にはないと。さらに、新規就農者、昨年は2名程度ということありますが、一体どの程度、就農を目指しているのか数字的な目標等ありましたらお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

新規就農者として目指している数字ということでございますが、これまで、新規就農者の方、平成13年度から平成30年度まで数えると8名になります。就農者の方で、離職して就農した方については、同じく13年度から30年度までで33名。合わせて41名ということでございます。そのうち、ほとんどが39歳以下の方でございま

して、そこで新規で今までの13年から30年までの間で8名ということでございますので、これから目標としましては、その倍、16名ぐらいには当然持つていかなくちゃいけないかなというところで、私、考えているところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 16名というすばらしい数字を目標ということで出していただきました。

まさしくこの目標に向かって、しっかりととした体制を組んでいただければと思っております。ただ、この町のケースとして、新規につかれる方はそのご家族の方が農業をやっておられるということで、全く初めて農業をやるんだと、それに関心があるんだという方も多くいらっしゃると思います。先ほどの答弁では、農短大にフロンティア農園、そういうものが今指導しているという説明がありました。さらに、こういった農業に関心のある方に営農指導ということで、JAが2つあるよ、答弁の中で言っておるんですけども、営農指導をしていると。そのほかにも、今言った農短大等あって窓口があるんだということですけれども、仮に都会とかそういうところの住民に対してどのようにPRしているのか。

例えば有楽町にありますふるさと回帰支援センターというところがあります。これはNPOなんですかとも、そういうところに受け入れをお願いしてあるのか。そういう受け入れ体制としての、この町の姿勢、そこら辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

どのようにPRしているのかというところのおただしであるかと思いますが、町では、移住・定住に関して「矢吹暮らし」という冊子をつくって、それをいろんなイベントのときに配ったりとか、内容についてはホームページ等でもアップしているところでございます。

この冊子の中では、神奈川に住んでいた方が矢吹町に転入ってきて、農業を楽しんでいる、それで、矢吹町のよさは、JRの駅があったり、高速道路のインター、また空港も近くで、ショッピングセンター、民間の医療機関、日帰り温泉もあるというところで、そういうコメントも出している冊子でございまして、これを見たら矢吹に来たくなる、農業をやりたくなるというものができ上がっておりで、この冊子を十分に活用しながら、さらにPRに努めていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） PRも大切な情報発信だと思います。

町長にお伺いしたいんですけども、この答弁の中で農業を行うのに一番重要なという言葉が出てくるわけですけれども、この農業を行うに当たって一番大切なのは何かとお考えかお聞かせ願えれば、お願いいいたしま

す。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

農業をやる上で一番大切なことは何かということでございますが、それはまず本人のやる気だろうというふうに思っております。もちろん本人のやる気があっても、やる環境、そういう意味では土地だろうというふうに思っております。さらには、いい場所に農業が始まっても、今度は地域のそういうつながりとか、そのために非常に恵まれた場所であるかというようなことも大切な視点になってくるんじゃないかなというふうに思っております。意欲、耕す土地、そして住む場所。住む場所の中には、医療、お医者さんや教育する場面だったり、そういう生活する上での便利性というのも当然問われてくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味では、矢吹町というのは非常に恵まれた環境にある。したがいまして、矢吹町が農業が基幹産業であるという、そういうゆえんでもあろうというふうに私自身は認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

まさしく意欲であり、そして情熱だと私は思っております。ぜひ、この情熱が、また意欲が枯れないように、農業に興味がある方が定着し、そして持続できるような体制を整えていただければなと、そう熱く思っております。

次に、イノシシの件でありますけれども、本当に早く電気柵をそれぞれの田んぼに枠をつくって対策を練つていただいたというのは、これはよかったですと住民の方も申しております。

ただ、もう既に田内、柿之内地区という地区名は出てきておりますけれども、実際のところ、ほかの地域の中にも出ているんじゃないのかと私は思っているんですけども、そこら辺の情報というのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

イノシシ、田内、柿之内だけじゃないのかというところでございますけれども、三神の白山でも目撃情報がございました。また、この間の土曜日でございますけれども、4号線近くの館沢地内でも目撃したという情報を受けております。あと大町地内でもイノシシの目撃情報がありました。

それで、この田内、柿之内地区の裏に抱えている山側から来ているのじゃないのかというところで捕獲隊の方とも協議しながら、わな等の設置を今後進めていくというところで動いてはおります。

そういう状況でございまして、本当、農家の皆さん、また、その近くに住んでいる皆さんには十分注意していただきたい、また目撃情報があったら、すぐ役場に連絡していただきたいというところをお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） というように地域が徐々に広がってきております。イノシシ等が出没している。そうしますと、大きな生き物です。突然目の前にあらわれたとき、そこで生活している人達はどういうふうに受けとめるか。驚きますよ。びっくりしますよ。殺されるんじゃないかとそういう恐怖感も持ちます。そういう声も聞くんです。

作物対策というのは大切です。同時に、私の質問の中にありましたように、住民生活の安心、これにどう対応するか、取り組むか、これも大切だと思います。一応、矢吹町鳥獣被害防止計画なるものが答弁の中にあるようですけれども、住民生活を守る、そういう視点での計画になっているのか。

そして、一定の効果があるということですけれども、この計画の中においての効果というのは、一体具体的にどういうことなのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

住民の皆様の生活の安全というところの対策でございますが、目撃情報はあった場合、現場の確認は当然します。その後、捕獲隊の皆様と見回りを行い、それで危険性があるということで判断しましたら、すぐに防災無線を活用して注意喚起を図る。また公用車も使いながら、情報を発信していくというところで考えております。

この鳥獣関係、予防措置として捕獲をまず考えていかなければならぬというところでございますので、これだけ多く目撲情報があるので、いるのはもう間違ひありませんので、そこでわなをこれから十分に設置しながら、できるだけ捕まえていくという、その対策に限るのかなというところはあります。

また、周りの環境を整備していくというところも一つの予防の取り組みであるかなというところで考えているところでございまして、イノシシ等が好む草むらであったり、そういったところを減らしていったり、あと、餌が住宅の付近に野菜の切りくずとか、そういった残菜とかが置いてありますと、それを食べに来る場合もあるということで伺っておりますので、そういったところの予防の注意喚起をこれからも図っていきたいというところで考えております。

あと、ご質問にありました一定の効果でございますけれども、この電気柵を設置した地区においては、被害が軽減されております。なので、電気柵によってイノシシが、全て設置しているわけではございませんので、そこで、ないところを通って動きが見られるというところでございますので、今後とも防護柵の延長を延ばしていくという取り組みを進めていきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 有害鳥獣捕獲隊なるもの、団体がこの町にはありますけれども、こういった団体に対しての町の支援、いわゆる捕獲に当たって、さらに協力体制にやはりなっていただきたいという気持ちがあります。町としては、どう、こうした団体に対して取り組んでいるのかお考えをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

有害鳥獣捕獲隊への支援というところでございますが、この捕獲隊の皆さん、高齢化であったり、会員数の減少というところで、なかなか機動力が低下しているところがございますので、こういった捕獲隊で取り組むには、まず、そういったわなとかの資格であったり、そういった許可がないと捕獲することもできないという状況でございますので、そういった支援策を、この研修に向けての支援というところは今後考えてまいりまして、それで、できるだけこの捕獲隊の人数をふやしていくということが、この鳥獣被害の防止につながる対策ではないかというところで考えておりますので、その辺を今後努めていきたいというところでございます。

以上です。

すみません、追加で答弁させていただきたいと思います。

この捕獲隊についての団体に関する補助については、今まで実施しておりますので、これからもそれは継続していく考え方でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 続いて地域観光資源についてであります。

矢吹町まちづくり総合計画において、西側地域をどうするかという事業、これが桃源郷づくり事業は残っておりますけれども、里山に関する事業は予算がついておりません。そういった中で、今の答弁の中で、この西側地域は観光資源として重要であると認識しているということありますから、この総合計画の中で入れて検討する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後さらなる検討についてのおただしくございますが、確かに当初計画はしましたが、なかなかこう震災以後、具体的な動きはできなかった経過がございます。そういう中でも先ほど答弁しましたように、地域の皆さんの活動は確実に実施されているという現状がございますので、それらを踏まえまして、今後の後期計画の中

で、また改めてその部分についての検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○1番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時からでお願いします。

（午後 零時14分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

#### ◇ 鈴木 隆司 君

○議長（大木義正君） 通告3番、8番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴に大勢の方がいらしていただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、さきの台風15号により犠牲された方にお悔やみを申し上げます。また、数多くの被災した方々にお見舞いを申し上げたいと思います。さらに、早く被災された方々の平穏な生活が戻るよう、お祈りを申し上げたいと思います。

それでは、通告書に従いまして2点ほど、質問をさせていただきます。

まず初めに、新町西道路と周辺開発についてでございます。

この問題に関しましては、私は初めて一般質問で取り上げるものでございます。今まで数多くの同僚議員が数度に、何度もわたくちこの問題を取り上げておますが、私なりに質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この新町西道路周辺の開発については、14人の議員全員が、あの地区は4号線に面し、さらに矢吹インターに近いということで、あそこの開発については全議員が賛成、認めているところでございます。

町長から、大型ホームセンターナフコの出店の旨の話がありました。こうしたお店が出店すると、町経済に大変活性化の力を与えます。また雇用も拡大すると、そういう旨の話がありましたので、この新町西道路に関しましては、1億2,400万の当初の予算を全議員が賛成して認めたところでございます。

この道路がこの金額でできていれば、もう既に完成していたわけですが、3月の定例会におきまして1,000万の補正追加予算が上がりました。この1,000万については、その時点でまだナフコが来るか来ないかはつきりとした説明がないままの追加補正であったために、全議員が、これを修正して、とりあえずはつきりするまでは別のところに予算を持っていったほうがいいのではないかということで修正案が通ったわけでございます。

さらに6月定例議会におきましては、また同じように2,600万の追加補正の予算が上がりました。また3月と同様、まだ本当にナフコが来るか来ないかという説明がございませんでした。また、この新町周辺の全体的な総合的な開発がまだ示されていないということで、この追加も全議員に原案は否決され、また、この2,600万は別のところにということで修正案が出された経緯があります。

ですから、結論から言いますと、全議員があそこの開発が賛成でございますが、まだ不透明な部分、まだ公表されていない部分、まだ計画が発表されていない部分があったために現在に至っているものと思っております。

質問を申し上げます。

(1) 大型ホームセンターナフコの出店計画、出店取りやめの真意についてお尋ねを申し上げます。

2番、道路工事及び周辺開発に当たり数多くの議員が一般質問で意見を申し上げておりましたが、議員の意見や警鐘はなぜ考慮されてこなかったのか。

3番、今後の当該地における企業誘致と周辺開発の方向性について、再度、お伺いを申し上げます。

続いて、2番の質問でございます。

旧町民プール跡地の町所有地に関しましての賃貸借についてお伺いをいたします。

この問題については、間もなく工事が始まるということで大変敏感な部分もございますが、町民の方から幾つかの質問がございましたので取り上げました。よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、契約内容及び町条例により町長の決裁について……

[発言する者あり]

○8番（鈴木隆司君） いや、私なりの質問です。

[「そこに書いてある」と呼ぶ者あり]

○8番（鈴木隆司君） 契約内容の締結及び町条例により町長の決裁となった内容についてをお伺いをいたします。

賃貸借と決定した特別養護老人ホームとの契約が約1年以上にも長期化した理由についてお伺いをいたします。

3番、賃貸契約より先に建築確認申請が提出されたのはなぜかについての理由、経緯をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、こんにちは。

また、午後から傍聴していただける皆様、大変ご苦労さまでございます。

それでは8番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、大型店舗の進出計画と進出断念についてのおただしであります、進出計画については、当該企業とは平成28年6月より大型店舗進出の協議を行ってまいりました。

進出計画を担当していた取締役員からは、進出予定地である新町西エリアは、国道4号、県道棚倉・矢吹線、

東北自動車道矢吹インターインター、あぶくま高原道路に近接する交通の利便性が高い地域であり、また白河市大信地域、泉崎村、中島村など、近隣市町村からの集客も期待できる位置であるため、当該エリアの利便性や将来性について高い評価をいただき、進出に向け大変熱意ある言葉もいただいていたところであります。

また、企業独自の商圏に関する基準を持っており、周辺人口等の調査を実施していたこと、東北地方への進出を強く希望していた会長の意向や、企業の役員の方々が現地視察を実施しており、その結果、好印象を受け、進出に前向きであるとの報告が平成29年8月にあり、平成30年4月に仮の進出計画書が提出されたところであります。

町といたしましても、大型店舗進出により新町西エリアの開発が加速され、町民の皆様の利便性の向上、雇用機会の拡大など、全町的な発展につながるものと心から期待し、認識していたところであります。

次に、進出の断念に関する真意と経過ですが、これまで担当の取締役員からは、仮の進出計画書が提出されてから、本町への大型店舗進出については、取締役会に諮り正式決定を待つだけであるとの説明を受けおりましたが、令和元年6月25日に協議した際、進出に意欲的であった当該企業の会長が平成30年6月に急逝したこともあり、本町への進出の見通しについてさらに期間を要する状況となったとの報告や、これ以上、町及び新町地権者会の皆さんに迷惑をかけることはできないので、断腸の思いで進出を断念するとの説明があり、令和元年7月16日に正式に、進出を断念する旨について書面の提出を受けたところであります。

新町西エリアは一定規模以上の開発が見込める面積があり、町全体の発展に資する重要な位置にありますので、今後も町民の利便性向上及び雇用機会の拡大につながる企業の誘致に一層積極的に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線道路整備工事の進め方についてのおただしありますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、大型店舗の進出より新町西エリアの開発が加速され、町民の皆様の利便性の向上、雇用機会の拡大など、全町的な発展につながるものであり、心から期待できるものと認識していたところであります。

残念ながら、今回進出を予定していた企業、またそれ以前に協議してきた企業について、新町西エリアへ進出企業として受け入れすることはかないませんでしたが、進出を予定していた企業から仮の進出計画書が提出されたこと、大型店舗のオープンに合わせた道路整備等について、議員の皆様にも説明し、ご理解をいただきながら進めてきたところであります。

これまでの新町西線の整備の経緯についてありますが、新町西線については平成24年5月17日に、議会に対して「新町地権者会」から提出があった「新町エリアの開発計画の促進に関する陳情」が同年6月議会で採択され、矢吹町西側地域の活性化に資するとして、平成26年3月議会において「矢吹町道路線の認定」及び本路線に係る予算が可決されたことにより、平成26年度から事業に着手し、着実な整備を図っております。

新町西線は矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、国道4号からアクセスがしやすいうことから、大型店舗等の進出が見込める地域であること、道路整備後の宅地開発が見込めることなど、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定に基づき策定された「福島県商業まちづくり基本方針」に沿った開発を進めていくために企業誘致誘導の政策的路線として進めており、その整備効果が高い路線であると認識しております。

町といたしましては、道路整備を行うことにより新町西エリアの開発が促進するものと認識しており、新町西エリアの活性化に資する重要な幹線道路として、また企業誘致誘導の政策的道路として、将来にわたり有効活用ができる路線であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の企業誘致及び周辺開発についてのおただしであります、以前より新町地権者会から新町西エリアの開発について要望されていた内容についてはご案内のとおりであります、令和元年9月6日付で新町地権者会から、町道新町西線の早期整備並びに新町地区の開発促進、企業誘致について町に支援をお願いしたいとの要望書が提出されたところであります。

要望書には地権者会全員の署名があり、また乱開発、虫食い開発を防ぎ、一体開発となるよう、地権者にて「確認書」を取り交わしていることについても明記されております。

そのため町では、新町西エリアの開発については、町民の皆様の利便性向上、雇用機会の拡大、定住人口、交流人口の増加など、全町的な発展に欠かせないものと認識しております、これからも新町地権者会との連携を密にしながら全力で支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町有地の賃貸借に係る契約内容と経緯についてのおただしであります、当該町有地の賃貸借契約に至るこれまでの経過につきましては既にご案内のとおりであります、社会福祉法人篤心会を相手方として、令和元年7月22日付で「公有財産賃貸借契約書」を締結しました。

契約内容の主なものについて、契約物件は、矢吹町一本木140番1ほか計4筆、7,298.37平方メートル。使用目的は、社会福祉法人篤心会が設置経営する特別養護老人ホームの用地として。契約期間は、令和元年8月1日から令和51年7月31日までの50年間。賃借料は、貸し付けの日から令和11年7月31日までの10年間は無償で貸し付けるものとし、その後は両者協議の上、決定するものとしております。

公有財産の管理に関し、本契約の締結に当たりましては、地方自治法第237条第2項及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき、矢吹町財務規則第181条第1項の規定により、令和元年7月4日付で「普通財産借受等申込書」が提出され、同条第2項の規定により、さきに述べた契約内容について決裁し、同条第3項の規定により本契約を締結したところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームとの契約が長期化した理由についてのおただしであります、平成29年12月に整備事業者である篤心会から、「施設整備に係る要望・確認事項について」という要望書により土地賃貸借軽減について検討依頼があり、さらに平成30年4月12日には、土地使用貸借について「申請書」が町に提出されました。

町では、入所待機者解消のための特別養護老人ホームの開所が町民から待望されていること、賃借料の免除が事業者の施設運営の安定に寄与すること、過去に同様の施設へも町からの支援が行われていたことなどから、平成30年5月16日に、篤心会に対し、町の支援策として賃借料を10年間免除する通知を行いました。

篤心会では、平成30年12月に整備計画書を県に提出し、審査が終了した令和元年6月28日に、県から篤心会へ補助金交付決定通知がありました。

その後、令和元年7月4日付で篤心会から「普通財産借受等申込書」が町に提出され、7月22日付で「公有財産賃貸借契約」を締結いたしました。

議員おただしの契約の時期でありますが、篤心会の説明によりますと、特別養護老人ホームにつきましては

県社会福祉施設選定審査委員会による整備事業計画の審査終了後に補助金交付決定を受けることとなっており、手続終了までは整備が開始できず、町有地の賃貸借契約の時期を補助金交付決定後に行う予定としておりました。

当初の補助年度につきましては平成30年度及び平成31年度を予定しておりましたが、住民説明会や説明会後の住民への資料回覧等に一定期間を確保したことを初め、整備事業計画書の策定、審査等に時間を要したことから、補助年度を平成31年度及び令和2年度に変更いたしました。

なお、県の整備事業計画書審査は平成31年4月まで受けられず、町と篤心会との賃貸借契約につきましては、審査が終了し、県からの補助金交付通知到着後の令和元年7月22日となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別養護老人ホームとの借地契約締結前に建築確認申請が先行して提出された経緯についてのおただしであります。整備事業者である篤心会では、一日も早く着工を開始すべく、建築確認と事業計画の審査を並行して進めておりました。町有地の賃貸借契約につきましては、先ほどの答弁のとおり、県社会福祉施設選定審査委員会の審査を受け、補助金交付決定後に行うこととしており、令和元年7月22日に契約いたしました。

一方、建築確認申請につきましては、県の事業計画審査の開始とほぼ同時期である平成31年4月15日に篤心会から一般財団法人ふくしま建築住宅センターに提出され、ふくしま建築住宅センターでは確認を令和元年7月16日に終了しております。

なお、本件について県南建設事務所に確認したところ、建築確認申請につきましては「建築基準法」に適合しているかどうかを審査するものであり、土地の契約締結が完了しているかどうかについては審査項目に含まれていないとのことでありましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず、先ほど申し上げたとおり、ここの開発については全議員が同じ思いでおることであります。この進め方についてお尋ねします。

まず、この道路をつくるに当たって、ナフコが進出しますと……

[発言する者あり]

○議長（大木義正君） ご静粛にお願いします。

○8番（鈴木隆司君） 進出するためには、県のまちづくり条例により面積要件があるので、道路をつくることによってこの区画を区切るんだというような説明であったわけです。それはもっともな話なので、議員も全員賛成をして、先ほど申し上げた1億2,400万の全工事の予算を認めたわけでございますが、問題は、このナフコが来るということをどのレベルで判断したかということです。

ご存じのとおり、町長は巨大な予算の執行権を持っている長でありますので、町長が来る、来ないという意味は大変大きいんです。

最近になって、この9月定例会前にナフコが提出された出店意向書の撤回書というのを議員が受け取りました。

これによりますと、矢吹町関係者各位並びに関係地元業者からこの土地を、紹介を受けたと。ナフコ側的回答としましては、出店の計画の分析、矢吹町周辺の商圏の分析を行った結果、まことに遺憾ではありますが出店に至らなかつたというような内容の文面でございます。

この意向書の文面からすると、確かに場所はいいと。紹介された場所はいいので、ただ、ナフコとしては、出店するかしないか商圏を調べます、自分のところの出店計画を練りますと、これは当たり前の話です。ですから、これは出店しますじやなくて、出店の意思があつて、なおかつ、調べてみないとはつきりした回答はできないということを意味していると思われ、解釈をいたします。

ですから、町長はどのレベルでナフコが来るということを議会で発表したのかということについてお伺いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

新町西エリアの開発についてのご質問でありますが、ナフコとまちづくり推進条例の絡みでございますが、私は一貫して、その件についてはこのような説明をさせていただいているところでありますし、また、当時から議員として活動されていた鈴木隆司議員であれば、その経緯についてもご存じのことかと思いますが、確認の意味で、私のほうから時系列的に話をさせていただきたいと思います。

そもそも企業誘致誘導の政策的道路としてあの道路を整備するという考え方については、さかのぼること、ちょっと細かいんですが、平成24年ごろからこの話が出てまいりました。その後、具体的に商業まちづくり推進条例がネックになって、道路については分断をし、進出する企業が一体的な開発に当たらない。つまり1店舗当たり6,000平方メートルを超えない規模での進出をするためには、進出するその場所、土地を分断して、それぞれが6,000平方メートル以内であれば進出が可能で、というようなことを、実は平成27年1月8日に、県商業まちづくり課の課長さん、主査が来町して、町の今回の新町西道路、新町西エリアの政策的な道路として道路を整備することについては可能です、そうなれば、今、希望されている大型ショッピングセンターの進出も可能で、というような話を町のほうにしているところでございます。

そのときの進出を予定していた企業はイオン、コメリでございました。ですから、ナフコ以前からまちづくり推進条例に基づく新町西道路の整備については皆様にお諮りをして、そして予算をいただいて整備を進めてきたわけでございます。

したがいまして、ナフコが進出するかしないかという判断、それよりも、それも大事なことですが、道路そのものはそれ以前からずっと継続して整備の話が、議会で、そして町民のほうにも説明をしてきたことでございますので、ご了承いただければと思っております。

ナフコが来ることを私がどの時点で確認をしたかという判断でございますが、それについてはナフコのほうが、積極的に矢吹町に進出したいということで、仮の進出計画書を上げてまで矢吹町に進出の意向を、町のほ

うに話をしていたということで、これについては、町としてはぜひ、西側開発にとっても大変大切な案件であるので、道路についても今までどおり継続して整備を進めていかなくちゃならないということでございましたが、こういう理解がなかなか議員の皆様の中でも進まなかつたことによって、3月、6月に議会の皆様に修正案も含めて否決をされて、今、事業が停滞しているということについては私の不徳のいたすところということで、おわびを申し上げながら、さらに理解をしていただくために、なお協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上で、鈴木隆司議員に対する再質問の答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 私の質問とちょっとずれたところがあるようなんですが、以前からの話は、以前にさかのぼると、以前からあの地区の、あのエリアの開発については地元住民から陳情が上がって、全議員が採択をしております。

ただ、今回のあの道路着工に当たっては、先ほどから言っておりますとおり、町長が、ナフコが来るので、それによって町の経済活性化、雇用の拡大になるのでということであって、それは当然だということで、全議員が1億2,400万での道路の着工を認めたわけでございますが、私の質問は、どのレベルで、どの段階で、町は議会に対してナフコが来るという発言をしたのかということで、もっと具体的に聞きますと、ナフコの取締役会で決定した事項なのかをお尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

取締役会で決定した事項なのかというところのおただしでございましたが、取締役会で検討を進めているというところの報告は受けております。

当初、28年6月6日になりますけれども、企業の開発担当者から、計画があるということでご相談がありました。それで、29年度から具体的な協議を進めてきたところであります。今回進出がかなわなかつたこと、私も含め、非常に残念であるということで感じております。

平成29年3月には、会長さんが今年度の売り上げを確認して、29年6月に進出について判断するということの説明もございました。29年7月には進出を実現したいとの報告があり、29年8月19日には代表取締役社長の方が現地に視察に来ております。また8月21日には役員の方が現地視察、それで取締役会で検討を進めているというところの報告がありまして、それを受けて、開発を担当します産業振興課、都市整備課を交えた協議というものを実施しております。それだけ協議が詰められた中で進出に向けた動きがあつたということでござりますので、そういう流れで、この進出については判断したところであります。

企業が進出するに当たっては、社内、社外とも、さまざまな調整が必要になるということは十分に認識しております。そのため、具体的な計画を示すまでには時間を要することもある程度、やむを得ないということで考えております。それで、この当該地区の開発については地権者の皆さんと進出企業との協議が進められて

たということもお聞きしております、そういうこれまでの説明の中から、具体性があるものとして認識して  
いたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 取締役会の決定はなく、検討中であったということでございますが、今回の新町西エリ  
アのナフコの問題にかかわらず、矢吹町に企業が進出する場合に、長たるもののが、町長が進出しますと言うこ  
とは、私は、取締役会でもう決定という段階で議会に報告すべきもので、今回の発言は拙速であったというよ  
うな感が否めません。

ご存じのとおり、ナフコはジャスダックに上場している上場企業であります。株式を一般、不特定多数の人  
に公開しております。ですから、取締役が現地を見たとか、偉い人が見に来たから来るんだではなくて、取締  
役会できちんと決めて、決定事項を株主総会で、その年の出店計画云々を株主総会にかけて、承認をいただい  
て出るのが上場企業でございます。

ナフコに関しますと、上場企業ですから、さまざまな企業の内容、業績、計画が公開されております。2018  
年度、対前年度として増収、総益、プラスでございます。また2019年度、今期の予想もプラス9%で推移する  
というようなプラスの業績の発表をしております。こうした業績の発表化すると、ナフコ自体に問題があつて  
出店を取りやめたということは考えにくいということでございます。

また2019年、いわゆる今年度、ナフコの出店計画によりますと、出店が2、退店が3と公表しております。  
今のお話でいきますと、この出店2の中に矢吹町が含まれているのかということは、私は、調べればわかりま  
すが、考えにくいと思います。

ナフコは3月期の決算でございますから、4月から新年度が始まります。新年度、2019年度に出店2と公表  
しておりますので、これが決まるというのは、年から言うと前の年の11月、12月にはもう、取締役会で翌年度  
の出店が決定づけられるということになるからです。ですから、もっと早く町は、ナフコが出店しないとい  
うのをつかんでいたんじゃないのかということをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 鈴木議員、質問はわかるんですけども、西側開発に関しての質問だと思うんですけど  
ども、西側開発で初めに、先ほど答弁があったように、イオンとかコメリとかの進出計画があつて、そしてい  
ろいろ西側の開発、道路も含めてという、始まっているんで、質問では、何かナフコだけが来るか来ないかだ  
けで開発したみたいな質問ですけれども、その辺をしっかりと認識して質問していただきたいと思います。

8番。

○8番（鈴木隆司君） しっかりと認識しているつもりで、この道路をつくるときにナフコが来る旨の話、説明が  
あって、雇用拡大にもつながるというお話をあって始まった話だから聞いているんです。

○10番（熊田 宏君） 議長、鈴木議員は推測で、ナフコの役員会まで推測して言っているので、推測  
の、仮定のお話しするのはちょっとやり過ぎだと思います。

○議長（大木義正君） もう一度言いますけれども、新町西側開発の陳情、お願いしてと始まったときからの經  
緯としては、大型、イオンとかコメリとともに含めた大型店が将来に向かって進出しやすいようにということ

始まったやつなんで、あくまでも、ナフコが来るから新しい道路をつくったとか、そういうふうに何か質問では聞こえるんですけども、その辺をきちんと認識して質問していただきたいと思うんですけれども。

8番。

○8番（鈴木隆司君） ですから認識して、1億2,400万の予算を認めるときに、ナフコが来る旨の説明があつたから認めておるんです。

話を変えますけれども、それでは、このエリアの開発に当たってはほかの議員からの質問に、事前にこの土地が売買されたということに関しては、町長がまことに残念で遺憾であると答弁しております。以前からの開発は議員も賛成でございますが、私が思うのに、これだけの公金を使って開発するに当たって、なぜ、町はきちんとした周辺の全体計画、それから決め事、あるいは縛り、そういうものを取り決めてこなかったんでしょうか。

例えば、区画整理事業組合で公金を、多額の公金を使って整理した場合にはさまざまな規則、規定がございます。例えば今、矢吹町が取り組んでいる県の森林再生事業に関しては、県の補助金が入るために、その土地、山林に関しては、5年間こうです、ああです云々の規定がございます。結局、そういうことが計画的に行われなかつたから、事前に売買が行われたり、きちんとした開発がされなかつたんではないでしょうかということをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 時計とめます。答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

新町西エリアの土地の中で一部、先行して虫食い状況になっているような土地があるんではないかというような、そういうおただしで、さらに、この土地については一体的な開発を町が主導したというような、そういう発言ありました。

例えば、森林再生事業については町がきちんとした形で整備を進めているんではないかと。なおかつ、5年間については縛りがあって、その後の物件等の異動等、さらには変更等については一定のルールがあって、縛りがあってできないんではないかというような、そういうおただしで、ですから、新町西エリアについても同様の考え方に基づいて町が主体的にやっていくべきだというような、そういうおただしでございますが、1つ確認しておきたいのは、また鈴木隆司議員にご理解いただきたいのは、森林再生事業はおっしゃるとおり、町が発注して、県の交付金をいただいて整備をしております。これについては、きちんとした県からの縛りがありまして、物件の異動、さらには変更等については5年間の縛りがありますが、しかし新町西エリアについては、新町地権者会の土地でございます。民地でございます。したがいまして、町が民地である新町西エリアの土地をそういう形で縛りを設けるということについてはできないということについては、鈴木隆司議員も容易に理解していただけるんではないかなというふうに思っております。

ただし、一体開発、乱開発防止という観点では、さきの議会でも、そして議会全員協議会で議員の皆様にもお話をさせていただいているとおり、一体開発、乱開発防止のために、地権者会の方々が中心になります、非常に町にとって有益な、そして町の将来の発展に有益なこの土地については、地権者会全員が同じ気持ちを

持つて開発に取り組んでいこうという確認書を全員からいただいたという報告を受けておりまして、議員の皆様もご理解していただけているんではないかなというふうに思っております。

したがいまして、今後は地権者会と町が一体的に連携、協力しながら、一体的な開発につながるような、そんな開発を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、鈴木隆司議員がおっしゃる一部の虫食い状態になっている土地ということでございますが、この方も地権者会と一緒に開発については進めていくという、そういう確認書をいただいておりますし、先行してどのようなものをしていくというような具体的な話をしているというような状況にないということの報告も私自身、受けておりますので、その点についてもご理解をいただければと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今、二度、三度にわたって虫食いという言葉が使われましたが、私は虫食いという言葉を言っていませんし、使っておりません。

私の言いたい話は、地元の陳情を受けて、議会が当然、あのエリアは町にとってすばらしい、町発展のためにはいい場所なんでということで陳情を採択した場所で、その採択によってさまざまな補助金、町のお金が、公金が投入されたわけですから、あれは町全体の開発と受け取って、町にどういうプラスになるか、町のためにはどういう、人口増であったり、経済の活性化の波及であったり、そういう町全体で取り組む場所だと思います。それだからこそ、議会で採決をして公金が投入されたのです。

私は虫食いとは言っておりませんが、それ以前に、その情報を持った人の売買があったということは町長も残念で遺憾だと、さきの定例会で答弁しております。私が本当に危惧するのは、例えば、本当に心配するのは、反社会勢力が何かの方にあそこを買われて、そこに事務所ができたり家が建ったといったら、これから企業誘致にも大きな影響を及ぼすわけですから、確かにあそこは民間の地権者の土地ですが、町議会の採決を受けて公金が投入された場所ですので、地権者と十分に話し合って、そういうことが起こらないようしていくのが町の務めではないかということを申し上げたかったのです。

この件について再度、答弁を求めます。

○議長（大木義正君） 隆司議員、ちょっと質問の具体的、これを聞きたいというのが今、ちょっとわからないんで、通告に従ったやつの質問できちんと。

○8番（鈴木隆司君） あのエリアは地元の地権者だけではなく、議会で採決されて、あそこの発展を採決されておりましすし、公金が入っているので、町全体のためになるようにみんなで考えていきましょうというエリアではないのですかと。

○議長（大木義正君） 先ほど町長の答弁の中で、地権者会と一緒にやっていくというような答弁あったと思うんですけども。

8番。

○8番（鈴木隆司君） そのとおりですと私も言っておりますが、この問題に関しては先ほど、冒頭言ったとおり、たくさんの議員から何回にもわたって意見、警鐘が出ていたわけです。早くそういう話し合いをしたほう

がいいとか、早く地権者会を結成したほうがいいとか。

例えば、ナフコの話に戻りますが、進出すると調印があつてから工事を始めたほうがいいんではないかと。つくったはいいが、来なくなったら大変ですというような話まで今まであったわけです。

[発言する者あり]

○8番（鈴木隆司君） 議長がいろいろ言葉を挟むもんですからこういう説明になるんですけど。

○議長（大木義正君） じゃ、一問一答で1つずつ。この問題はどうなんですかという、そういう聞き方でお願いします。

○8番（鈴木隆司君） 議員の意見、警鐘と書いておりますが、早くから地権者会の結成、地権者会との話し合いをしたほうがいいというたくさんの議員の意見があったにもかかわらず進まなかつたのはどうしてですか。

○議長（大木義正君） 時計とめます。答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

地権者会についてのおただしくございますけれども、地権者会については、まず一度、道路整備が決まった時点での休眠ということにはなっておりました。ただ、このエリア開発というところを進めていく上で、やはり地権者会の皆さんと町がかかわっていかなければならないというところでございましたので、その再編に向けて、産業振興、商業、関係する産業振興課のほうで、今年度から、より密にかかわっていくこととして進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今の答弁で結構です。

ですから、もっとそれを早くやるべきじゃなかつたかというような議員から警鐘が出ていたわけですから、今になってちゃんとできているので、それはそれで結構です。もっと早くやるべきではないかというような意見が大分前から出ていたわけです。

続いてもう一点、同じく議員から出ていた話として、進出企業があるんであれば、調印してから工事に入つたらいいんじゃないかと。予算は1億2,400万、全議員の賛成で認めましたが、万が一、来ないと大変になりますという話もあって、きちんと調印してから始まつたらいいんではないかという意見も検討されなかつたのかということをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

進出企業が決まってから道路を整備すべきではなかつたのかというところでございますが、これについては、また当初の問答になつてしまいますが、経過がございます。

新町西エリアを、町としては重要な場所、そのために当初、新町地権者会のほうから、早期に開発について町のほうでお願いできなかというような要望書が出されて、その陳情は採択を受けました。その採択を受けて、要望の中に、あのエリアについては大型店舗の進出、住宅エリア、商業エリアとかという、さまざまな考え方を示された中にあって、町は、大型店舗の進出のためにこの場所が最適地だということで場所を決めながら、そして、それについて議会の皆さんにお諮りをして、ではそうしましょうということで予算もついた。

しかし、実際にあそこに進出を希望した業者が来たときに、それがイオン、コメリでございますが、一体的な開発につながってしまうと。ですから、その面積要件をクリアするためには道路をつけるべきだということでございますので、要するに、進出企業をもちろん誘導するためには道路が必要ですが、ナフコが来るから道路を整備するではなくて、あそこを開発するためには道路が必要なんだという、そういう政策的な誘導のための道路であるということを、もう一度、念を押させていただきたいと思います。

つまり、ナフコの進出が決定した後に道路をつくるべきだではなくて、そもそもあの場所自体は、町の最重要開発の、発展の最重要エリアのために道路をつくらなければ進出する企業が決まらないと、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（大木義正君） 静粛に願います。

再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 言っていることは私もわかりまして、あそこの一体の、違います、一体の開発に関してはそのとおりでございますが、確認しますけれども、ナフコが来る旨の説明があつて、経済の活性化、雇用の拡大になるので道路をつくらせてほしいと町長は言っているんです。それは、ああ言えばこう言う的な話になるので、それはやりませんが、結構でございますが。ですから、あの場所が本当に重要な場所なので、きちんと町の方針、地権者の話、それから町全体の役に立つような開発をしてほしいということを申し上げておきます。

続きまして、2番の質問に移らせていただきます。

旧町民プール跡地に来る特別養護老人ホームでございます。

これから団塊の世代の人たちが高齢化して、この特別養護老人ホームは本当に矢吹町にとってありがたく、うれしいニュースでございます。これができることによって本当に多くの町民が助かるもの、ありがたく思っているものと思っております。

ただ、ちょっと事務的な、町の事務的な手続につきまして二、三お伺いをいたします。

まず1つ。公募時に賃料が300万という、年間300万ということで公表されて、公募に応募がありまして、プレゼンテーションが行われました。決定してから、この金額が10年間ゼロになったといいういきさつについてお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

この賃料の無料の件につきましては、平成30年3月の段階で、この議会の一般質問で鈴木一夫議員から質問がありましたが、そのときに、町としては支援をしますが、これまでの例からしますと、建設費あるいはその借金の利子補給等の例があるということでお答えをいたしましたが、その時点では決まっておりませんでしたが、先ほど町長が答弁いたしましたように、篤心会のほうから借地料について無償でお願いしたいというお話がありました。その時点で町としては検討いたしましたが、条例に照らし合わせて、公共的、公益的事業であることから、減免するという方針を決定したところであります。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 内容については理解しております。私が言いたいのは事務手続の問題で、公募できちんと決めた条件が相手方もあって公募が行われて、プレゼンテーションが行われて、それが1つに決まった時点でその公募の条件が変わるというのは、事務手続上、余り好ましいものではないということです。

いろんな事情があって臨機応変に対応したんだと思いますが、これは町にとってもいい話ですけれども、ただ事務手続上、きちんと公募で決めて、お互いに同じ土俵で争った者が決まってから変わるという事務手続は、今後はやめていただきたいというような意見です。

いかがでしょうか。

○議長（大木義正君） 質問でいいんですか、質問。

○8番（鈴木隆司君） じゃ、いいです。時間がないのでいいです。

もう一点。町長の決裁によって、今回の賃貸契約、先ほど説明いただきましたが、50年。10年間、3,000万無料ということでございますが、町長の決裁で、私も町の条例を読ませていただきましたが、町長の決裁で無償化の話ですけれども、例えば今回の千葉県の被災者のように、被災者が困っていて町の施設を借りるとか、提供するとか、あるいは町に進出している企業が何か展示会をやるから町の施設を借りたいとか、例えば運動会やるのでグラウンドを借りたいとか、そういうレベルでこの条例は私は決められているのかなというような思いで読んでおります。

50年間、約半世紀にわたって、しかも金額、10年、3,000万無料。これだけのことは、私はちょっと過大解釈じゃないかと思います。例えば、町の土地は町民の財産ですから、50年間、そして10年間、3,000万無料というのは、やっぱり議会に上げて、議会でいろいろ議論して決めていったほうがよかったのではないかと思いますが、町長の答弁、お答えをいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

1年間、300万円というのは、仮に目的外使用で使った場合の使用料を概算ではじいたものであって、貸す

ことによって300万円が前提になるというものではないということでご理解いただきたいと思います。

あと、プレゼンテーションのときと条件が変わった事務手続というふうな認識は全く持っておりません。プレゼンテーションのときには、同じ土俵の上に立っていただいて、それで競っていただいた。その後、決まった後にその方から、いろいろな協議の中で出てきたことでありますので、決して事務的な手続で誤りあったという認識は持っておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） あと12秒ですけど、ありますか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 時間がないので。私は、みんな町の発展を望んで、町が好きな人でつながっていると思うんです。ですから、話し合うということは決して悪いことではなくて……

○議長（大木義正君） 以上で、8番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休憩します。

再開は2時15分からお願ひいたします。

（午後 2時03分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

---

#### ◇ 藤井精七君

○議長（大木義正君） 通告4番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして傍聴席の方々、本当にありがとうございます。また、ご苦労さまでございます。

それでは、通告に従いまして、順次、一般質問をしていきたいと思います。

最初に、町道神田西線、今後の改良計画はどのように進んでいるのか。また町道中野目堤線、中野目八坂神社前の道路改良計画、見通しを伺います。

現在、神田西線の町道の工事も旧日建福島工場の跡地までの玄関口まで達しておりますが、日建さんは新しい新田の工場に移りましたが、ようやく南門の付近まで工事の進捗状況が見えてきましたが、そうした歩道のおかげで、三神小学校の南通用口のほうに通う明新、中野目、堤、そして神田地区の児童たち、歩道ができる安心して通学をしております。

この神田西線の道路改良が予算化されたとき、20年のあれですから10年近くになりますが、同僚議員から、藤井君、神田西線より町の道路改良場所は幾らでもあるという、こんな、今は引退しましたが、議員から言われたことがあります。ただ、本当に立派な歩道できました。できている、今、途中ですが、夜など車で走りますと、夜間照明がきらきら赤く輝いて本当に走りやすい道路、そういう状況になっております。

第2期工事、第2工区、2番目の工区は、改良を行う場所が、住宅地などがこう、なかなか難しい問題も抱えると思いますが、1区工事の終了が今年度完成、そして2区工事、計画はどのように進んでいるか伺います。

また、町道中野目堤線、堤のほうに下る坂道は結構勾配があるので、土砂等の流出が激しく、軽トラ専用道路、そんな道路になってしまいます。四、五日前にグレーダーで整備していただいたようですが、私も中野目のほうに行く機会が大変多く、藤井さん、どうなっているんだいという、道路のことを聞かれます。

事務報告書を見ると、一級町道の数が9路線、舗装率99.1%。二級町道19路線、舗装率95%。その他の道路、646路線、これの舗装率が48.7%。合計の舗装率56.8%とありますが、路線数674、合計総延長の距離に見ますと約354キロという、かなりの距離数になります。いろいろ道路の改良工事も大変だと思いますが、中野目堤地区の路線は住宅の前を通り、そして八坂神社、決して利用の少ない町道ではないと思います。改良計画の見通しを伺います。

次に、現在の町の空き家の実態と、その状況は。また、利活用できると見ている家屋はどのような数か伺います。

全国の空き家数は約820万戸、空き家率約13.5%になっております。少子高齢化、そういう現象による人口減少が本当に急激に進んでおります。今後も空き家は増加していく、そういうことが予測されております。そうした中で今、全国各地に広がりを見せている不動産の再生を通じて新しいまちづくりの動き。ひとり暮らし、単身世帯の方もかなり矢吹町にもいると思います。今後、5年後、10年後の空き家数も視野に入れながら、少しでも空き家を活用して町の活性化につながればと思っております。現在の町の状況を伺います。

次に、放課後児童クラブの状況と、課題はないのか。あるとしたら、対応を伺います。

平成8年4月1日、矢吹小学校、9年、善郷小学校、14年、中畠小学校、15年、中畠小学校と三神小学校が一緒になって中畠で行っておりますが、平成19年4月1日より、三神小学校が中畠小学校からやっと独立して、放課後児童クラブは現在に至っております。私も当時、三神小学校の父兄から、三神もいつまで中畠小学校に通わなくちゃならないんだいなんて言われたんだけれども、そうしたことでの回か教育長に一般質問をしております。

現在の入所児童数は、善郷小学校120人、矢吹小学校70人、三神、中畠50人、これが定員でございますが、定員に対して、現在、矢吹小学校64、善郷小97、中畠小30、三神小29名と、定員数から見ますと待機児童はないように思いますが、現実はどうなっているのか。今、全国的に見ても、学童指導員の不足が本当に言われております。こういう全国の傾向、矢吹の指導員の現在の状況はどうなっておるのか。また、指導員不足ということであればどのような対策を行っているのか。

私ごとですが、一番下になります内孫が来年ようやくといいますか、やっとといいますか、早いといいますか、小学校1年になります。余りしたことありませんが、私も放課後児童クラブ、学童保育のひとり園長をやる時間があります、ひとり園長、家庭で。ですが、本当にこれが大変で、口も出ない、足も出ない、手も出ない、そんな状態のときあります。あっち向いてほいではなくて、あっち向いてぽいです。このような児童たちを見ていく先生方、そして指導員の方々も本当に大変なことと思います。来年1年生になりますから、いろいろ文句はあるんですが、孫ですから、放課後児童クラブ、これで面倒を見ることになるかも考えられます。よりよい環境の中での生活ができるよう、このような思いから、今、質問しました。

答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町道神田西線の今後の計画についてのおただしであります。本路線は神田地区における県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線を結ぶ幹線道路であり、三神幼稚園、三神小学校への通学路として利用されている町道であります。

道路整備につきましては、平成22年度に道路設計に着手し、県道石川・矢吹線から三神小学校南門までを1工区、三神小学校南門から県道須賀川・矢吹線までを2工区として事業を進めております。

平成22年度に1工区について事業に着手し、本年度においても三神小学校南門付近までの改良舗装工事の実施を予定しており、当該工事により1工区が本年度末に完成することとなります。

2工区につきましては、平成22年度に道路設計いたしましたが、当該工区に係る震災以降の土地利用状況等を勘案し、本年度において再度協議を深め道路設計を行っているところでありますので、今後は地元区長を初め、沿線地権者へ丁寧な説明を行い、計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本路線は本町において大変重要な幹線道路であることから、計画的に整備を進め、児童や地域住民の安全な通行を確保するため事業を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

次に、中野目西地区、八坂神社前の町道整備計画についてのおただしでありますが、議員おただしの路線につきましては、中野目西地区の生活道路として利用されている町道東堤2号線であり、家屋が集中する区間においては道路が整備されているものの、八坂神社前から堤地区へ向かう約155メートルについては未整備のままになっている路線であります。

当該未整備区間においては、平成27年度に、中野目区長を代表として、地域住民の皆様から「町道東堤2号線の舗装に関する要望書」が提出されております。町といたしましても、傾斜がある砂利道であることから、維持管理面において大雨による路面の洗掘を懸念しております。現在は応急的な対応をしておりますが、恒久性を考慮した舗装整備が必要であると認識しております。また、本路線は生活環境の向上に大きく寄与することから、次年度以降、早期に現道舗装が必要な優先すべき路線として検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

最後に、町内の空き家の利活用についてのおただしでありますが、本町では、地方創生推進交付金事業として採択を受けた「移住定住サポート事業」により、町内への移住定住希望者の受け入れ態勢の整備を目的に、平成29年度及び平成30年度の2カ年で町内全域を対象とした空き家調査を実施いたしました。

調査内容につきましては、平成29年度は課税情報や世帯情報、上下水道の使用状況等のデータを集計し、空き家の可能性が高いと思われる推定空き家の一覧を作成いたしました。その後、各行政区長に推定空き家の内容を確認いただくことで精度を高め、平成30年3月末時点で、町内全域に310棟の推定空き家があることが判明いたしました。

平成30年度におきましては、前年度に作成した310棟の推定空き家のほか、新たに地域住民より寄せられた空き家情報6棟を追加した316棟の推定空き家について、電気メーターの稼働状況やガスメーターの有無などの生活感を判定基準とし、1棟ごとに現地調査を実施した結果、平成30年12月末時点で、219棟を空き家として判定したところであります。

また、この219棟の空き家の所有者に対しましては、空き家の築年数や管理状況、今後の利活用に関する意向等のアンケート調査を行い、データベース化するとともに、自治体が空き家の売買や賃貸を仲介するサービス、いわゆる「空き家バンク」への登録の意向についても確認したところであります。

なお、空き家バンクへの登録を希望された方につきましては後日、家屋の内観等の詳細調査を所有者等の立ち会いのもと行ったところであり、平成31年3月末時点で13棟の空き家が利活用できると判定しております。

議員おただしの空き家の利活用計画につきましては、近隣自治体を参考としながら、本年度内に空き家バンクを設立し、空き家の売買や賃貸を希望される方同士を結ぶサービスを開始したいと考えております。

例えば、白河市では平成28年に空き家バンクを設立しており、公益社団法人福島県宅地建物取引業協会白河支部と協定を締結することで、宅建協会が空き家バンクへ登録を希望する物件の調査や見学に立ち会うほか、契約の仲介を行うなど、信頼性の高い運営を行っております。

本町におきましても、今後も空き家が増加していくと予測されることから、空き家の有効活用につきまして、移住定住支援と連携しながら効果的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

放課後児童クラブについてのおただしでありますが、放課後児童クラブにつきましては、放課後や夏休み等の長期休業時に保護者の就労等により家庭において面倒を見ることができない児童について、安全を確保するとともに、健全な育成を図ることを目的に、町内4小学校において設置しております。

児童クラブの運営につきましては、本年4月より毎週土曜日の開所及び8月13日から16日のお盆期間の開所を行うとともに、開所時間を午後6時30分まで延長し、さらに延長利用料金を廃止するなど、サービスの充実を図っております。

そのほか育成料につきましても、減免の対象を、生活保護世帯だけでなく多子同時入所世帯やひとり親世帯も対象とし、利用者の負担軽減を図っております。

本町の放課後児童クラブの状況としましては、本年9月1日現在の入所児童数は、矢吹小学校が69人、善郷小学校が121人、中畑小学校が37人、三神小学校が40人の合計267人であり、昨年と比較し24人増となっております。待機児童につきましては、矢吹小学校で6年生6人、善郷小学校で1年生3人、2年生1人、4年生2人、5年生8人、6年生2人の合計22人となっております。

児童クラブの実施に当たっては、「矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例」により、支援員の数のほか、専用区画の面積が児童1人につき1.65平方メートル以上でなければならないと定められております。現在使用している教室数では、定員を超える児童を受け入れることは難しい状況であります。

さらに、定員を拡充するための新たな教室の確保につきましては、学校等での場所も限られているため大変難しいことから、複合施設完成後には、現在の図書館を、待機児童が最も多く、児童クラブ専用の教室がない善郷小学校の運営場所として活用することで検討しております。

現在の図書館については、新耐震基準を満たし、再利用が可能な状況であることから、複合施設完成後に改修を行い、令和3年度開所に向けて準備を進め、子供たちの安全で良好な環境を確保してまいります。

また、放課後児童クラブ支援員の人数は、矢吹小学校が4人、善郷小学校が7人、中畠小学校が3人、三神小学校が3人、休日対応支援員が7人の合計24人であります。配置基準上、善郷小学校で2人、三神小学校で1人の支援員が不足している状況で、これまでハローワークや町ホームページへの求人情報掲載、ウェブ求人媒体の活用、町内施設でのポスター掲示などにより支援員募集を行ってまいりましたが、人員の確保に至っておらず、不足分につきましては休日対応支援員及び子育て支援課職員が対応しております。

放課後児童クラブの運営につきましては、今後、一般社団法人まちづくり矢吹への業務委託を予定しておりますが、人員の確保に関しては、勤務時のイメージを持ってもらうための施設見学、働きやすい時間、日数の設定など、応募意欲を高めることや、さまざまな基準媒体を活用するなど、まちづくり矢吹と協議の上、引き続き改善を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 最初に、町道神田西線のほうのことで再質問をいたします。

震災以降の土地利用状況等を勘案してと。この土地利用状況等というのは具体的にはどのようなことかと、質問いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、12番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

土地利用状況、具体的にはどのようなことかということでございますが、こちらにつきましては、震災で幾つかの家屋が解体されている状況がございます。当初は震災前の、建物をなるべくかけないような形での道路計画をしておりましたが、その後、震災を受けて状況が、住宅の配置状況が変わったということで、改めて、費用の部分も含めて、全体事業費の分も含めて、本年度、再度、修正の設計を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 続いて、また西線のほうでお伺いします。

1工区は今年度中に完成というような答弁ですが、2工区のほうの見通しはどうのように、完成見通しは。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、12番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

2工区の完成見通しでございますが、神田西線につきましては全体延長が約1,100メーター、1.1キロございます。1工区が680メーター、2工区が420メーターということで、1工区につきましては平成22年度から事業に着手しております。事業費としまして約2億7,000万ほど、測量費、用地費、工事費、委託料等で約2億7,000万ほどの費用がかかっております。

2工区につきましても、概算事業費が約1億7,000万でございます。今後の国庫補助事業の予算の配分状況もございますが、5年程度で何とか、用地交渉等がスムーズに進めば5年ぐらいで2工区を完成させたいというような思いで、現在、進めているところでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） ありがとうございました。

続きまして、中野目堤線のほうで伺います。回答のほうに、早期に現道舗装が必要な優先すべき路線と。この優先順位の規則というか、定義というか、それが、今、答弁できればお願ひします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、12番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

優先道の定義でございますが、こちらにつきましては、具体的に数値化をするとか、そういったものはございませんが、地域性であったり、三神、中畑、矢吹とのバランスであったり、あと要望年度、要望者数、あと住宅戸数であったり、あとは維持管理の困難度とか、そういうものを年度ごとに総合的に判断をして決定をしております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） それでは、その優先順位のほうでまた再質問したいと思います。

年度ごとにということは、優先順位は常に変動するというか、変わるという、そう思っても差し支えないのか、答弁お願ひします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 12番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

優先度は年度ごとに変化するのかというご質問でございますが、基本的には、状況はそれほど変わらないと思いますので、例えば急に家が建ったとか、そういう部分は余り少ないというふうに思いますので、それほど変化はないと思いますが、その時点、時点で再度、評価をした中での判断ということでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） ありがとうございました。

優先順位、この優先順位というのは何なんだいっていうの、よく地区の住民から聞かれるから、やっぱりある程度の定義というか、そういう、わかるようにつくればいいんじゃないかと思うんだけども、そのたびそのたび変わるようでも余り、今、変わらないという答弁あったけれども、そこら辺はきちんとしたような、優先順位ってなかなか、言葉がいいから次の言葉が出なくなっちゃうんだ、優先順位と言われると。だからその辺をもうちょっと考慮に入れてもらいたいと思います。

次に、空き家関係で再質問をいたします。

さっきの質問で5年後、10年後という、視野に入れながらと質問しましたが、私も間もなく後期高齢者に近づくと心配事が多くなって、私の周りでも、あそこも空き家か、ここも空き家になっちゃうんじゃないかという、現在、80近い人がいますから、やはりそういう人が元気なうちと言ったら失礼ですが、やっぱり生前贈与ではないんですが、生前意向調査なども、もし許しがあれば。なかなか個人的な問題だから難しいと思いますが、さっきから空き家の対策というか、利活用を考えれば、空き家がみんな同じ状態でありませんから、こういう、空き家はここ　　いい、やっぱりそういう特徴、特徴がありますから、そういうのも早目に把握したほうがいいんじゃないかと思いますが、そこら辺、町長の考えを伺います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

藤井議員ご指摘のように、空き家問題につきましては全国的な問題になっております。危険家屋が所有者がわからぬまま放置されるですか、そういう状況があることもわかっておりまます。

今回、平成29年度、30年度につきましては、移住定住のための空き家ということで調査を進めましたが、調査結果につきましては、今申し上げました危険家屋であったり、固定資産の把握であったり、そういうことのデータにも使えるように加工できますので、そういうところで使ってまいりたいと思います。

ご指摘の空き家についての継続的な調査というのはなかなか厳しいものはあるかとも思いますけれども、現時点で持っているデータにつきましても、各行政区の区長さんからのご協力もいただいておりますので、そういうことで継続的にできないかということで今後検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） それでは、放課後児童クラブのほうで質問いたします。

放課後児童クラブの運営につきましては今後、一般社団法人まちづくり矢吹に業務委託を予定しておりますと。10月からなるような形にと思いますが、こうした町の教育委員会から手が離れてしまうような形ですが、つながりといいますか、かかわりは今後どのような形にしていくのか伺います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

[子育て支援課長 国井淳一君登壇]

○子育て支援課長（国井淳一君） 12番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

まちづくり矢吹に移管して教育委員会から離れることについて、引き継ぎ等は大丈夫かということですが、児童クラブの今の先生方全てに意向の確認をしましたところ、引き続き、まちづくり矢吹で児童クラブにかかわっていきたいということで話を伺っております。当然、雇用先が変わることはありますが、運営自体は全て今現在の支援員の先生方が対応するということで、あと申し込み関係、児童クラブの申し込み関係は引き続き教育委員会でかかわっていきますので、特に支障はないものと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

これで12番、藤井精七君の一般質問を終了します。

再開は3時5分からいたします。

(午後 2時53分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 3時05分)

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（大木義正君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

---

#### ◇ 三 村 正 一 君

○議長（大木義正君） 通告5番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴席の皆さん、議会に傍聴においていただきありがとうございます。

初めに、過日の台風15号により被災に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平安な日常生活が取り戻されますよう、心よりご祈念申し上げます。

それでは、通告いたしました事項について質問させていただきます。

初めに、道の駅事業についてでございます。

平成28年度に道の駅やぶき地域協議会を立ち上げて、28年度から3年間、株式会社流通研究所に委託し、行ってきた実証店舗の年度ごとの目的と実績と課題はどのようなものであったのか。また、結果をどのように受けとめ、チェックし、次年度の目的として実践してきたのかをお伺いいたします。

さらに、随意契約等についてお尋ねをいたします。

道の駅の2番でございますが、矢吹総動員で進めてまいりますとのことでございますが、31年度予算のテスト店舗費用が1,000万円と高額でございます。このテスト店舗を実施しなければならない目的と必要性と矢吹総動員の関連等についてお伺いをいたします。

3番でございますが、この31年度予算の予定価格等の積算内容の開示についてと情報の公開についてお伺いをいたします。

次に、大きな2番でございますが、新町西側エリア開発と新町西道路についてでございます。

新町西側エリア開発と新町西道路の関連につきましては、平成29年3月議会から、9回の議会で質問させていただいております。その間、私はこの地区の開発については、平成24年5月議會議長宛てに、新町地区地権者会代表渡邊正美様から、新町エリア開発計画の促進に関する陳情があり、同年6月議会で採択されました。

その内容は、1つは、1番目として、町の復興計画に新町地区開発計画を位置づけることでございます。

2番目に、新たな開発道路を町道整備計画に位置づけることの2点でございます。

16名の地権者の署名と、商業ゾーン、宅地ゾーン、福祉施設ゾーン、工場施設ゾーンの開発計画案の図面が添付されております。私は、この実現のためには、エリア全体の開発については地権者の合意が必要であることから、早く地権者会を開催して合意を得ることと、町のほうから開発のグランドデザインを示すことについて、質問を続けてまいりました。平成29年3月の議会でこの件を質問してから、平成30年11月まで代表者不在のまま地権者会の開催はありませんでした。2回目の地権者会が令和元年、ことしの7月に開催され欠員であった会長に渡辺光夫氏が就任したと伺っております。

さらに、新町西道路についても、エリア全体の開発計画と同時に進めるべきとの考え方から質問をいたしました。町長よりは、大型ホームセンターを誘致するには、間に道路を入れることで県のまちづくり条例、6,000平方メートルをクリアできるので進めている政策的な道路であるとの答弁をいただいたところでございます。令和元年6月議会まで、大型ホームセンターの誘致と地権者会についての進行状況について質問をしてきたところでありますが、その都度、現在、協議中で進出の意向は変わりない、地権者会とも協議を進めるとのご答弁がありました。以上が、今までの経過でございます。

通告した質問ですが、陳情により採択された新町西側エリアの開発で、大型施設2店の企業進出のため、県まちづくり条例に6,000平方メートルの抵触をするので県との協議の結果、町で道路を入れることでクリアできるとした新町西道路の整備でございますが、進出がされなくなりました。町長は、議会で8回にわたり企業

の進出は進んでいるとして、新町西道路の整備を進めてまいりました。町民にも損害を与えたこの責任をどうするのかをお伺いいたします。

次に、新町西道路の2番でございますが、工事中の道路管理等についてお伺いをいたします。

供用開始前の道路について、沿線の土地所有者、権利者であれば通行は可能とのご答弁をいただいておりますが、近隣の者が散歩していたら、歩いてはだめだと言われたとの町民の声がございますが、供用開始前の未完成道路、新町西道路の管理について、その辺のお考えをお伺いいたします。

3番目でございますが、今後の新町西側エリアの開発について考え方をお伺いいたします。

大型商業施設の進出はなくなったことは確認できましたが、今後は、平成24年に陳情・採択されたとおり、地権者と協議の上、新町エリア全体の開発と西道路の整備を一体的に進められるよう願っているが、お考えをお伺いいたします。

大きな項目の3番でございますが、行政窓口の民営化と一般社団法人まちづくり矢吹についてでございます。

法律の改正により、臨時・非常勤職員等についての任用形態が変わることになりましたが、窓口業務の外部委託への変更事由と現在の雇用者の対応等についてお伺いをいたします。

2番目に、矢吹町と一般社団法人まちづくり矢吹との関係等についてお伺いをいたします。

3つ目でございますが、まず、まちづくり矢吹の経営計画等についてお伺いをいたします。

以上の項目でご答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成28年度からの仮設実験店舗についてのおただしであります、平成28年度契約の地域商社設立に係る道の駅計画策定等支援業務は、契約額2,272万2,660円、道の駅やぶき仮設実験店舗実施計画策定支援業務は、契約額29万9,160円であり、当該年度において仮設実験店舗は実施しておりませんが、（仮称）道の駅やぶき仮設実験店舗の実施計画を策定しております。

この実施計画書は、道の駅の開業を見据え仮設実験店舗等を活用した特産品等のマーケティング戦略の大きな柱として、また、商品開発のテストマーケティングの場としての活用を掲げ、商品開発に当たっては、次の基本的なステップに基づき、今後、より多くの具体的なプレイヤーの発掘・選定を進めていくとともに、仮設実験店舗によるテストマーケティングと試作品づくりを繰り返し、道の駅が整備されるまでの間、商品化に向けてプラッシュアップを行っていく方針としております。

平成29年度契約の道の駅やぶきブランド強化及び仮設実験店舗事業支援委託は、契約額2,493万7,740円であります、このうち仮設実験店舗に係る経費は、1,198万980円となっており、その内訳は、仮設実験店舗の開設、運営にかかる直接人件費と仮設実験店舗の開設費、イベント開催経費、広告費等となっております。

事業の目的は、商品開発に向けた検討・取り組みと並行して、実際に販売を行うテストマーケティングの場として、仮設実験店舗を開設し、調査や実証等を行いながら道の駅整備に向けた検討を進めてきたところであります。

事業の実績は、国道4号沿いで開催された軽トラ市に9月から12月までの計4回、仮設実験店舗を開設しました。また、大正ロマンの館において、農産物直売プチ・マルシェを8月は3日間、9月から12月はそれぞれ月に1回開設しております。

主な事業の成果は、光南高校と連携し開発したかぼちゃプリンを軽トラ市で販売し、好評を得たところです。また、道の駅整備に関するアンケートを計4回実施し、合計468名から回答をいただき、道の駅に関する興味・関心やニーズ等の把握を行ったところです。

事業の主な課題は、軽トラ市との共催のため、アンケート回答者の年齢層に偏りがあり、50代以上が約8割を占め、若い世代の意見を伺うことができなかつたこと、出荷者数や品目が少なかつたこと、農産物の端境期と冬期間の出荷・供給体制の整備が必要であること、集客できる品種の育成・生産者の発掘を継続的に行う必要があることなどです。

平成30年度契約の道の駅やぶきブランド力強化支援業務委託は、契約額2,492万2,944円であり、このうち仮設実験店舗に係る経費は、1,151万4,312円となっており、その内訳は、仮設実験店舗の開設、運営にかかる直接受権費と仮設実験店舗の開設費、イベント開催経費、広告費等となっております。

事業の目的は、国道4号沿線で、仮設実験店舗を開設・運営し、道の駅整備に向け、より実践的な実証販売を行うこと、また、前年度の課題を受け、出荷者数や品目の確保、若年層の集客やニーズ把握、利用者や仮設実験店舗の従業員・出荷者等を対象にヒアリング調査を実施したところです。

主な事業の実績は、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」の開設に向け8月に、第1回おしゃべり座談会をやぶき観光案内所にて開催し10名の参加があり、子育て世代を対象にした意見交換会を実施、9月には「おいしい矢吹マルシェの旗印！！フラッグガーランドペイントワークショップ」を未来くるやぶきで開催し23名の参加があり、子育て世代の親と子どもを対象に仮設実験店舗装飾用の旗づくりとワークショップを実施、同じく9月にやぶきフロンティア祭りへの参加により、おいしい矢吹マルシェの開催チラシの配布・ポスター掲示・子育て世代を対象としたスコップスプーンづくりのワークショップを行ったところです。

なお、9月16日から10月16日までの期間において、国道4号沿線の旧パチンコ第3日活において「おいしい矢吹マルシェ」を開催し、開催期間中は、町内農産物・商工品の販売や、夜市、収穫体験、各種ワークショップ等のイベントを開催し、およそ3,000人に来場いただいております。

主な事業の成果は、前年度の課題であった出荷者・出荷事業者数の増加を目指し、出荷者説明会の開催等により、出荷者21名、出荷事業者26団体を確保したところです。

主な事業の課題は、販売商品については、端境期の農産物を計画的に出荷することが可能な生産者の発掘・育成、少量多品目の新品種・珍品種栽培の提案、鮮度の管理マニュアルの作成、生産者と商店が連携した商品開発等です。

集客・運営については、商品の種類・数量が不足すると客数が減少し、商品開発や出荷者の発掘・育成には販売実証の場が不可欠であるため、次年度以降も取り組みを継続する必要がある点などを確認したところです。

これまで実施してまいりました事業につきましては、各年度において、成果や課題を抽出し、それらをチェックし、道の駅やぶき地域協議会において検討し、次年度事業計画に反映しながら進めてきたところであります。

す。

このように、3年間の事業を実施してきた中で、農産物の端境期・冬季間の計画的な出荷や、生産者の発掘・育成、少量多品目の新品種・珍品種栽培の提案、加工品等の新商品開発、集客・運営などの中長期的な対応が必要な課題があることも認識しておりますので、今後も継続して課題解決に向け取り組んでまいります。

次に、随意契約についてのおただしであります。さきの6月議会において、三村議員へ答弁いたしましたが、本町では、これまで道の駅整備に向けた具体的な推進のため、道の駅やぶき地域協議会より提出された補助金交付申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等を適正に行い、補助金を交付決定しております。

議員おただしの随意契約は、道の駅やぶき地域協議会と受託者である株式会社流通研究所との契約についてであります。道の駅やぶき地域協議会は、町が補助金を交付している任意団体であり、地方自治法が適用される地方公共団体に該当いたしませんが、道の駅やぶき地域協議会に対し、町から補助金を交付していること及び産業振興課が事務局を担当していることから、町の契約手続に準じた契約事務を行ってきたものであります。

このようなことから、契約の締結につきましては、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に掲げる理由及び矢吹町財務規則第125条に準じ、その理由を付した随意契約についても、その団体で運用しているところであります。

本年度につきましても、道の駅やぶき地域協議会、町議会公共施設等調査特別委員会、その他関係団体等の皆様からご提案やご意見等をいただき、道の駅整備に向けて事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本年度のテスト店舗事業についてのおただしであります。これまで、道の駅の整備に向けては、平成28年度から、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員で多くの事業に取り組んできたところであります。

これまで協議会は9回開催され、延べ219名が参加し、部会は30回開催され、延べ373名により協議が図られ、多くの皆さんの意見を反映させながら検討が進められております。

道の駅事業につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトに位置づけられ、平成27年度は、道の駅整備に向けた基本構想、基本計画を策定し、平成28年度は、実施計画並びに地域商社設立方針の策定、特産品等のブランディング・マーケティング戦略の策定、特産品のレシピ開発、キックオフシンポジウムの開催等を実施し、平成29年度は、地域商社設立準備、矢吹ブランド認証制度導入についての検討、地場農産物を活用した商品開発計画の策定、仮設店舗事業等を実施し、平成30年度は、地域商社設立準備、仮設実験店舗の開設・運営、料理・特産品コンテストの開催、矢吹ブランド認証制度の導入準備、道の駅やぶきシンポジウム2019の開催等を実施したこととあります。

本年度は、全町民が出店する矢吹百貨店化計画をコンセプトに、事業計画の策定、研修及び新商品の開発の指導、テスト店舗運営、成果発表会の開催の4つの事業を予定しております。本事業は、地方創生推進交付金を活用し、補助率は2分の1で、町の負担分については、5割が普通交付税、残りの5割が特別交付税により措置されることとなっており、町の財政負担を最小限に抑えながら事業を推進する予定であります。

なお、地方創生推進交付金事業は、本年度から令和3年度までの3年間の事業期間を予定しております。

本年度のテスト店舗運営事業である矢吹百貨店化計画に係るテスト店舗運営業務委託の事業内容については、テスト店舗を10月1日から11月17日までの期間で国道4号沿線の旧パチンコ第3日活において、「おいしい矢吹マルシェ」を開催する予定であります。

事業費の内訳につきましては、開設、運営にかかる直接人件費と仮設実験店舗の開設費、イベント開催経費、広告費、用地建物賃借料、光熱水費等であります。

今年度からのテスト店舗運営事業の目的は、これまでに実施してきた実証店舗の成果・課題を踏まえ、本町の品質の高い農産物や加工品だけでなく、本業以外の方が生産した少量多品目の新品種・珍品種の農産物や趣味としてつくっているアクセサリーや手芸品等についても研修を受け販売することで、今までになかった商品を販売することが可能となり、それらを販売するチャレンジの拠点として、テスト店舗を運営しPRすることで、街中にぎわいや、交流人口をふやすことを目的としております。

事業のKPIは3つ設定しており、本年度のKPIはテスト店舗への来場者数を3,000人、テスト店舗の商品売上高を250万円、また、テスト店舗への出店者数を50団体と設定しており、本事業の客観的な評価を行うとともに、PDCAサイクルによる事業の見直しが可能となる設計であります。

3つのKPIともに毎年度計測が可能であり、アウトカムベースの指標であるため、費用対効果を計測するのに適していると考えております。

次年度以降のKPIは、テスト店舗への来場者数を令和2年度6,500人、令和3年度1万1,000人、テスト店舗の商品売上高を令和2年度500万円、令和3年度1,000万円、テスト店舗への出店者数を令和2年度100団体、令和3年度200団体と高めていく計画となっております。

本来の道の駅の目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域振興に寄与を具現化するために、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能を備えることとなっており、特に地域連携機能はソフト事業と密接な関係があり、本町の道の駅事業のコンセプトである「日本三大開拓地。矢吹の魅力を発信し、ひとと町が交流しチャレンジする道の駅」の整備を進めるためにも、必要性の高い事業であると認識しております。

次に、矢吹総動員との関連性ですが、本事業を通して「人」や「モノ」を磨き上げることが重要であり、町民一人一人やその人がつくる「モノ」「コト」が町の魅力となり、行政で整備してきた「場所」と町民自身である「人」「モノ」「コト」が相互に作用し本町の産業振興及び観光事業の厚みをますことができると考えております。

このように、今後、道の駅が整備され、開業後には農産物の販路拡大、6次化商品等の特産品開発、矢吹ブランド認証、交流人口の創出、雇用創出等の経済効果が期待され、地域振興に大いに貢献する施設として、持続可能なまちづくりを推進するための中心的施設になるものと考えております。

道の駅やぶきの令和5年度中の開業に向け、矢吹総動員で、矢吹らしい道の駅の整備を目指してまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、予定価格等の積算内容の開示についてのおただしでありますが、予定価格及び積算内容の公表につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、地方公共団体は、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項の公表を義務づけられており、同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図

るための措置に関する指針において、予定価格及びその積算内容については、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合、または地方公共団体の長等の事務もしくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、公表するものとされております。

一方、物品調達及び業務委託では、同一同種の物品や業務を毎年継続・反復して発注する案件が多くあります。

一定の基準に沿って毎年同程度の内容で発注されるような業務の場合、予定価格等を公表すると次年度の予定価格が強く類推できることになります。

町いたしましては、このような予定価格の公表は、適正な価格競争が阻害されて町の財産上の利益を不当に害するおそれがあると考えております。

これらを踏まえ、本町では、平成8年6月20日告示第31号の入札結果等の公表の件に基づき、入札結果等の公表を行っております。

公表の対象は、予定価格が200万円以上の建設工事、予定価格が1,000万円以上の測量並びに工事の設計及び失礼いたしました、訂正させていただきます、読ませて訂正をさせていただきたいと思います。

公表の対象は、予定価格が200万円以上の建設工事、予定価格が100万円以上の測量並びに工事の設計及び工事に関する調査、これらに該当する入札等について、町ホームページで公表しておりますが、今回の業務委託契約につきましては、これらに該当しない事案であるため、公表すべきでないものと認識しております。

議員が心配されております議会としてのチェック機能につきましては、地方自治法第202条及び矢吹町監査委員条例に基づき、公正な監査が行われており、十分に機能しているものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西エリア開発についてのおただしでありますが、これまでも、三村議員に答弁し、本議会では、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、新町西エリアの開発は、住民の利便性の向上、雇用機会の拡大、定住人口及び交流人口の増加など、多岐にわたる効果が期待され、町全体の発展に大きく寄与するものであります。

議員ご承知のとおり、これまで、企業進出に向け議員の皆様に説明しながら、できる限りの対応を行い進めてまいりましたが、進出企業の受け入れができなかったことは残念に感じております。

なお、道路整備については、大型店舗の進出を含め、新町日エリアの開発促進には不可欠であると考えております、整備を進めたことで町民の皆様に損害を与えたとは認識しておりません。

これからも、新町西エリアの利活用が早期に促進されるよう、地権者会とさらに協議を深め、地権者の皆様が望む企業の誘致に積極的に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線の供用開始までの管理についてのおただしでありますが、新設の未供用道路においては、車両、自転車及び歩行者の通行を制限しており、道路整備に協力していただいた隣接地権者の一時的な利用を除き、一般利用者の進入を禁止しております。進入防止対策といたしましては、交差点や既存道路との接道部にバリケード等を設置しており、今後は定期巡回パトロールに合わせて週に1回程度のパトロールを実施し、適正な管理に努めてまいります。

また、未供用期間の事故を回避し、安全管理を徹底するため、隣接地権者が当該路線を利用する際は、安全

面に十分に留意することを通知するとともに、回覧や看板の設置により地域住民の皆様へ進入禁止の周知を図ってまいります。

今後も、供用開始までの間の事故や災害への対応につきましては、地域住民の皆様の理解と協力を得ながら、適正な管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の新町西エリアの開発についてのおただしでありますが、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしましたが、新町西エリアの開発促進、企業誘致をお願いしたいとの要望も受けており、新町地権者会の意向を尊重しながら、かつ、町として全町的な発展につながる内容となるよう、地権者会と連携協力し、今後、具体的な協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、窓口業務の外部委託と現在の雇用者の対応についてのおただしでありますが、本町における、窓口業務の外部委託につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町行財政改革実行計画に基づき実施するものであります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画においては、218の事務事業の一つ、窓口サービス向上事業として位置づけており、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画初年度である平成28年度に実施した組織機構改革では、平成19年度より町民生活課に設置してきた総合窓口を総合窓口課として充実強化いたしました。

原則1カ所の窓口にて対応するワンストップサービスの充実、各種証明書のコンビニ交付などの行政手続のオープン化による利用者の機会費用の削減や窓口の混雑緩和等、町民の利便性の向上につながるよう業務の見直しを図ったものであります。

また、平成28年度から平成31年度を計画期間として、平成28年3月に策定しました矢吹町行財政改革実行計画では、事務事業の民間委託の推進に基づき、民間でできるものは民間で、との考え方のもと、全局的に外部委託の推進を図ってまいりました。その中でも、総合窓口の民間委託については、各課職員で構成される総合窓口会議の中で検討を重ね、総合窓口への業務集約化を図ってまいりました。

これらの計画に基づいた取り組みを着実に実行し、本年10月1日より総合窓口業務、都市整備課窓口業務について、民間委託をするものであります。

次に、現在の雇用者の対応についてでありますが、これまで、議会全員協議会等において複数回にわたり説明させていただきましたとおり、10月1日より一般社団法人まちづくり矢吹へ委託する業務に、現在携わっている臨時職員につきましては、委託先と協議を重ね、現給保障を原則とし、現在の雇用条件を下回ることのない条件で雇用していただき、引き続き同じ勤務箇所、勤務条件で勤務できるように対応を図ったところであります。

該当者に対しましては、複数回の説明会を開催し、また、個別面談等で不安点の解消に努め、各人の最終的な意向を確認したところであります。

今後、転籍を希望する職員については、まちづくり矢吹の契約社員として雇用される予定となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町と一般社団法人まちづくり矢吹との関係についてのおただしでありますが、一般社団法人まちづくり矢吹の設立につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の政策「震災以前より活力のあるまちをつくります」の事務事業の一つとして位置づけられており、行政サービスの多元化の受け皿等と

して組織の立ち上げを目指してまいりました。

このような中、平成30年度の地方創生推進交付金の採択を受け、平成30年度には組織設立の骨格となる事業構想を策定し、本年6月に、法人設立に至ったところであり、町も大きく関与してきたところであります。

議員おただしのまちづくり矢吹との関係につきましては、まちづくり矢吹は、あくまで民間の法人であります。が、公益性と企業力をあわせ持つまちづくり会社として、地域の担い手づくりや公共サービスの安定化を図るなど、公民連携による活力あるまちづくりを目指す、本町の施策の推進に必要な組織として、町が関与しながら法人の設立を進めてきたところであります。

このようなことから、今議会において、矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議案として上程させていただき、人的支援を行いながら安定的かつ継続的な組織運営を目指してまいりたいと考えております。

これらを踏まえた今後のまちづくり矢吹と町との関係につきましては、例えば、三鷹市では、三鷹市のまちづくりと中心市街地活性化を進める上で、株式会社まちづくり三鷹と三鷹市は支援協定を締結し、よきパートナーの関係をいかしながら、まちづくりを進めております。

本町といいたしましても、このような三鷹市等の先進事例等を参考にしながら、今後、まちづくり矢吹との関係について、さらに明確に位置づけてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、一般社団法人まちづくり矢吹の経営計画についてのおただしさでありますが、議員おただしの経営計画につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、まちづくり矢吹は、民間の法人であることから、矢吹町が説明する立場にございませんので、ご了承いただきたいと思います。

なお、町といいたしましては、当該法人の運営に当たり、本年度は、国の地方創生推進交付金の採択を受け、補助金を交付しておりますので、その事業計画について説明申し上げます。

本年度は、事業実施期間を令和元年5月13日から令和2年3月31日までとし、総額1,889万円の補助金交付を予定しております。

内訳といいたしましては、就労・子育て情報マッチング環境の整備及び人材育成として400万円、テレワークICTスキル人材育成セミナー事業として150万円、地域ビジネス創出支援事業として600万円、就労コーディネーター等の配置として350万円、まちづくり会社事務局の整備として139万円、情報通信機器等の環境整備として250万円を予定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

まず、道の駅やぶき関係で、前回までの質問に対する答弁についてお伺いしたいと思います。

随意契約の関係でございますが、1つは、私の前の質問から、質問の中で、道の駅国見のほうからこの流通研究所をご推薦いただいたというご答弁がありますが、推薦状等の書面は存在するのかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

推薦状があるのかというおただしでございますが、推薦状はいただいておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） そのほかに、2点目ですが、流通研究所が道の駅協議会のメンバーではない、メンバー会員ではない、事務局ではなく町の事務の事務補助の立場で会議に同席しているとのお答えがありました。日本三大開拓地矢吹ブランド力強化事業の交付金申請資料の中には、官民共同の欄に道の駅協議会の会員である株式会社流通研究所は地域商社のプロデュースのもと、必要な設備投資やマーケティング、販路拡大等を行う。特に、6次産業化販売促進を行うとあり、また、28年度、29年度の道の駅協議会の部会員の一覧にも事務局として記載されておりますが、この点についてご答弁に間違いがなかったかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

流通研究所が会員であるのか、ないのかというのをおただしでございますけれども、流通研究所は事業の委託先でございまして会員ではございません。道の駅やぶき地域協議会の規約ございまして、その第4条に地域協議会の会員について定められております。その中では、矢吹町内の商工、農業団体の代表者、地域住民の代表者、関係団体の代表者、関連行政機関の代表者、学識経験者と定められております。そのため、流通研究所は会員ではありません。ご指摘のありました補助金の申請の中、官民共同の役割の欄の中に会員という言葉が出てきたということありますが、その申請の内容については産業振興課がつくったものではなく、企画総務課が策定しております。その中で、私どもの課の考え方と企画総務課の考え方であります。それがうまくできず、誤解を招いたことについては謝罪いたします。すみませんでした。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 6月の議会で随意契約の理由をお尋ねしたところ、平成28年度の地域商社設立に係る道の駅支援業務についてのご答弁で、地方自治法施行令167条の2第2号及び第5項と理由としてご答弁いただきましたが、第5号の緊急性についてはどのようなものだったのかお伺いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

随意契約の理由でございますが、初めに、昨年度まで発注しておりました任意団体であります、道の駅やぶき地域協議会、受託者であります株式会社流通研究所の契約につきましては、道の駅やぶき地域協議会は地方

自治法が適用される団体ではありませんのでご理解願います。なお、ご指摘の地域商社設立に係る28年度の委託の中で、緊急性とした理由でございますが、業務を行う期間が短い、工期が短いため緊急性ということで捉えたところでございます。

以上です。

すみません、加えさせてください。

その業務の期間が短かった理由につきましては、地方創生加速化交付金、2次募集の採択を受けておりまして、それが9月交付決定を受けました。それで交付金については10月20日から翌年の3月31日までということで、その中で事業を完成しなければいけなかつたというところが緊急性の理由でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 自治法の、私伺った第5号の緊急性というのは、いろんな解説書によると、災害等で住民の生活に多大な影響があるような場合というような項目でございまして、私、2号だけの、5号を併合してご答弁いただいたので、2号は町がそれぞれの必要に応じて契約をするということだけでよかつたわけなんだけれども、この緊急性というものが答弁いただいたものですから、質問をさせていただきました。

それから、この道の駅やぶきのご答弁の中で、28年度、非常に出荷者数、29年度の軽トラ市等関係あったわけなんですが、これについて出荷者や品目が少なかったということですが、この出荷者については何名ぐらいあったのかと、売り上げはどのくらいだったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

出荷者、品目数についてでございますが、資料持ち合わせ、今、ありませんので、後でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、今年度のテスト店舗、1,000万円で起業をしていろいろな課題を解決するテスト店舗を実施するわけでございますが、これが1,000万等の事業費をかけて売上高を250万でやっていくんだというような考え方ですが、その中の多くを占めるのが人件費で、当初の道の駅のテスト店舗、実証店舗関係の事業ですと1日当たり管理者については6万6,000円というような単価の設定がございました。それが、29年、30年度は約8万円、今年度については令和元年度については、人件費の見積額は8万円以上となっていると伺っておりますが、通常の価格より1日8万円の日当というのは非常に高いと思われますが、その金額と理由をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

本来、金額にこの単価については、お示しできるものではないということで認識はしております。

今年度は、もう発注既にしております。それで、以前の単価よりも、そこを考慮した中で設計を組んだところでございます。ただ、それなりの専門的な能力も必要な業務であるというところは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 地域連携機能で、矢吹総動員ということですが、町民を主体とした事業参加で、誰が行うのか顔が見える形で進めることが肝要だと思っています。テナントに入るにしても、早い時期から協議決定して設計等への要望を入れるべきだと考えております。

農産物直売所の検討は、実験店舗で何年もされておりますが、その他の施設、コンビニエンスストア、軽食加工施設、飲食の施設については、どのように進めるのか協議検討の状況についてお伺いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

矢吹総動員で取り組む、顔が見える形で、とても大切なことだと思っております。ご質問の軽食であったり、コンビニであったり、その他の施設については、今後検討する内容であると考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、次に新町エリアについての再質問を行います。

新町エリアの開発について答弁いただきましたが、陳情を採択されたとおり、地権者全員の皆様の土地が有効に理想的に開発されますことと、町としてグランドデザイン等を示して進めていただくこと、面的開発事業者のあっせんなど、一日も早く開発整備が進むことを切願して新町エリアについての質問は終わりたいと思います。

次に、3番目の項目の一般社団法人まちづくり矢吹の定款によりますと、町長が個人として設立時の社員になつておりますが、なぜ個人名なのかお伺いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

社員として個人名でしか載せられないというところがありました。ですけれども、野崎吉郎さんが社員となっているのは矢吹町長だからです。あと、まちづくり三鷹の方も、まちづくり三鷹の役員の方なのでそこに入っていたいただいております。あと、太田美男さん、個人名で入っていたいただいております。ですけれども、立場としては商工会の会長だということでご参加をいただいていることは、その3人の方からご了承いただいております。あくまでも社員としての位置づけは個人でなくてはならないということでありましたので、そのようにさせていただきました。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） この法人の設立見たらば、町でも入れるというような、法人でも大丈夫となっているんですね。ということで、これについては今の答弁と食い違いがあるので、次回、また何かの折に質問をしたいと思います。

それで、町長が充て職であれば無報酬だと思いますが、これで経費の負担もこの定款の中に出ているわけなんですが、この経費の負担は個人で行うのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの質問についても、冒頭で申し上げ忘れましたけれども、あくまでもこれはまちづくり矢吹のことなので、私どものほうでお答えできる立場ではないというふうに考えておりますが、まちづくり矢吹につきましては、まちづくり矢吹のほうと町とは、今回設立に当たって支援、お互いの協力をしてきたということで、答えられる範囲で答えてよいということでお話をいただいているので、私どものほうからお話ししたいと思います。

定款の中での、経費の負担についてでありますけれども、今年度につきましては矢吹町からの補助金という形でまちづくり矢吹には支出しておりますが、それ以外の経費の負担というものは現時点では考えておりませんが、発生した場合には矢吹町の負担というふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

すみません、番号を言って。

2番。

○2番（三村正一君） これは、いつまで社員として、設立時の社員として個人として、そこに社員として任期はいつまでなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

今のところ、期限、任期というものについては定めておりません。ただし、これまでの協議の中で補助金の支出している期間については当然でありますけれども、それ以降、まちづくり矢吹として独立した管理・運営ができるようになりましたら、町としては支援の方法については形態を変えていくということで協議を進めております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今度、業務委託についてお尋ねするんですが、今までの町で行っていた雇用形態というか任意の形態と、それから、今度、外部委託したまちづくり矢吹の形態と、外部委託した分と、それから、もう一つは、総務省が出している法改正に伴う任用の形態をやった場合に、どれがどのぐらい経費がかかるのかというようなことについての試算があったならばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘いただいている点につきましては、まず、会計年度任用職員のことを指されているんだと思いますけれども、それにつきましては、基本的には今年度からほとんど変わらない状況で移行するというふうに考えております。ただし、会計年度任用職員ではなくてならないという職務につきましては、現時点での非常勤一般職員の約半分になっております。ですけれども、半分の経費で会計年度任用職員を来年度継続するというふうには考えておりませんけれども、おおよそ試算では半分になるということで考えております。

あと、今回10月で移行します総合窓口、都市整備課窓口、児童クラブ、学校支援員、これにつきましては、ほぼ同数の方が転籍の意向をいただいておりますので、現時点で直接雇用している額に、販売管理費、試用時期の振興公社で研修を受けたときに、試用時期の振興公社では20%というふうなお話しされていますが、まちづくり矢吹では15%、それに消費税の10%上乗せをした金額でその4業種は移行します。あと、そのほか、委託可能として4月1日委託予定のものについては、これから精査して委託仕様書固めていくところでありますので、その分については今後の調査によりますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休憩します。

再開は4時20分からお願いいいたします。

(午後 4時07分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 4時20分)

---

### ◇ 加 藤 宏 樹 君

○議長（大木義正君） 通告6番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。本日最後的一般質問となります。傍聴にお越しの皆様、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大項目の1番といたしまして、町道整備についてでございます。

開発誘導道路として整備される新町西道路が、エリア全体の核となる大型商業施設の進出断念により、今後のエリア全体の開発はどのように予定されているのかをお伺いいたします。

また、商業エリアとその他のエリアという図面が前回提示されました。その他のエリアにおいては、既に農地転用がなされ、乱開発や虫食い状態になりつつあります。面的利用に支障を来すと思われますが、町はどのように関与していくのかをお伺いします。さらに、地権者会が正式に結成されたということでございますが、エリア全体の全員が参加しているのかをお伺いいたします。

次に、奥州街道新町・北町線、田町・大池線などは石川街道も含めて、計画では幅員13メートルという予定でおりますが、今後、変更の可能性はあるのか、あるのであれば当然、24年11月に住民説明会等もやっておりますので、変更の可能性があるのであれば、そういうものはいつ行われるのかをお伺いいたします。

大項目の2番といたしまして、同僚議員と重複いたしますが、町長の職責についてということで、4期16年という長きにわたり町政に携わっていただきました。当然、成果もあれば反省点もあるかと思います。今後の課題等も見つかったと思いますが、自身の自己評価も含めて、自己採点で結構ですので、先ほどは6割程度のような同僚議員の質問にはあったかと思いますが、含めて所感をお伺いいたします。

大項目の3番目といたしましては、農業政策についてでございます。

私が多分、農振地域の問題に関して質問したのは27年12月だったかと思います。そのころだったかと思います。そのころだったと思います。そのときの答弁には、翌年度、28年度から見直し作業を行うという答弁がありました。この間、産業振興課にちょっと聞いたところ、まだやっていませんと。今年度等見直しを行うようなお話をでしたが、なぜ28年開始予定がおくれているのか、その辺を、おくれている理由と今後の予定をお伺いいたします。

次に、農家これは矢吹町、同僚議員とも重複しますが、農家の支援策がちょっと薄いんじゃないかというのを感じております。国・県以外の町の支援策というのを多少同僚議員の答弁にありましたが、もっと、もっとですよ、充実を図っていいんじゃないか、しいては、食は国を守るとも言いますので、ぜひ、農家の存続が日本を救う、しいては、地球を救うというところまで発展するんじゃないかと思いますので、町独自の支援策等があれば、お考えをお伺いしたいと思います。

以上、3点につき、ご答弁方お願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西エリア開発の予定についてのおただしであります、鈴木隆司議員、三村議員への答弁と一部重複いたしますが、進出を予定していた企業に進出を断念され、地権者の皆様も困惑していると伺っております。

なお、新町地権者会におきましては、今後も町に対し支援をお願いしたいとの要望書も提出されておりますので、今後、地権者の皆様と町が連携を密にし、具体的な誘致活動につなげていく資料等を作成するなど協議を深め、積極的にかかわりを持ちながら、早期の開発を目指し進めてまいりますのでご理解願います。

次に、新町西エリアにおける面的利用についてであります、平成24年5月に新町地権者会から、町及び町議会に陳情書の提出があり、資料として、新町西エリア開発の図案が添付されており、その図面では、北側が県道棚倉・矢吹線から町道新町・弥栄線までの範囲が示され、北から順に商業施設ゾーン、福祉施設ゾーン、公共施設ゾーン、宅地ゾーンと4つのゾーンに大きく分かれており、これまで商業施設ゾーンについて、大型店舗の誘致協議が行われていたところであります。

その他のゾーンにつきましては具体的な協議が進んでおらず、南側のエリアでは一部農地において転用申請が出され、その許可を受け、造成が完了している状況を確認しております。

なお、当該農地転用を行った地権者の方は新町地権者会の一員であり、今後の一体開発に向けた計画策定に当たっては協力する意向を示していると伺っております、今後、なるべく早い時期に今年度2回目の地権者会を開催していただき、その他のエリアの開発等についても協議を深めてまいりたいと考えております。

次に、新町地権者会についてであります、令和元年7月23日に今年度第1回目の会議が開催され、これまで不在であった会長が選任されたところであります。

地権者会には、平成24年5月に提出された陳情書に添付されているエリア開発図案の区域内で、かつ、今後の開発が可能となる土地の登記名義人22名、相続人など世帯代表全員が加入されていると伺っております。

町いたしましては、新町地権者会の意向を尊重しながら、全町的な発展につながるよう、地権者会と連携協力し具体的な協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

次に、町道整備についてのおただしであります、議員おただしの町道は、本町の都市計画道路として位置づけられており、国道4号、県道矢吹・停車場線、県道棚倉・矢吹線、町道では旧国道の北町・新町線、石川街道の一本木29号線、田町・大池線の6路線が昭和33年に計画決定されております。

全計画延長は8.94キロメートルで、6路線のうち整備完了済みは国道4号と県道矢吹・停車場線のみであります、整備済み延長は3.01キロメートル、整備率は33.7%となっております。

都市計画道路である主要町道の整備計画については、平成24年11月に住民説明会で示した復興に係る道路計画により、現在は石川街道の町道一本木29号線の歩道整備を優先し、国の社会資本整備総合交付金により整備を進めております。

復旧、復興に係る道路計画では、主要町道の北町・新町線、一本木29号線、田町・大池線について全路線両側に歩道を設置した全幅13メートルで計画検討をしております。

事業に着手した一本木29号線については、通行者の安全を確保するため、車道の拡幅と、まずは片側歩道の確保を目的とした整備について関係者へ説明会を行い、片側歩道を含めた幅員10メートルで用地買収等を進めております。

町道の都市計画による規制については、北町・新町線が10メートル、一本木29号線が8メートル、田町・大池線が8メートルの幅員で道路区域として計画決定しており、その道路区域内については、建築規制がされております。

この幅員については、さきの説明のとおり昭和33年時に計画決定されて以来、見直しがされておらず、町が計画した復興に係る道路計画で将来必要と考える道路幅員と差異が生じております。

現在、町では、国が事業主体で進める都市計画道路国道4号の4車線化に向けたルート決定に合わせ、令和元年6月から矢吹町都市計画道路網見直し検討調査に着手し、都市計画道路網の見直しに向けた準備を進めています。

見直しの中で、未整備都市計画道路の現状の把握、交通実態調査を行い、将来人口の見通し、少子高齢化社会の動向など課題を整理した上で、都市計画道路網の変更、幅員構成について復興に係る道路計画の見直しも含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

都市計画道路や復興に係る道路計画の変更に伴う住民説明会につきましては、都市計画道路である国道4号の4車線化の法線決定や国道4号の法線決定により交差する県道の都市計画道路としての位置の変更に合わせた時期に町道の計画を含めて開催したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、4期16年間の成果等についてのおたたしでありますが、薄葉議員への答弁と一部重複いたしますが、私が町政のかじ取り役という重責を担わせていただいて間もなく4期16年の任期を迎えますが、振り返りますと、財政再建3カ年計画、東日本大震災、地方創生と矢吹町にとって重要な局面が続く、まさしく苦闘の連続であったと実感しております。

しかしながら、町にとりましては、ピンチであるとともに、大きなチャンスでもあると捉え、本町を取り巻く現状に真正面から向き合い、そこで明らかとなった問題に対し、いかに課題として捉え、一つ一つを解決していくかが大きな鍵であり、これまで町民、行政、議会が一体となり取り組んできたからこそ、ここまで難局を乗り越えられたと強く感じております。

そのような中では、数多くの岐路があり、私自身、多くの決断をしてまいりました。

このような岐路に立たされた際の決断に当たっては、第1に、目先にとらわれず、できる限り長期的な視点で考えること。第2は、一方向からの見方にとらわれず、多面的に考えること。第3は、枝葉末節にとらわれず、根本的に考えることを念頭に判断してまいりました。

当然、自分の最終的な判断には、確固たる信念と責任を持って町政運営に努めてきたところであり、決して矢吹町の明るい未来に向けて誤った判断はしていないと自負しております、また、この間、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様のご指導、ご支援があり、職責を全うできたものと強く感じておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興地域の見直しについてのおたたしでありますが、農業振興地域につきましては、町全体を見直す総合見直しを予定しております。

総合見直しにおいて確認しなければならない主な項目として、農振農用地区内の図面と地番、地目の再確認、土地利用等に関するアンケート調査、基礎資料の作成、各地域における説明会等を現在計画しているところであります。

手続きとして、確認作業の終了後に、県と意見交換及び協議調整を図り、公告縦覧期間等を経て、町の新たな農業振興地域整備計画が完成することとなります。

なお、平成19年度に行った前回の見直しから、おおむね10年以上が経過していることから、町では、平成29年度より農業振興地域総合見直しに向けて、準備を進めてきたところであります。

なお、見直しがおくれている主な要因は、大規模太陽光発電施設の農業振興地域の隨時見直しの手続に時間を要していたためであります。

また、その間にも、総合見直しの作業として、土地利用に関する農家アンケート調査の実施、図面と地番の確認作業、地目の再確認のための現地調査等を行ってまいりました。

今年度については、地区住民説明会を年内に開催し、現状の農業の課題や、今後の農業振興に関する意見を集約し、本町の農業における総合計画の基礎資料として検討してまいりたいと考えております。

農業振興地域整備計画の総合見直しについては、本町の農業振興を図るため、農家の皆様に加え、その他の皆様にも、十分な説明と理解を求めることが重要と考えております。

農業の後継者不足や耕作放棄地の増加等、現在の厳しい農業情勢を鑑みつつ、町として必ず守らなければならない優良農業地域は農業振興地域として、今後も保持することを基本的な考えとしております。

その他の地域については、町としての進展を図るために開発を進めることも視野に検討を深めてまいります。なお、この総合見直しにより、町土の均衡のとれた農村地域の発展につながるよう、農業団体及び関係機関と調整を図り、県と計画変更協議を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、農家への支援策についてのおただしでありますが、富永議員への答弁と一部重複いたしますが、農業者は減少傾向であり、その対策は喫緊の課題として認識しております。

農業戸数が減少傾向となっている主な要因は、農家の高齢化、後継者不足等があり、その他に、労働力を補うための農業機械等の価格の高騰、農繁期の長時間労働などの理由が上げられます。

平成30年に町で行った、町の農業振興に係る農家意向の調査では、農業について困ったことや不安なことの質問では、「高齢化や後継者不足への不安」が35%、「機械や資材の価格の高騰への不安」が34%と、この2つの不安が大部分を占めている結果となっております。

この結果から、町といたしましては、今後の農業振興を推進するうえでの課題と捉え、これらの対策について検討する必要があると認識しております。

町独自の支援策につきましては、国の支援策であります経営所得安定対策に加入し、新規需要米である飼育用米や備蓄米等の作付を行った場合、10アール当たり1万円を交付する町の上乗せ助成や、町内の畜産農家が生産する堆肥を利用した場合、1トン当たり1,000円、有害鳥獣対策として、イノシシ等による農作物被害防止のため、電気柵の購入者に対し最大5万円の助成、地域農業を担うため、農業者で集落営農組織を設立する場合、設立準備金として20万円の助成、さらには、農業生産法人を設立した場合、同じく設立準備金として20万円の助成などを行っているところであります。

また、町内27組織が活動している多面的機能支払い交付金による用水路の泥上げや、農業施設の軽微な補修、植栽による景観形成の向上にかかる活動についても支援を行っているところあります。

過去には、平成26年度米の米価下落の影響を軽減するため、平成27年産米の種子購入代金の半額助成や、JA東西しらかわが、国の補助事業を活用してWC S、用稻ホールクロップサイレージの作業機械一式を導入した際に、町として上乗せ助成を行うなど、さまざまな農業振興の施策を実施してきたところであります。

今後も、農家の皆様へさまざまな支援の検討を行い、農業振興発展のために町内両JA及び関係機関と連携し、農業が元気なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、新町西道路について再質問いたします。

同僚議員からの質問もありましたので、かなりはしょっていいのかなと思いますけれども、私たちが、我々が持っていたあの陳情、平成24年の6月議会に提出された陳情、あのエリアというものが基本的なエリアというふうに認識しておりましたが、町はその商業施設のみに関与してきたということで、その他のエリアに関しては関与していないかったというか、自由勝手開発もオーケーという立場をこの間とられたかと思います。ただ、エリア開発というのは陳情にあったように、当然、エリア全体が開発されるものと思って我々は注視していたわけですが、その商業エリアと明確になったのはいつごろなのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 加藤議員、質問するとき、もうちょっとマイク近づけてお願いします。

答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

いつごろ明確になったのかとのおただしでございますが、直近の進出計画を予定しております企業との協議の段階でございます。先ほど答弁しましたとおり28年6月でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 時系列を少し確認したいんですが、我々が知っているのは、とりあえず24年5月に陳情が上がったということと、その前に答弁ありましたイオン、コメリの打診があったということで、当初はイオン、コメリのために道路を分けるという説明だったかと思います。今、28年6月というのは、多分ナフコさんが進出を打診したときだと思うんですが、それで間違いないか、お願ひします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員のご質問にお答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それで、当初はイオン、コメリという進出計画があるような話で何回か話されたと思うんですが、イオン、コメリさんの、イオンとコメリさんの進出計画というのは具体的にあったのか。そして、前回答弁では27年12月に断念の意向を確認しているということですが、その辺は全て口頭なのか、それとも面談等でやっているのかをお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

イオン、コメリの進出というものは、どういう状況だったのかというような質問でございますが、当初、イオン、コメリの進出の話が矢吹町にもたらされたのは平成23年11月21日でございます。イオン、コメリの開発計画相談が町のほうにありまして、イオン、コメリの開発に関する予備協議が平成23年11月、さらに平成24年5月17日に新町地権者の会のほうから、新町エリアの開発計画の促進に関する陳情書が提出されたのはご認識のとおりでございまして、その後、同年7月、平成24年7月にイオンの山口マネジャー、コメリの伊藤開発マネジャーが町に来町しまして、福島県商業まちづくり課と協議したけれども、この条例が邪魔になって面積要件に抵触するため進出の実現は難しいとの報告を受けて、町のほうにも報告をしているところでございます。町としましては、これを受けて商業まちづくり課と何度も何度も協議を重ねてきたところでございます。そして、平成24年11月27日にイオン、コメリが進出相談に来町されまして、平成26年11月に先ほど話しましたイオンの山口マネジャー、コメリは堀井マネジャー、そしてそれを仲介する形の松平氏が町のほうに来町しまして、抵触しないためにはどうしたらしいんだというような、そういう話し合いを再度協議を受けて、それを受けて最終的には平成27年1月に県の商業まちづくりの、名前は伏せます、名前は伏せますけれども、まちづくり課の課長、副主査が来町して一体的な開発については道路を整備することで解消されるというような報告を受けて、イオン、コメリの進出が実現するかのように私自身たちも考えていたんですが、どうしてもイオン、コメリのほうでは、進出計画において東日本大震災からの進出計画というものについて、修正を余儀なくせざるを得ないというような判断のもと、さらには資材の高騰等の影響もあって、矢吹町の進出については見直しをさせていただきたいということで、平成27年度、年度末にイオン、コメリが進出を断念したというようなそういう経過にございます。私も、イオン、コメリのほうに、本社のほう、新潟のほうに二度ほど足を運んで、何とか進出していただけないかというような要望もしてきたんですが、イオン、コメリの進出断念の意思は固くて、進出に至らなかったという経緯でございます。

以上です。

なお、具体的に正式な進出計画書というものは出されていないことについても、追加で説明をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 平成27年12月段階で、イオンとコメリさんが断念という形で、その翌年には、多分用地買収等がなされたかと思います。当然、進出企業がないのに道路をつくると、大前提であった1丁目1番地のような看板がおろされちゃったというところでも、事業を進めたというのには、優良商業地の確保と答弁では時々おっしゃっていますが、途中で、同僚議員の質問で最初の1回目の答弁では、29年3月の答弁では、1回目の答弁では進出予定企業がありと答えていたのに対して、再質問では大型店舗の進出があるかという再度質問したところ、現在のところございませんというのが29年3月の答弁でございます。当然、29年というとナフコさんが打診されて28年から29年にかけて視察等を行っていただいたという先ほどの答弁がありましたが、ナフコさんて、いつから進出計画の中に入ってきたんでしょうか。

その辺がちょっとはつきりしないんで、その辺をご答弁お願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

当初、その企業から相談を受けたのが28年6月6日でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 多分、同僚議員が、進出企業があるというふうに錯覚、認識していたのも、その辺にあるんじゃないかなと思うんですね。進出予定企業があるという説明をたびたびされていますし、そういうもくろみでつくっているという答弁もあります。ですから、ナフコさんが28年6月に打診したんだとすれば、29年3月の答弁では当然、進出企業の予定はありますという答弁になっていてよかったです、もし、答弁書を確認したいのでれば、ここにありますので見てください。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

(午後 4時56分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 4時57分)

---

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、ご質問の会議録につきましては、申しわけございませんが最終日までに確認させていただいて、

それでご回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 私は、農家の人たち土地を離すに離せない、できれば開発してほしいということで新町エリアの開発には大賛成です。ただ、手法がちょっと違っているかなというふうには思っていますが、優良宅地として開発されることを期待しております。

それと、ちょっと仮定の質問になるかもしれませんけれども、結局、民有地の道路整備というのは非常に難しいと思うんです、当然。町が全部買い上げて一体的な開発をするというのであればこれ比較的簡単なんですが、民有地というところに1本道路を通しますと、当然地価が高騰します。当然開発も促進されます。で、地権者がいっぱいいます。その意思を一つにまとめるということは、これ、口ではたやすく言えますけれども、実際にはかなり難しい案件だと思うんですね。今回の道路は、町は道路を通すと、開発は民間が行うという手法ですので地権者にとっては、最高の開発行為なんですね。道路はつくってくれる、地価、自分の土地は接道して土地が上がるということで、結果的に見れば、町は道路を通して大型施設は商業施設は来ない、これから誘致ということになりますので、工業団地をつくったような形になるのかなとは思いますが、それでも町の所有ではありません、民間の所有です。どんな開発をされようとも町は関与できない。で、確認書というのをとったかと思うんですが、確認書というのは法的拘束力ありますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

確認書、法的根拠があるのかとの……すみません、間違いました。法的拘束力があるのかとのおただしでございますが、そのような拘束力はございません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それと、今度、民間開発となりますと、あの一部が農地として当然残るわけですね。農地として残るはず、田んぼがありますから。それには当然、農道、水路、用排水路等が残るようになってしまいます。そうすると当然、面的開発には支障を来すと。誰か一人、いや、うちは農家を続けるんだというふうになると水路等を残さなくちゃいけないということですよ。そういう懸念を払拭できる矢吹町さんと地権者会というのは、関係はどうなのかをお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

そのエリアの中に、農地、水路、残るところがあつて、そこはどうなるのかとのことでございますけれども、当然、地権者会と連携してこれからも密に関わりながら進めていくということでございますので、進出する企業が決まって、計画があつて、そこをどうするのかというところは、面的な開発ということで当然3,000平米以上だと考えておりますので、そうなると開発行為が絡んできますので、町としてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 結果から申しますと、結局は地権者の陳情により、道路を通しただけというのが現段階の結論でございます。今後、そういった、こういった事案で、例えば、うちの地権者集まってここに道路をつくってくれというふうになった場合は、町はどうしますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

道路整備の考え方ということでございますが、通常、その道路事業につきましては、町全体の交通網であつたり、そういった観点での交通量であつたり、住宅の張りつきであつたり、そういったものを考慮した上での道路整備を行っております。今回の新町西線に関しましては、道路事業、道路整備の予算でございますが、開発誘導道路という位置づけでございます。これまで地権者会からの要望もあった中で、結果的に現在、開発業者の進出までは至っておりませんが、経過としてはそういった企業誘致の誘導道路という位置づけでこれまでも進めてまいりましたので、通常の道路整備の考え方とは若干違うのかなというふうに考えております。

以上であります。

すみません、追加させてください。

今後、このような案件があった場合ということでございますが、その段階で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、次の、町の道路、道路整備につきまして質問をさせていただきたいと思います。

24年11月に奥州街道と石川街道、その後に田町・大池線の住民説明会があつたかと記憶しております。その際は、13メートルの幅員でということでしたが、前回もお聞きしましたが、奥州街道の一区自治会館と災害公営住宅、多分ここは10メートルという認識でよろしいのか、前の都市計画道路を活用して、今、新しくつくられる計画を無視して、前の都市計画道路に準用させた設計だったのか、建築だったのかお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

奥州街道の幅員でございますが、こちらにつきましては、昭和33年の都市計画道路の認定に際には、こちらの道路につきましては、10メートルの幅員の計画でございました。平成24年の復興に関する道路の説明会の中では、両側に歩道を設けました全幅が13メートルの計画でということで説明会を行いました。現在、そういう中で災害公営住宅と一区自治会館の部分については、先日、現地を確認してまいりまして、今のその幅員ですと約10メートルちょっとの幅員でございます。ですので、町で掲げました復興道路の幅員には足りていない部分がございます。まして、あの分ですと交差点の近くになりますので、右折レーンとかそういうものが必要になった場合については、それ以上に不足する部分ではございますが、今回、復興道路の説明会で掲げました幅員13メートルも含めて、先ほど答弁にもありましたように、国道4号線のルート決定を受けての都市計画道路の見直しであったり、もう既にバイパスが、バイパスといいますかルートが変更になっています旧棚倉・矢吹線のルートのそちらの見直しも含めて、今、作業を進めております。都市計画道路の認定の際には、時代時代といいますか、その時点での国の方針、考え方であったり、県の考え方方がございますので、最終的なその都市計画道路の幅員については、先ほどの答弁とも重複しますが、交通量であったりそういう部分を調査した上での計画幅員になるのかなということで考えております。昭和33年が10メートル、復興道路の幅員が13メートル、最終、今、検討している幅員が幾つになるのかにつきましては、現在、県との下協議等も含めて作業進めしておりますので、ある程度方向性が見えた段階で議会のほうにもお示しをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 今のちょっと苦しい答弁のような気もしますけれども、要は、町で自分で掲げた計画をみずから潰しているわけですよね、今回。13メートルにしますよという計画があるのに、あえて10メートルの幅員しかとれないと。なぜかというと、今度、複合施設はセットバックして13メートルということでやっていきますよね。その辺の絡み、ヤナジやないんですから、ウナギとりの、入り口が狭くて真ん中だけ太いというような道路になってしまふんじやないかという懸念があるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

整合性の部分でのご指摘でございますが、確かに現在、そのような状況になっているのは事実でございます。そういう中で、今回、見直しの検討を行っております。その中で、奥州街道の幅員について復興道路という位置づけで一度お示しをいたしましたが、現時点での国の動向であったり、国の方針であったり、そういうものを踏まえましてきちんと手続をとった中での幅員について、今後、決定をしていきたいというふうに考

えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、石川街道は片側歩道の10メートルということで説明を受けました。この片側歩道というのは、片っぽだけに拡張するのか、それとも両側を拡張して片側を歩道にするのかその辺をお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

一本木29号線でございますが、現在、片側歩道で整備を進めております。一部につきましては、既に用地買収を完了して事業を進めておりますが、こちらの路線につきましては、南側といいますか、南側にかなり更地があつた、震災を受けての更地があつたということで、全体の事業費のバランスを見ながら説明会の中では、南側に歩道を設置する南側寄せといいますか、そういう形での事業ということで説明会で了解をいただきまして、現在、進めております。若干一部北側についても若干かかる部分がございますが、基本南側の買収で進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、せっかく農振地域についても質問していますので、前年度からですか、多少見直しの作業に入っているというご回答でしたが、農家アンケート等というのは、調査というのはいつやつたのかお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

アンケート調査につきましては、平成30年度、昨年度実施しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それと、正式な広告縦覧に至るまでの、多分回答がなかつたと思うんですが、今後の予定をもし明確にできるのであれば教えてください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

今後の予定でございますが、地区住民説明会というものはまず年内に開催するというところで、まだ日にち日程等は具体的には詰めておりません。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、農家への支援ということで、同僚議員にある程度お答えしていただいたんで、

今、兼業農家を含めて農家というのは何件あるんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

申しわけございません。今現在の数字は、今、持ち合わせてはおりませんが、平成27年に行いました農業センサスでは総農家数が892戸でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再度、答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 加藤議員のご質問にお答えします。

先ほど、申しわけございません、答弁しましたのは総農家数でございまして、販売の農家戸数が769戸でございました。項目の違いで答弁したことをおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

何番、何番、4番。

○4番（加藤宏樹君） 小規模農家の支援策というのが薄いということで、経営所得安定対策とか認定農家とうのになれば多少の補助が受けられるということですが、やはり、数が多いのは小規模農家なんですね。そこに、やはりどうしてもしわ寄せが行っちゃうのかなというふうに思います。思い切った政策というと何ですけれども、1反歩当たり1,000円とか2,000円とか、そういう補助制度とかは設けられないのかをお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

農家の皆さんの支援については、ハード面、ソフト面、いろんなところで支援策が考えられるところでございますので、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、最後ですね、町長所感ということで、もしかするときよう、続投の発表があるのかなと思って期待していたんですが、私の質問ではないです。同僚議員の質問に答えてくれるのかなと思っていたんですが、4期16年ということで、課題等もあるんでやらなくちゃいけない、やり残したこと等があるのかどうか、続投のその辺のニュアンスも少し含ませながらご回答いただければと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

これについては、先ほど薄葉議員にも話をさせていただきましたし、また、加藤議員のほうにも私の4期16年間の考え方についても、お話をさせていただきました。課題等については、まだまだたくさんございます。残された任期の中で、その職責を全うしながらできる限りの課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますし、この後についても、そうしたことを含めながら熟慮を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 残り30秒です。ありますか。

○4番（加藤宏樹君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 5時25分）



令和元年9月18日(水曜日)

(第 3 号)

## 令和元年第415回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年9月18日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号  
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

陳情第3号・第4号・第5号・第6号

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	富永創造君	2番	三村正一君
3番	安井敬博君	4番	加藤宏樹君
5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	鈴木隆司君
9番	栗崎千代松君	10番	熊田宏君
11番	吉田伸君	13番	角田秀明君
14番	大木義正君		

欠席議員(1名)

12番 藤井精七君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長野崎吉郎君 副町長藤田忠晴君

教育長栗林正樹君 企画総務課長阿部正人君

まちづくり  
推進課長 山野辺幸徳君 税務課長三瓶貴雄君

会計管理者兼  
総合窓口課長 小針 良光君 保健福祉課長 泉川 稔君

産業振興課長  
兼農業委員会 佐藤 豊君 都市整備課長 福田 和也君  
事務局長

教育次長兼  
教育振興課長 氏家 康孝君 子育て支援  
課長 国井 淳一君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅原 喜美 副局長 加藤晋一

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、12番、藤井精七君より、都合により本日は欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

---

#### ◇ 安井敬博君

○議長（大木義正君） 通告7番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席にお越しの皆さん、お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大きな項目で3点質問をさせていただきます。

1点目といたしましては、役場業務のまちづくり矢吹への委託についてであります。

令和2年度より、来年の4月からですけれども、会計年度任用職員制度が実施されることに伴い、町の臨時・非常勤職員を会計年度任用職員等への移行、もしくは、これらの方々が担っている業務の一部を一般社団法人まちづくり矢吹へ業務委託することが現在計画されています。この10月からは、条例が通りましたら、先行して窓口業務、それから放課後児童クラブの業務などがこのまちづくり矢吹へ委託されるという予定でしたが、この時点で委託される業務及び対象となる職員の人数、賃金・社会保障面などの待遇などはどうなるのか、こういったことをお示しいただきたいと思います。

また、対象となる職員に対しては、この移籍によっていろいろ待遇等も変わるかもしれない、そういった不安等も持っておられることだと思いますが、そういった不安などが生じないよう丁寧な説明が必要と考えますが、これまで町としてはこの方々へのどのような説明がなされてきたのか、これまでの経過や今後の予定も含めてお示しください。

また、まちづくり矢吹との業務委託の契約上で、守秘義務や個人情報の漏えいなど、こういったことが万が一起こった場合に責任の所在はどのようにになっているのか。また、職員とまちづくり矢吹との雇用形態はどのようになり、また同様に守秘義務や責任の所在等は契約上どのようにになっているのか、お示しいただきたいと思います。

大きな項目2番目といたしまして、各種証明書のコンビニ交付開始による影響についてお尋ねいたします。

コンビニでの多機能端末、どこのコンビニエンスストアにもありますけれども、いろんなチケットを発券したりする、そういう端末がありますが、こういったものを利用して、マイナンバーカードを持っていればコンビニで、今言ったような各種証明書、住民票ですとか、それから戸籍等が発行することが可能になるということで、これが開始されることに伴って、これまで実施してきた窓口の休日対応や平日の時間延長が、時間を延長しての窓口の延長が、開庁日を減らすなどの経過措置を経て廃止となることが示されました。これまでのこの時間の窓口の延長、また休日での窓口、ここでの利用実績等をお示しいただくとともに、町民へのサービス低下などの影響はないのか、お示しください。

一方、廃止に伴って、延長窓口等で配置されております職員の方への負担などの軽減のメリットもあると思いますが、この職員の方々への影響をお示しいただきたいと思います。

また、コンビニ交付では発行手数料の減免措置、これまでさまざまな減免措置等ありますけれども、これは窓口に来れば職員の方がそういったこともお尋ねしたり、また申請書類のほうにそういった注意の文言も書いてあるので気がつきますけれども、これによって発行手数料200円ほどかかっていたものとかが無料になる場合もありますが、コンビニで交付を受けてしまいますと、この無料になるということをわからないでそのまま手数料を支払ってしまう、そういうケースもあるかと思いますが、そういったことに対する対策があるのか、お示しいただきたいと思います。

最後に3番目、教育施設としての図書館のあり方についてお尋ねいたします。

これについては、6月の議会でも公民館や図書館のあり方ということでお尋ねをいたしましたが、また、なかなかそのときにも時間等も制約がありましたので議論が深められなかったので、今回また、再度質問させていただきたいと思います。

令和2年度の供用開始を目指して、現在、図書館機能を含めた複合施設の建設が進められております。あと大体1年ぐらい後にはこの複合施設もできるわけですけれども、図書館の形のほうは決まるわけですけれども、その中身というのがちょっとまだわからないところがありますので、そのことで質問しますが、図書館は住民の学ぶ権利や知る権利を保障する場所であり、購入図書や運営等に関しても、住民の意見を十分取り入れいくことが必要であると考えます。

そのためにも、茨城県守谷市の図書館、これは一時的に民営化、民間委託されていたところなんですが、それがさまざまな問題があって公営に戻したところでありますが、そこの中では、住民の方も図書館協議会というものがありまして、そういうところに公募で参画しております、さまざまな購入図書ですか、図書館の運営のあり方を話し合って、それが実際に運営に反映されているということですが、こういった設置のほうを矢吹町でも、せっかくいい図書館ができるわけですから、といったものをよりよく運営していくために、住民の参画する図書館協議会が必要であると考えますが、どのようにお考えになるかお示しいただきたいと思います。

また、図書館でのサービス提供には、図書館司書や職員の役割は非常に重要であります。そのためにも、こういった方々が継続して安定して働く環境が必要と考えます。当町の図書館司書や職員の待遇、雇用形態はどのようにになっているのかをお示しいただきたいと思います。

最後に、公立図書館の職員には、住民の知る権利を補佐するために高度な専門性と知識、経験が要求されま

す。また、図書館というのは町の公共施設でもあり、重要な教育のための施設でもあるわけですから、これは町の教育行政にも深くかかわってくるわけです。そのためにも、この公立図書館の職員に関しては、指定管理制度によらず、町の職員として任用すべきと私は思いますが、教育長はどう考えるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり矢吹へ委託する業務と対象となる職員の人数、賃金・社会保障面での待遇の変化に関するおただしであります。現段階において、今年度10月1日より一般社団法人まちづくり矢吹への委託を想定している業務は、総合窓口業務、都市整備課窓口業務、児童クラブ支援業務、学校支援業務であり、委託する業務に係る人数といたしましては、総合窓口業務3名、都市整備課窓口業務3名、児童クラブ支援業務24名、学校支援業務10名であります。

賃金につきましては、現在支給している賃金水準を下回ることのないよう現給保障を原則とし、勤務条件面や勤務時間、勤務箇所についても基本的に変更はなく、休暇制度についても、現在と比較し条件がよくなるよう調整を図ったところであります。

社会保障面については、雇用主が矢吹町から一般社団法人まちづくり矢吹へと変更になりますが、所定労働時間及び所定労働日数が一般職員の4分の3以上勤務されている方については、これまで加入されていた社会保険に変更はなく、全国健康保険協会の運営する健康保険、厚生年金、雇用保険に加入し、各種保障を引き続き受けられることとなります。

ただし、児童クラブ支援員については、4分の3を下回る短時間労働者であることから、社会保険の加入要件から外れることとなり、配偶者の扶養となるか、国民健康保険、国民年金に加入することとなります。

国では、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律等に基づき、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めており、平成28年10月から特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となりました。

平成29年4月からは、地方公共団体も特定適用事業所に指定されたため、児童クラブ支援員については、所定労働時間及び所定労働日数が一般職員の4分の3未満でも被保険者となり、それまで配偶者の扶養であった方や、国民健康保険、国民年金加入者であった方も、強制的に社会保険に加入することとなった経緯があります。短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点からの被用者保険の適用拡大ではありますが、児童クラブ支援員のような1日5時間未満という限られた勤務時間の方にとっては、給与の手取り額が少なくなるなど、課題がないわけではありませんでした。

今般、児童クラブ支援員がまちづくり矢吹に転籍された場合、当該法人は特定適用事業所ではないことから、

社会保険被保険者ではなくなりますが、児童クラブ支援員の多くは平成29年4月以前の状態に戻ることとなり、この点について納得の上、転籍を希望されております。

今後も、現在勤務する臨時職員、一般職非常勤職員が不安になることのないよう、丁寧な説明と情報提供を図りながら、また、本人の意向を確認しつつ外部委託を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、対象となる職員への説明の経過や予定についてのおただしであります、議員おただしの「対象となる職員」とは、「外部委託対象の業務に現在従事する職員」のことと認識しておりますが、現在勤務している臨時職員、一般職非常勤職員の方々については、平成30年2月28日に事務職員・労務職員を対象として、また、平成30年3月22日には、児童クラブ支援員及び学校支援員を対象として包括的民間委託に係る説明会を開催し、町が進めている各種事業の民間委託の方向性と、法改正に伴う任用制度の変更が生じることで、段階的に民間委託していくことを説明し、理解を求めました。

平成31年4月25日には任用制度及び外部委託の動向等に係る説明会を開催し、より明確になってきた新たな任用制度についての説明と、まちづくり矢吹を設立する趣旨、概要など、より具体的な町の方向性を示してきたところであります。これまでの説明会を踏まえ、本年6月には第1回意向確認を行い、7月には臨時職員及び一般職非常勤職員46名を対象に個別面談を実施し、不安な点や疑問な点の解消に努めてまいりました。

また、まちづくり矢吹の事業内容及び職員の紹介を兼ね、8月6日に事務員及び労務員、9月2日に児童クラブ及び学校支援員を対象として説明会を開催しております。

今後の予定といたしましては、10月1日の委託開始に向けた事務手続を進める中で、随時、転籍対象となる職員の不安解消に努めるとともに、今年度末までの任用期間となる臨時職員、一般職非常勤職員については、来年4月1日からの委託業務を整理した上で、適時面談を実施しながら、年明け1月に第3回目の意向確認を行う予定であります。

今後も、引き続き臨時職員、一般職非常勤職員が不安感を持つことなく、ご自身の判断でよりよい選択ができるように丁寧な説明を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務委託に係る守秘義務や個人情報保護についてのおただしであります、本年10月1日からの総合窓口等の業務委託の開始に当たっては、議員ご指摘のとおり、個人情報等を取り扱う業務が数多くあることから、当然、守秘義務や個人情報保護などの責任の所在を明確にする必要があります。町では、これらの業務委託に当たり、一般社団法人まちづくり矢吹との委託契約を締結することとなります。その契約条項には、法令上の責任、機密の保持、事故等の報告義務、第三者に及ぼした損害等の明記を予定しており、いずれも受注者の責任において適正に管理するものとしております。

一方、町といたしましては、それらの管理が適正に行われるよう監督するとともに、定期的な協議を重ねることで、効果的な業務委託となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、まちづくり矢吹としましては、業務委託の受注に当たり、契約社員として労働者との雇用契約を締結することになりますが、その際には、服務規律や労働条件、その他の就業に関する事項を定めた就業規則の遵守を義務づけ、守秘義務や個人情報保護に関しても明確に位置づけると伺っております。町といたしましては、このような守秘義務や個人情報保護はもとより、さらなる行政サービスの向上と効果的かつ効率的な業務運営

に向け、今後もまちづくり矢吹と連携を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、延長窓口の利用実績及びコンビニ交付の開始に伴う影響についてのおただしであります、直近3年間の平日延長窓口利用実績につきましては、年間利用者数が平成28年度は932人で、延長窓口1日当たり6.5人、平成29年度は882人で、延長窓口1日当たり6.1人、平成30年度は820人で、延長窓口1日当たり5.7人と減少傾向がありました。

また、直近3年間の日曜開庁窓口利用実績につきましては、年間利用者数が平成28年度は248人で、1日当たり10.3人、平成29年度は245人で、1日当たり10.2人、平成30年度は228人で、1日当たり9.5人と、こちらも同様に減少傾向がありました。

また、平日延長窓口及び日曜開庁窓口では、戸籍証明書、住民票、印鑑登録証明書、税証明書交付のほか、各種届け出の受理及び収納等が取扱業務でありましたが、議員おただしの多機能端末機を利用したコンビニ交付を開始いたしますと、全国のコンビニエンスストア等から各種証明書を取得することが可能となり、年末年始の12月29日から1月3日及び臨時のメンテナンス期間を除き、平日、休日を問わず午前6時半から午後11時まで利用することができます。平日延長窓口及び日曜開庁窓口は、本年度内に段階的に廃止いたしますが、コンビニ交付の開始によって各種証明書の取得可能な時間と場所が広がり、町民の利便性の向上が図られると考えております。

町としましては、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、地域団体及び各企業の皆様へ取得を呼びかけるほか、広報やぶきや町ホームページ等での周知、さらには来庁された方々へチラシを配布することで、マイナンバーカードの普及率向上に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平日延長窓口及び日曜開庁窓口の廃止に伴う職員への影響についてのおただしでありますが、本町では、町民の利便性の向上を目的として、多機能端末機を利用した各種証明書のコンビニ交付を開始いたしますが、これにより変則的な勤務時間で働く職員の負担を軽減できるほか、職員のシフト管理等に必要な時間の削減につながるなど、生産性の向上が図られると考えております。さらに、効率化により生まれる時間につきましては、窓口サービスのさらなる向上や新たなサービスの提供等に投資することが可能になると考えております。

今後も、全町民が安心して窓口サービスを利用できる総合窓口の構築に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、発行手数料の減免措置についてのおただしでありますが、戸籍及び住民票等について手数料が無料となる項目につきましては、児童扶養手当を始めとする30項目が対象となっております。減免により交付を受けようとする方は、官公署からの通知文等の根拠資料を提示していただくほか、使い道、提出先を申請書に記入していただくため、総合窓口課での手続きが必要となります。

議員おただしの、減免対象となる方がコンビニエンスストア等で交付を受けた場合の対応策については、広報紙及び町ホームページにて広く周知を図るとともに、各課から対象者へ通知する文書等においても注意事項として記載するなど、十分な事前周知を図ってまいりたいと考えております。今後も減免対象となる方への効果的な対応策について調査検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

失礼いたしました。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、図書館協議会についてのおただしであります。図書館協議会は、図書館法第14条において、「地方公共団体が設置できる」と定められております。本町におきましては、平成元年の図書館開設に合わせて矢吹町図書館協議会を設置し、図書館運営等について審議してきたところであります。その後、社会教育について幅広い見地から審議を行うことを目的として、平成19年に図書館、公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村に関する審議会等を矢吹町文化振興審議会へ統合し、現在は同審議会が図書館協議会の役割を担っているところであります。そのようなことから、文化振興審議会において、矢吹町複合施設の基本構想、実施設計、管理運営方針について説明を行い、委員の方々からご意見をいただいたところであります。

また、図書館や公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村につきまして、それぞれの施設ごとに指定管理の受託団体と教育振興課において毎月定例会を開催し、施設の運営状況や課題等を話し合いながら、よりよい運営に努めていただいているところであります。今後も、審議会において各施設の運営等に関する意見等をいただき、また、利用者の意見や要望等をいただきながら、新たな図書館においても利用者の満足度向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、図書館司書や職員の処遇、雇用形態についてのおただしであります。さきの6月議会におきまして、安井議員から同様の質問をいただき、答弁させていただいておりますが、本町の図書館につきましては、平成20年度から今日まで指定管理者制度に基づいて実施しており、3年ごとに事業評価を行い、これまで継続して管理運営をしておりました。この間、図書館運営に携わる受託団体は、運営に必要な専門的知識を有する司書を配置し、さらに県立図書館が主催する職員研修等を受講し、資質向上に努めております。

また、県立図書館と連携し、来館者の課題解決に向けた利用者支援サービス、いわゆるレファレンスを柔軟かつ的確に行うなどサービスの向上に努め、利用者からも高い評価を得ており、適正に運営がなされております。

さらに、ことし6月8日には、西條八十や土井晩翠らを始めとする方々や大滝清雄先生も会員であった一般社団法人日本詩人クラブより、平成元年から実施している「さわやか詩集」発行活動が長年にわたる詩の啓発活動と認められ、本年度から創設されました詩界功労顕彰を受賞いたしました。このことは、大変名誉なことであり、町の施策並びに小中学校、受託団体のこれまでの活動を象徴するものとして、教育委員会としても大変喜ばしいことであると思っております。

矢吹町複合施設は図書館機能を含む4つの幅広い機能を有する施設であることから、利用者が求めるさまざまなニーズを把握し、それぞれの役割と機能が継続的に果たせるよう具体的な運営内容のあり方を検討してまいります。その中で、各施設の機能連携による効果的なサービス展開が図られるよう工夫しながら、矢吹町複合施設管理運営方針をもとに矢吹町複合施設管理運営計画を年内までに策定する予定であります。

議員お当たりの職員の処遇や雇用形態につきましては、矢吹町複合施設管理運営計画に基づいて具体的に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、図書館職員の任用のあり方についてのお当たりでありますが、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、矢吹町複合施設は図書館機能を含む4つの幅広い機能を有する施設であることから、利用者が求めるさまざまなニーズを把握し、それぞれの役割と機能が継続的に果たせるよう具体的な運営内容のあり方を検討してまいります。

その中で、各施設の機能連携による効果的なサービス展開が図られるよう工夫しながら、矢吹町複合施設運営方針をもとに矢吹町複合施設管理運営計画を策定していきたいと考えております。

議員お当たりの職員の任用につきましては、先ほど答弁しましたとおり、矢吹町複合施設を管理運営していくに当たり、どのような体制がよいのか、従事する職員の身分や雇用形態について検討をしているところであります。

なお、現在の受託団体の職員につきましては、図書館運営に関する専門性を兼ね備えており、利用者サービスについても高い評価を得ております。そのほかにも、自主事業である図書館祭り、学校等のおはなし会、テラブレーションと呼ばれる語りの集いなど、独自の事業を積極的に実施しているところであります。

これまでの適正な運営と効果的な事業を継続していくための方法や体制等について、現在の受託団体と協議し、複合施設での図書館運営に反映できるよう十分に協議してまいりたいと考えております。

今後も、社会教育の充実や各施設の機能が最大限に発揮されるよう、業務の継承や人材の育成に努めるとともに、利用者の満足度を向上させ、町民の交流の場や団体の活動の場づくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目のまちづくり矢吹に関して再質問をさせていただきます。

まず、10月1日より、まちづくり矢吹へ転籍となる方々、人数、それからどの業務が対象となるかというところが明らかになったところでありますが、この中で、これ、皆さん納得はされているというようなことがご答弁の中であったわけですけれども、何か問題とか、その方たちが転籍になった際に不安に思っているというようなそういったこと、そういった具体的に何かそういったものが出来たのかどうか、お聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

これまで、今年度につきましては、私が直接対象となる方、面談いたしました。それぞれ不安な点、伺っております。多くは転籍した後の勤務条件、賃金と休暇についてであります。

それらについては、先ほど町長、答弁申し上げましたように、現在の給与以上の水準でまちづくり矢吹は検

討されているというふうに伺っております。あと、休暇につきましても、今、有給休暇、雇用期間が半年なので5日間であります。継続すると1年間で10日ということになっておりますが、それについても保障されるものであって、それ以上に、特別休暇についても検討されているということで伺っておりますので、その不安につきましては、今月に入りましてまちづくり矢吹との面談も終わったと聞いておりますので、解消されているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、実際にその待遇面、これまでの雇用の中の待遇とか休日とかそういったものが、まちづくり矢吹では保障されるということは聞いているということですけれども、それがまちづくり矢吹の職員の規定ですか、そういったものの中に明記されているのかどうか、そういったことは確認されているのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

そのことにつきましては、多分、就業規則ではなくて、先ほど町長が答弁しましたように、雇用契約になつてくるんだろうなというふうに思っております。就業規則の案までは私ども確認させていただいておりますが、それぞれの契約書につきましては、まだ確認はしていない状況でありますが、その中で明確にされるものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 雇用契約の中で確認されるものということでしたけれども、その雇用契約書というのは実際にまだできていないわけですよね。そういったものを町としてきちんと確認ができるのかどうかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

町としてそれぞれの雇用契約について確認するという権利はないというふうに思っておりますが、それはやはり信頼しておりますし、雇用された後の待遇等については、書面で確認しないとも、雇用された方々に意見を伺ったりするなどして、安定的な雇用をされているようなことで確認の必要はあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 個人とそれからまちづくり矢吹との雇用契約ですので、個人対会社との契約ですから、町として確認はできないのかなとも思います、ひな型ですとかそういったものはあると思うんですよ。そういったものは、町としても出資をしている会社でありますから、そういったところで働く方たちは、いろんな法的な面で不利を受けたりとかそういったことのないように、出資をしている会社でありますから、それをきちんと見ていく必要があると思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の意味がそのようなことというふうに私は認識しておりますが、繰り返しますが、安定した雇用となっているかどうかの確認については、したいというふうに考えております。

ただし、安井議員、出資されているとおっしゃいますけれども、出資はしておりません。補助金を来年度まで交付するという経費的な面では、補助金の交付ということになっております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 出資ということか補助金かということかで、ちょっと認識の違い、認識というか私も勘違いしていたのかなとも思いますけれども、町からお金を出しているということは出資に値するようなものかなとも思うんです。そういった、そこの議論をするつもりはありませんが、そういった意味ではしっかりとその中身ですね、見ていく必要があるかと思います。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、児童クラブの支援員の方についてなんですけれども、窓口業務の方等については、これまで以上の待遇に最初はなるのかなと思いました、これを見て、ご答弁をお聞きして。ただ、児童クラブの支援員の方に関しては、社会保険加入要件から外れるということで、その辺でやはり不利益になっているのかなと思うんです。これは法的な加入要件を満たしていないので、いたし方ないことかと思いますが、その辺を何か保障するような手だてはないのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長、答弁申し上げましたように、労働時間を満たしていないので、今の保険を継続することはできないということで、それにつきましては、扶養に入るですか、ほかの手段でしか対応することはできないというふうに考えております。

なお、児童クラブの支援員の方は、現在の雇用保険、所得が低いのに高い保険料を支払っているという状況になっています。ですので、本人たちの確認はとったのですけれども、やはり雇用保険、今の保険から外れる

ことについては何ら不満等はお持ちの方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのご答弁では不利益等ないようなことで安心はしましたが、今後そういったこともいろいろあると思いますが、町が補助金を出している会社ということで、職員との雇用契約ですか、それから労働条件と、そういったものを、規定とかそういったものが変わったときにはしっかりと見ていく必要がある、また町からも助言等を行う必要があると考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

質問にお答えする前に、先ほど私、雇用保険と1回申し上げました。社会保険ということで訂正させていただきます。申しわけありません。

昨日も三村議員からの質問をいただきまして、町とまちづくり矢吹の関係についてであります。今年度設立した時期あるいは補助金を支出する時期までは、当然町としてまちづくり矢吹の事業内容等については確認する必要があると思います。その一環として、今まで私たちの仲間として一緒に働いてくださった方々がちゃんととした雇用条件になっているかどうかを含めて、確認は継続したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 確認はしていただけるものと認識いたしました。

そして、今後、ほかの業務に関しても、来年の4月から移行が予定されているわけですけれども、そういう職員の方等の不安等もやはり解消していくこと、必要かと思います。

また、今回の業務ともまた違った性格の業務も出すことになると思いますので、やはり町がしっかりとまちづくり矢吹のいろんな規約ですか、職員規定ですか、雇用契約ですか、そういったものをしっかりと見ていく。また、何か問題等があれば、アドバイスも行えるというようなそういったこと、必要ですけれども、そういったことは制度というか仕組み的には何か担保されているんでしょうか、お聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

これも昨日、町長、答弁した中にもありましたけれども、町とまちづくり矢吹との関係につきましては、パートナーとしてこれからも連携していくような、三鷹を例にとりましたけれども、協定等結んでいくことで担保できるという内容になろうかと思います。

あと、人的な面で、町長が社員になっているということ、あと、町から職員を1人派遣しているということ、そういったことでより強固な連携を図れているものだというふうに考えておりますし、ある程度の期間は継続したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 具体的に言いますと、例えば社員代表会とかそういった経営とかを決める場面において、町長が参加するものと思います。また、町からも職員が1人行っているということですけれども、そういった方たちがそういった場で発言をしたりするということが今の担保ということでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えします。

今おっしゃったようなことというふうに認識しております。

なお、町の職員につきましては、今、企画総務課付の職員でありまして、今回の上程しております議案について可決になりましたら、10月1日付で派遣ということで、現時点では考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 町のほうで企画総務課、また町長とか、そういったものをチェックできるということで、1つそれは担保されているのかなと思いますが、また議会に対してもそういった取締……、取締役会ではないですね、一般社団法人ですので代表者委員会の中の会議ですとか、そういった問題点について何か指摘されたこととかあった場合に、そういったものは議会にはなかなか伝わってこないと思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

大変難しい問題だろうというふうには思いますけれども、やはりまちづくり矢吹が議会関係から何か指摘、意見等があった場合については、ケース・バイ・ケースで私どものほうでまちづくり矢吹と確認をしながら、どのような方法で議会の皆さんにお伝えしていくか考えたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ケース・バイ・ケースでいろいろ報告はしていただけるものと考えますが、ただ、それ

では具体的な担保というか保証というものが、明文化とかそういったものはないわけなんですね。

それで、これは三鷹市の議会だよりなんですけれども、これは令和元年6月9日に発行されたもので、新議会、選挙がありましたので新しい体制ができたということで、委員会構成等も載っております。その中を見ますと、三鷹では矢吹と同じように株式会社まちづくり三鷹というものがあります。これは矢吹町もいろいろ参考にされたかと思うんですけども、議会からも選出の各種委員等ということで、株式会社まちづくり三鷹助言者会議委員というのがあるわけです。ここに4名の議員も入っています。町からもこういった委員に入っているんじゃないかなと思いますけれども、こういった仕組みも必要かなと思いますが、議会の問題もありますけれども、町からも関与するような、こういった委員会のようなものはつくる予定はないかお聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

まちづくり三鷹ではそのようなことであるということは認識はしております。これにつきましては、やはり安井議員も今おっしゃいましたけれども、矢吹町議会としてというところで、これまでの各種審議会への議員選出というところでの考え方もあったかと思います。そういうことで、議会の皆さんとご相談して、議会としてのご意見をいただきましたら、まちづくり矢吹、そのような組織がこれからつくられるかどうか未定でありますので、現時点では、安井議員のご意見としてまちづくり矢吹にはお伝えしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 議会のほうでもその辺は話し合いをして提案するものと思いますので、また議会の同僚議員の皆様へのご協力も得ながらいろいろとやっていくことかと認識しました。

それでは、次の質間に移りたいと思います。

その前に、やはり来年の4月からかなり多くの業務が委託を町は計画しているわけですが、この移行を望まない方については、会計年度任用職員になるんでしょうか。その辺を最後1つお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

昨日も若干触れましたけれども、会計年度任用職員につきましては、公務員じゃなければできない仕事をやつていだたくということで4月1日以降は考えておりまして、採用試験を年末あるいは来年初めを予定しております。対象者につきましては、今の非常勤一般職の方だけを対象として試験を行う予定となっております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、コンビニ交付のことにまた移させていただきます。

現在の利用実績等を出されました。延長窓口1日当たり6.5人が平成29年度、そして30年度は6.1人ということで、減少傾向であるということですね。また、日曜開庁についても同じような傾向かなと思います。

今度コンビニ交付が開始されると、こういったものもどちらかというとコンビニ交付のほうを利用が伸びるのかなと思われますが、そういった意味で、廃止等を行っていけば職員の負担も減るということで、これについては働いている職員の方も今は大変かと思いますので、時代の流れに従ってＩＣＴ等を活用してこういったことをやっていくということは、大いに進めるべきではあると思います。

なぜ来年の4月まで窓口延長が、コンビニ交付が開始されても存続されるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

[会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇]

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

町としましては、経過措置ということで半年間、いきなり今までやっていたものを廃止ということではなくて、数々の利用実績がありますので、その中で動向を見ていくものと、あとはマイナンバーカードの交付によってコンビニ交付が実施されますので、いわゆるマイナンバーカードの交付率が向上されて初めて効果が出る関係から、半年間は担当課としてはマイナンバーカードの交付率向上に努めて、なるべく町民の皆さんに影響がないということで、経過措置を半年設けたような形です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 周知期間としてある程度経過措置等を設けることは必要かと思います。行政サービス、これまでやっていたものがいきなり廃止されるというのは、やはり住民の方も戸惑うと思います。それは必要かと思うんですが、職員の方の負担というんですかね、これは、やはり変則勤務というのをやりますと、役場の職員に限らずどこの職場でもそうですが、代休等はたとえ与えられたとしても、その前後でいろいろ生活のパターンがずれるわけですから、いろいろと体調にも影響があると思うんですね。

そういうことからいいますと、半年間の経過措置ということですけれども、利用者動向を見ながら廃止を前倒しすることも必要かと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

[会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇]

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

今、半年間の経過措置、動向を見ながらということになりますが、現在、住民周知の中では広報、あとはホームページ、あとは各金融機関とか公共施設にチラシで周知しております。それで、その周知しているものを、またある程度変更となると、住民に周知する中で混乱を生じることになりますので、基本的には現状の半年の

経過措置というようなことで進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 住民への周知等も必要ですし、そういった配慮も必要だと思います。職員の方の健康もぜひ配慮しながら、窓口業務を進めていただきたいなと思います。

それでは次の質間に移りますけれども、図書館についてなんですかでも、今の図書館の司書の方ですとか館長さんですか、そういった方は専門的な仕事なんですかでも、こういった方というのが、例えば昇給があるのかとか、そういった休みがどうなっているのかとか、そういったことが今ちょっと気になっているところであります。待遇面、例えば昇給があるとかそういったことはあるんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

図書館の職員については、昇給があるというふうに伺っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 文化振興審議会へ図書館協議会が統合されたということですけれども、この文化振興審議会には図書館利用者というのは入っているんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

〔教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 3番、安井議員のご質問にお答えをいたします。

文化振興審議会の図書館利用者の委員の選任につきましては、文化振興審議会の委員につきましては、各種文化あるいは芸術団体からの方の……

〔「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） はい。

利用者は入っておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 利用者は入っていないということですけれども、利用者の声がやはり生かされるには利用者を入れることが必要かと思います。ですので、やはり独立した協議会の検討も必要かなと思います。

また、複合施設管理運営計画を策定中ということですが、個別の図書館管理運営計画というものは策定する

おつもりはないんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

[教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇]

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、まずは複合施設の管理運営計画を立てます。立てて、来年の10月1日以降、図書館であったり公民館、子育て支援機能が開設されますので、その中で、運営した中で図書館単独の計画あるいは運営計画が必要であるということであれば、それはそのときに判断をし、個別の計画を立てていくようなことで検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時15分。

(午前11時01分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時15分)

---

#### ◇ 青山英樹君

○議長（大木義正君） 通告8番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

今定例会最後の一般質問となります。通告に従いまして、肃々と質問をさせていただきます。

その前に、傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

まず、質問に入りますが、財政についてお尋ねを申し上げます。

3点ほどございますけれども、地方財政法第2条から第4条の規定によりまして、地方公共団体の財政は黒字としなければならない状況下にあります。やりくり等をする、いわゆる積立金を崩す等のことが許可されておりしております。また、これらの規定に基づいて、黒字にするために今申し上げましたようにやりくりをするわけでございます。積立金を取り崩したり、あるいは将来の負担を減らすために繰上償還をしたり、そういったやりくりがなされるわけでございます。

平成30年度決算も含め、このやりくりが経年的にどのような状況であるのか、どのようなやりくりをしながら実質収支が黒字というふうになってきているのかという財政的一面をお尋ねし、財政の健全性をお尋ね申し上げます。

2番目としましては、当町の類似団体、財政、人口規模とか産業構造等が同じであるほかの自治体、類似団

体がございますが、そういった類似団体との財政を比較した場合において、いわゆる投資的経費、大型の施設等をつくったり公共施設等をつくったりしますが、投資的経費とか、あるいは医療、福祉、児童福祉、老人福祉といった社会保障、福祉分野の行政経費の状況というものはどのようにになっているのかをお尋ねいたします。

特に、最近当町の類似団体としては、話題になりました宮城県の涌谷町では、矢吹町と財政規模が非常に似ているんですけども、産業構造も似ていますが、財政非常事態宣言というものを発令しております、健全化判断比率、財務省の診断書等の比較を踏まえて、矢吹町等はどうなっているのかということをお尋ね申し上げます。

3番目としまして、東京一極集中と裏表の関係にあるのが地方でございます。人口減少が続き、東京のほうに集中していくというような動きがあります。当町も例外ではなく、人口減少、高齢化社会の影響に非常に懸念を抱かれている町民が多くおられます。あと20年がたちました場合におきましては、福島県は人口が52%減少するというような数字が出ております。かなりの数字になってくるわけでございますが、そういう高齢化、人口減少等におきまして、将来の歳入の減少や歳出の増加というものが、非常にその動向が注目される、心配されるわけでございますが、そういう状況において社会保障、福祉行政分野において、どのような財政計画といふものをつくっていくのかをお尋ねいたします。

当町におきましては、道の駅事業、給食センター設置事業、また学校関係、中畠小学校、善郷小学校等の老朽化、庁舎も老朽化しております。そういった大型プランがめじろ押しに課題となっておりまして、そういうようなものを背負いながら、将来的に矢吹町はどうなっていくのか、地方債の借金等の計画、または現在ある地方債の残高等の関連を踏まえながら、どのように将来の財政計画を立てていくのかをお尋ねいたします。

そして、財政に関しては以上3点ほどをお尋ねしますが、次に、新町西線道路につきまして、その地域開発等についてお尋ねいたします。

新町西線道路に関しましては、同僚議員も多く質問されておりますが、その設置する根拠というのは何であったのか。過去においても、時系列的に見ていきますと、企業進出というものが重立った理由であったかと思ひますけれども、平成14年度以降であれば、4社になるのか、5社になるのか、そういう企業が取り沙汰されてきておるわけでございます。進出計画書等を見るにおきましても、幾つかの疑義といいますか、お尋ねしたい部分が、不明な部分が出てくるわけですね。

特に、進出計画書等があるもの、あるいは出店計画と進出計画書とどう違うのかわかりませんが、出店計画はあるけれども進出計画書はないとか、非常に曖昧であり、この間ずっと説明を聞いても、どこでその企業が別の企業にかわったのかも曖昧であるというのがあるんです。そういう疑わしい部分がある中で、進出企業の確固たる進出意志というものの存在を、どこで確認したのかというが疑わしかったりしております。

改めて、新町西線新設に関して、路線確定も踏まえて、経過と新設道路の意義、効果等をお尋ねいたします。そして、最後にお尋ねしますが、先ほど申し上げましたが、人口減少に関連しまして、そういう中にあってまちづくりはどうしていくのか。過去において人口が増加し、いわゆるプラスの経済成長のもとにいろいろなそれらの恩恵にあづかってきた日本でございます。ここに来て初めて様々な事案、事項の減少、縮減社会というものを体感せざるを得ない状況になってきております。

人口減少は、恐らく縮減、減少するということは、初めて私どもにおいては体験するものであり、どうなる

か想定することさえも難しいところでございますが、少なくとも人口減少というものにおいて、当町における急激に進む人口減少がどのような影響を及ぼしてくるのか、また、それに対して対策を講じなければならないということもあるわけでございます。

特に、財政面、あるいは町の経済動向等に関しましても、さまざま影響があるところでございまして、特に人口に関しましては自然増、自然減、あるいは社会増、社会減という2つの大きな要素がございますが、その2つの面を端的に捉えながら、当町における転入、転出の動向、転入先、転出先の自治体、地方自治体がどのような自治体であり、転出の理由、転入に至らない理由、そういったものがどういう課題があるのかをあわせて伺いつつ、その対策をどう講じるのかをお尋ね申し上げます。

以上でございます。ご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政の健全性についてのおただしであります、地方財政法は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、これをもって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的として制定された法律であります。

本町においても、本法の規定に基づき、財政の健全な運営に努めているところであります。

財政運営の健全性を確保するためには、毎年度の財政について収支の均衡を保持するとともに、毎年度の財源変動に対して、年度間の財源調整を図っていくことが重要であります。

地方自治の本旨である住民福祉の向上について、支障なく運営していくためには、各種施策や事業を確実に推進し、予算執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を生み出すように努めることは当然であります、これら歳入歳出の変動に対しては、地方財政制度上、基金で対応することが前提であるとされております。

その中において、年度間における財源の不均衡を調整するための基金として位置づけられておりますのが、財政調整基金であります。予算編成時に収支均衡の予算を編成している以上、財政調整基金で対応すべきは、年度途中での歳入の減少または歳出の増加に対して発生する財源不足を補う役割であり、機動的な財政運営を行うための緩衝材であると言えます。

さて、議員おただしの決算における経年的状況であります、主な収支と財政調整基金繰入額の推移について申し上げますと、平成28年度決算は実質収支が2億683万4,000円、単年度収支がマイナス5,545万3,000円、実質単年度収支がマイナス1億3,922万1,000円、繰入額が8,453万5,000円、平成29年度決算は実質収支が2億563万2,000円、単年度収支がマイナス120万2,000円、実質単年度収支がマイナス3,986万5,000円、繰入額が1億12万1,000円、平成30年度決算は実質収支が1億7,195万1,000円、単年度収支がマイナス3,368万1,000円、実質単年度収支がマイナス2,664万2,000円、繰入額が9,291万円であります。

実質収支は、プラスであれば黒字、マイナスであれば赤字ということになり、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントとなります、本町はプラスである黒字決算にて継続しております。また、その規模については、実質収支比率として標準財政規模の概ね3%から5%が適正とされており、この基準によれ

ば、本町は平成28年度が4.6%、平成29年度が4.5%、平成30年度が3.9%と適正規模の範囲内で推移しております。

次に、単年度収支は、前年度以前からの収支の累積を控除した純粋な単年度のみの収支であります。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、年度ごとの実質収支の相対的変動を示す指標であります。プラスであれば単純に財政状況が好転したということではなく、歳入超過や歳入不足、歳出の不用額等、それぞれの状況から収支の規模が前年度を上回ったということになります。このことからも、プラスが続ければ適正といいうものではなく、一定期間においてプラスとマイナスの繰り返しがある状態が財政運営上通常であるとされております。

次に、実質単年度収支は、単年度収支から財政調整基金や地方債繰上償還の影響を考慮したものであり、収支だけで捕捉できない財政運営の実態を見る指標であります。プラスとなれば、前年度以上に繰越金が発生したと言えます。

一方、マイナスとなる要因としては、当該年度において、単に財源不足が生じたということではなく、前年度からの繰越金を有効な財源として活用し、積極的に必要な事業を行った結果であります。このことから、プラスの表示が続く性質のものではなく、財政運営においては、一定の期間マイナスという表示になる場合もあると認識しております。マイナスの数値が毎年増加をしているようであれば、財政が悪化していると見られますが、そのような状況ではなく、年々減少傾向にて推移しており、改善が図られております。

次に、財政調整基金は、年度間の財源調整として、財源不足を補うために取り崩しておりますが、毎年度の決算剰余金の使途として、積み立ても行っております。基金残高は一般的に標準財政規模の10%が適正とされており、この基準によれば、平成30年度における本町の適正規模は約4.4億円となります。

なお、本町では、平成30年度決算時点で残高は約8.6億円、標準財政規模の19.3%であり、水準を十分に超える状況であります。今後も引き続き、適正規模の確保はもちろん、可能な限り積み立てを行い、一定規模の維持・増額に努めてまいりたいと考えております。

本町における財政の健全性については、これらの指標や健全化判断比率からも、健全性が図られているものと認識しておりますが、本町の財政状況の全てを判断できるものではなく、経常収支比率や財政力指数、その他さまざまな指標もあわせ、多面的な財政分析が必要であります。

引き続き、これら指標の他団体比較等を行いながら、財政の健全性の維持・向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町の類似団体との財政比較についてのおただしであります。類似団体とは、総務省において全国の市町村を人口規模や産業構造により類型分類し、グループ分けしたものであります。平成29年度決算における本町と同じ類似団体に属する町村は31団体あります。そのうち県内町村では、石川町、南会津町、会津坂下町、三春町が属しております。

これらの類似団体との比較について、宮城県涌谷町を含めた平成29年度決算の状況につきましては、地方税の人口1人当たりの決算額及び構成比では、類似団体の平均が12万3,220円で21.3%に対し、涌谷町が9万1,798円で19.5%、本町では13万968円で31.1%であります。

投資的経費では、類似団体平均が10万5,022円で19.1%、涌谷町が4万8,246円で10.4%に対し、本町は4万

4,285円で11.0%であります。

社会保障費の扶助費では、類似団体平均5万9,378円で10.8%、涌谷町が5万5,971円で12.1%に対し、本町は4万2,908円で10.6%であります。

また、公営企業等への繰出金の決算額は、涌谷町が15億3,087万3,000円に対し、本町は9億5,584万4,000円であります。さらに、実質公債費比率は、類似団体平均が8.9%、涌谷町が12.6%に対し、本町は12.5%であります。

将来負担比率は、類似団体の全てが早期健全化基準350%を下回り、涌谷町が66.3%に対し、本町は100.7%であります。

財政力指数は、類似団体平均が0.47、涌谷町が0.37に対し、本町は0.57であります。

経常収支比率は、類似団体平均が87.3%、涌谷町が94.2%に対し、本町は82.0%であります。

このように、決算額については、団体ごとに規模が異なるため、構成比による比較がより適正な捉え方であります。地方税の収入は、類似団体平均と比較し高い比率で推移し、自主財源が多く確保できているため、あわせて財政力指数も高い数値を示しております。

また、投資的経費は、類似団体平均と比較し低い比率で推移し、経費の抑制が図られております。

なお、扶助費は、類似団体平均とほぼ同水準にて推移しております。

議員おただしの宮城県涌谷町につきましては、人口減少による町税等の自主財源の伸び悩み、扶助費等の社会保障費の大幅な増加、病院事業等への操出金の増加等の影響により、このままの状態では2年後に基金が枯渇し、赤字決算見込みとなる極めて厳しい財政状況からして、財政非常事態宣言が発令されたものであります。

繰り返しになりますが、本町と涌谷町では、自主財源である税収の状況が大きく異なるほか、涌谷町での病院事業の経営状況が特に財政を圧迫しているものと分析しております。

さて、財政運営は、その市町村の置かれている条件、またその運営方法のいかんにより、極めて多様であります。

しかし、どのような態様の市町村であっても、みずからの財政状況を分析し、問題の所在を明らかにし、財政の健全性を確保していくなければならないことは同様であります。

このように、市町村がみずからを省み、財政の運営が健全に行われているかどうかを判断するためには、みずからとその態様が類似している団体の財政の実態を把握し、それを最も身近な尺度として利用することが、極めて有効な手段の一つであると認識しておりますが、各地方公共団体の自然的、社会的、経済的条件等をあわせて考慮しながら、財政運営の指針として活用し、よりよい財政状況を確立するよう努めなければならないと考えております。

今後も引き続き、中長期的な視野のもとに、財務省の財務状況把握の結果概要を踏まえながら、財政運営の堅実性、財政構造の弾力性、行政水準の確保という視点により、計画的かつ安定的な財政運営が行われるよう分析・判断を行い、財政の健全性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政計画の構築についてのおただしでありますが、地方公共団体は予算単年度主義により、毎年度予算編成を行う必要がありますが、高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加等により、財源不足が見込まれるなど、限られた財源を効率的かつ効果的に活用して収支均衡を図る必要性に迫られてきております。

のことから、各年度の予算編成におきましては、これまで以上に、翌年度以降の歳入歳出も見込みながら、各事業の予算化の是非を検討するといった、中長期的視点に立って財政運営が求められております。

また、今後、歳入面では生産年齢人口の減少による地方税の減収が見込まれるとともに、歳出面では老朽化した公共施設等の更新費用の増加、さらには、地方創生関連施策として地方版総合戦略に基づく人口減少対策への粘り強い取り組みが求められ、地方公共団体を取り巻く環境が厳しさを増していることから、財政運営における中長期的視点の必要性は一層高まっているものと認識しております。

このような中、現在、町では第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定とあわせ、財政基本計画の策定に取り組んでいるところであります。

本計画は、今後の財政運営の指針となるものであり、本町が置かれた社会環境及び財政状況を改めて分析した上で、重点分野と財源確保についての方針を位置づけてまいります。

また、計画期間は4年間とし、本方針に基づく積極的な財政運営の結果、短期での今後4年間及び中長期での今後8年間にどのような財政収支となるかを予測し、あわせて計画期間中の財政状況を把握するための指標を設定してまいりたいと考えております。

中長期的な視野のもとで健全な財政を確立するため、あらゆる手段により歳入確保及び歳出削減に努めることで、今後予定する大型事業の実施に伴う財源の確保や、後年度の負担に備えるためにも、計画的な基金への積み立てを行うことを最優先課題とし、さらには、これまで以上に事業の重点、選別化を図り、具体的な健全化判断比率等の指標を立てることで、可能な限り起債に依存しない身の丈に合った財政運営に取り組んでまいります。

特に、地方債の適正活用として、後年度の公債費負担や、維持管理費の負担を十分に考慮した起債事業の重点選別化、交付税措置等を考慮した適切な借り入れ、減債基金への積み立てなど、中長期的視点に立った適切な地方債管理に留意してまいります。

その中において、議員おただしの社会保障関係経費等の増加につきましては、大きな課題であると認識しております。今後も社会保障が担うべき役割、機能を果たしつつ、持続可能なものとしていくためには、給付と負担のバランスを確保しながら、予防や自立支援の推進により、住民の安心感の確保と生活の質の向上を目指すことを通じて、社会保障への需要の増大を抑制していくような政策努力が必要であると考えております。

これらにつきましては、国の法令、制度等に基づく経費であることから、国と地方が協調し、その抜本的な見直しを行うことが不可欠であるとも認識しております。

いずれにしましても、国の財政状況の動向や人口減少・少子高齢化等、社会情勢に注視しながら、財政収支の見通し、財政指標の目標値の設定、それらの達成状況等について明確に示しながら、具体的にわかりやすく、丁寧にお知らせしていくことで、財政の透明性を高め、財政規律の確保と行財政の信頼性の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線道路と地域開発についてのおただしでありますが、これまでの答弁及び鈴木隆司議員、三村議員、加藤議員への答弁と重複いたしますが、新町西線につきましては、平成24年5月17日に議会に対して新町地権者会から提出があった「新町エリアの開発計画の促進に関する陳情」が同年6月議会で採択され、矢吹町西側地域の活性化に資するとして、平成26年3月議会において矢吹町道路線の認定及び本路線に係る予算が

可決されたことにより、平成26年度から事業に着手し、着実な整備を図っております。

新町西線は、矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、国道4号からアクセスがしやすいことから、大型店舗等の進出が見込める地域にあること、道路整備後の宅地開発が見込めるうことなど、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定に基づき策定された、福島県商業まちづくり基本方針に沿った開発を進めていくために、企業誘致誘導の政策的路線として進めており、その整備効果が高い路線であると認識しております。

なお、当該道路については、平成24年11月から大型店舗の進出に関し、福島県商業まちづくり課と協議を進め、その結果、平成27年1月の協議において、出店予定地の中間を道路で区切り、一体的開発でないことが確認できれば、面積要件を満たすとの説明を県より受けたところであります。

このような経過を踏まえ、道路整備計画に当たっては、大型商業施設が進出しやすい土地の形状を確保しつつ、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則第4条の基準店舗面積の要件に配慮した道路法線を計画するとともに、法定外公共物の既存道路等を最大限に活用した道路設計になっております。

さらに、県道棚倉・矢吹線、町道新町・弥栄線との交差点におきましては、利便性について十分に配慮した上で、県道を管理する福島県と平成27年2月から4回にわたり協議を行い、平成27年12月に回答があり、白河警察署との協議においては、平成26年9月から9回にわたる協議を重ね、平成28年1月に回答がありました。

これにより、交差点の位置や角度等が決定し、適切な交通規制により、安全な通行の確保を最優先に道路を整備しております。

町といたしましては、道路整備を行うことにより、新町西エリアの開発が促進するものと認識しており、新町西エリアの活性化に資する重要な幹線道路として、また、企業誘致誘導の政策的路線として、将来にわたり有効活用ができる路線であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本町の人口の社会増減及び人口減少対策についてのおただしでありますが、本町人口の直近3年間の社会増減につきましては、2016年は転入数514人、転出数528人で転出超過数14人、2017年は転入数473人、転出数538人で転出超過数65人、2018年は転入数527人、転出数582人で転出超過数55人と、毎年、転出超過が続いているが、総人口は、県内で5番目に人口減少幅が少ない状況にあります。

議員おただしの転入及び転出の理由につきましては、住民異動届の手続の際に、就学・卒業、転勤、婚姻等の異動理由を記載する欄があるものの、記入が必須でないことから、現時点では記入数が非常に少ない状況にあり、資料としての活用は難しく、他の統計資料等の活用を含めても異動理由の詳細な分析には至っていない状況にあります。

また、転入元及び転出先の自治体につきましては、2018年の社会増減をもとに上位3位及び県外への転入・転出者数を申し上げますと、転入元の1位は白河市で67人、全体の12.71%、2位は郡山市で58人、11.01%、3位は須賀川市で41人、7.78%、県外からの転入者は159人、30.17%となっております。

一方、転出先の1位は須賀川市で71人、全体の12.20%、2位は郡山市で68人、11.68%、3位は白河市で55人、9.45%、県外への転出者は199人、34.19%となっております。

また、転出者の年代を見てみると、30歳未満が56%と半数以上を占めていることから、若い世代が就学や

就業等を理由に、学校や雇用の機会が多い近隣の郡山市、須賀川市、または首都圏等の県外へ転出されているものと推測されます。

このような傾向から、人口減少対策につきましては、全体的に人口の減少が進む近隣自治体や県内間での人口異動はもとより、首都圏等からの転入者を増加させる施策を講じる必要があり、効果的な施策を展開するためには、転入・転出等の異動理由についても的確に把握する必要があると認識しており、住民異動届の手続の際には、異動理由等を記入いただけよう呼びかけを強化してまいりたいと考えております。

今後の人ロ減少対策につきましては、こうした情報等をもとに詳細な分析を行ながら、例えば、「20代の若者世代」、「30代から40代の子育て世代」というターゲットを絞り込み、そのターゲットのニーズに合わせた特色ある施策を展開することで、人口の社会増につなげてまいりたいと考えております。

なお、議員おただしの人口減少下におけるまちづくりにつきましては、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定に当たり、加速度的に進む人口減少問題への対応などを踏まえ、総合計画の7つの分野のうち、復興の分野を人口減少対策へ変更し、その対策に特化した政策・施策・事務事業の追加、拡充を行うことで人口減少の克服に努めるとともに、人口減少社会に対応すべくコンパクトなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

今後も、第6次矢吹町まちづくり総合計画の最終目標達成に向けた取り組みを推進し、新生矢吹町という輝かしい未来に向かって着実に歩んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、簡単なほうからといいますか、最後になりました転入、転出についてなんですが、当町の出生率、合計特殊出生率は比較的高いのかなというふうに思っております。また、県全体としても、県の平均でも全国で10番ぐらいですから、そういう中にあっても上位のほうに入るのかなというふうには思っておりますが、やはり自然増減よりもやはり社会増減が非常に大事でありまして、今の答弁でもありました、対須賀川市となりますとやっぱりマイナス30、対郡山でマイナス10、白河は比較的矢吹のほうに移ってこられる方が多いという状況になっております。

今、総務省のほうでも非常にデータベース形式で情報公開していくとして、パソコンなんかでも拾えるんですね、そういったところは。これ、今回答弁のほうでは郡山市、須賀川市、白河市で出てきましたが、近隣市町村でも見られるんですね。結局は、鏡石町とはどうなんだとか、隣の泉崎村とはどうなんだとか、中島村とはどうなんだというところでもっての2012年からのデータが出ております。

要点をまとめますが、答弁の中で資料としての活用が難しいと、いわゆる転入、転出の理由としての、書いて、必須で書くべきということではないので、資料としての活用は難しいということでございましたが、これは何らかの対策が必要ではないかと考えます。そうやって一つ一つの町としてのメリット、デメリット等を改善しながら社会増を広げていくという努力も必要かなと思っておりまして、そのところ、分析に至っていない状況にあるということですが、これは、今後検討をされるのかされないのか、具体的なものがあるのかない

のかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

町長の答弁の繰り返しになりますけれども、先ほど町長が申し上げましたように、現在、異動理由については必須ではありませんので、提出の際に総合窓口のほうでできるだけ記入をしていただいて、転入出の理由、明らかにしまして、対策に生かすようなことで検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 答弁書に沿った回答であったかなというふうに思うんですが、私が申し上げたいのは、この分析に至っていない状況というのはやっぱりまずいのではないかということを申し上げているわけですね。それでもって、今後、新たな施策として、そういう情報なりそういう転入、転出に関する理由、動向の理由等を踏まえた上で対策を行ってはどうかという意味においての、施策としての検討はあるのかないのかということをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

今後の総合計画につきまして、先ほど町長触れました。現在の7つの分野のうちに、復興の分野を人口減少対策という分野、新たに設けるということで予定しております。ということにつきましては、今、青山議員からお話がありました、より広い分野、細かい分析、必要となってくると思いますので、ご意見あったことについて今後どのようにしていくかは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 次に、財政についてお尋ねいたします。

答弁の中でお話がございましたが、実質収支に関しましてはプラスであり、財政的に赤字、黒字というときには実質収支を一つの指標として、そのプラスを黒字、マイナスを赤字というふうにいうという、そういう観点からは、実質収支がプラスでございますので財政は黒字であるということかと思います。実質収支というものに関しましては、過去における財政の経緯、積み重ね等、蓄積等が含まれております。

そして、もう一つの指標として単年度収支というのがございます。これは、説明にもございましたが、前年度以前からの収支の蓄積を控除した、つまり差し引いたもので、純粋な単年度、その年の純粋な1年度のみの収支です。この単年度収支を見ていきますと、平成27年、28年、29年、30年と、4年間マイナスになっている

んですね。

つまり、実質収支が黒字であるということで、残したお金がプラスで黒字であるわけでございますが、それが4年間減ってきているということを示すわけなんです、マイナスであるということは。ですから、単純に黒字、赤字という言葉での印象の度合いもございますが、単年度収支という指標を見ますと、4年間マイナスしているということでございます。

これらに対しましても、答弁でもございましたが、一定期間においてプラスとマイナスの繰り返しがある状態が財政運営上通常であるということでございます。そういう答弁でございました。確かに、そういうことも言えるわけでもって、否定はできません。

しかしながら、繰り返しがないんですよ。財政上、いいですか、財政上ですね、これが3年とか続いていくというのは、減っていくばかりなので、これはちょっとどうしたものかという財政上の課題がそこでは生じているんです。

そこについて、町長のお考えはどのような考え方なのかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

町長のお考えということでありましたけれども、先ほど町長、答弁いたしましたように、単年度収支につきましては一定期間において、一定期間をどう捉えるかというところもありますけれども、4年間のお話がありましたけれども、4年間マイナスが続いた後に3年間、じゃ、プラスが続くか、そういったことも考えられると思いますので、町といたしましては、単年度収支については一定期間、4年も一定期間というふうに認識しております。

課題があるというご指摘がありますが、現時点では課題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず、町長の所感といいますか、それを聞きたかったんですけども、とりあえず……

〔「答弁で言っている」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） ごめんなさい、そうですか。

それで、期間のことを想定して、今後3年間プラスになるかもしれないということでございました。非常に想定というか、仮定というか、そういうような状況でございます。それで、一定期間をどう見るかという、非常に期間の問題になりましたが、これ、じゃ、もっと前までさかのぼりましょうか。前にもあるんですね。平成26年がプラスでしたか。その前までさかのぼっていくと、またマイナスになってくるんですね。

これは、財政を担当されている総務省の方々ともお話をしていくと、余り好ましいことではないんですよ。

我々、議員の研修とかで財政等の勉強、研修等に行きましたが、連続で続いていくのはまずいよと。

ですから、ここに書いてあるとおり、繰り返しがある状態が財政運営上通常であるとされているというのは、

これ正しいと思います。だけれども、繰り返しがないじゃないですか、この4年間。その前に1つあるだけ。その前はまたマイナスですよ。

ですから、これはどういう意味合いを持っているのかということを正しく分析し、そこに対しての分析は、何ら問題ない、健全ですよという結果なのかどうか、そこについてお尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

単年度収支につきまして分析等必要であろう、それによってということでお話がありましたけれども、現時点では単年度収支について分析等は行っておりません。これにつきましては、財政基本計画をつくる上で、では過去からして将来はどうなるのかというような部分では、調査、分析はしてまいりたいというふうに考えております。

ただし、過去に単年度収支がマイナスが続いたというところがありますけれども、財政運営上特に影響しているというふうには全く考えておりませんので、今後、分析をどのように生かせるのかどうかというところも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 4年間連続で前年度を下回ってきているということは、財政的にですよ、問題ないということの答弁かと思いますが、その辺は感覚の問題なのかもしれませんけれども、通常、これを、なぜ減ってきていているのかということを分析しながら、いわゆる社会情勢なり、いわゆる住民の、いわゆるさまざまな費目がございます。結果的に財政全般でもって、どこがどういうようなもののために、4年連続利益が減ってきているということを分析することは大事なことではないのかと思いますが、そのようなことであるという、今ですね、必要ないというような、そういう旨の答弁であったのかということで、まずそういう答えとしておきたいと思います。

次に、財政調整基金についてですけれども、これも標準財政規模の10%が適正であるということですけれども、社会の現象を見た場合に、高齢者の社会が非常にせっぱ詰まっている。当然、医療・福祉関係は軒並み扶助費、民生費が増加しているという社会現象があり、今後もこれは考えられるわけですね。そういう状況が当町にも実際には影響があるわけでもって、そういうことによる財政の変動状況というものがどうであつたのかということを踏まえていったときに、財政調整基金、いわゆる貯金の部分が10%を適正とするということでおろしいのかどうかという判断はいかがなものなのか、どのようなお考えであるのかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

標準財政規模の10%というところの基準は矢吹町で定めているものではなく、一般的に示されたものであります。

先ほど町長の答弁の中で、19%を保有しているというところで答弁申し上げましたけれども、9月17日現在、財政調整基金は7億6,450万1,600円になっております。財政調整基金については、多ければ多いほどいいというところでもないのかな、多ければそれだけ安心というところはありますけれども、一定規模を積むことは必要ではありますが、その年度においての事業展開にやはり資金を回すということも考えられると思いますので、そのあたりはバランスを考えながら、財政調整基金の額については検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 財政調整基金に関しましては、他の自治体では積み増しをどんどんしているところが多いわけでございます。特に、矢吹町の場合には財政力指数がこの10年で0.51ぐらいから単年度で0.61、そうですね、10%ぐらい、10ポイントぐらい上がっているかと思います。そういう中にあっての財政調整基金の積み立てはもうちょっと多くてもいいのかなという個人的な考えもありますが、いわゆる先ほど申し上げましたように、社会保障等の費用がかさんでくる中にあって、ほかの自治体では必要以上に積み立てをしているわけですね。そういうところと矢吹町は何が違うのかと思ったりもするわけでありまして、やはり財政的に社会保障等の費用が増して、かさ上げせざるを得ないような状況の中にあっては、もう少し積み立てをしていく、特に財政力指数の低いところでは積み増しをしながら、合併した特例市等におきましても、なおかついわゆる特例の交付税が来るところを利用しながら、多く積み立てていっているというのが実態でございます。

その辺については、やはりもう少し積み立てをしてはいかがかという意見に対してはどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

もう少し財政調整基金、積み増しをしたらいかがでしようかというご意見だったかだと思いますけれども、1つ例を出させていただきますが、県内の類似団体で最も財政調整基金の多いところでは、17億9,000万余りです。最も少ない団体では2,000万円です。順位的にいきますと、ちょうど矢吹町は中ほどになっております。

ご意見のとおり、私も個人的には財調は多いほうがいいと思っております。剰余金が出た場合には、より多くの財調に回したいという考えはありますけれども、一方で矢吹町は将来にわたって公共施設の整備、青山議員もご指摘されておりますように、予定があります。まだ正確な計画にはなっておりませんけれども、財調に積みながら公共施設整備基金のほうにも積み増しをしているところでございます。

そういうことで、財調、それ以外の基金等のバランスを考えながら、できれば積み増しはしたいと思いますけれども、単年度の事業の経費に充てるということもありますので、繰り返しますが、バランスということ

でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 次に、新町西線についてお尋ねいたします。

新町西線の路線の設定等に関してお尋ねいたしますが、そもそもは企業進出があるということが前提で、その開発規模等の必要性から新町西線を路線設定したかというふうに思っております。その必要性といいますか、新町西線を設定するというのは決まったというのは、実は、いわゆるなぜ必要になったかというのは、平成27年1月8日の県との協議であったかと思いますが、それで間違いないか確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

すみません。ちょっと待ってください。

失礼しました。平成27年1月8日で間違いございません。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） その平成27年1月8日に、いわゆる新町西線の、つくれば、道路をつくることによって開発が可能というふうになったという確認をしましたが、その前の平成25年に社会資本整備総合交付金の要望を出しており、なおかつ平成26年の、26年ですよ、27年じゃなくて26年2月26に全員協議会で新規路線として概要が説明されている。ということは、27年1月8日に県との協議で道路をつくればいいというふうになったその以前に、道路をですね、もう路線図とかそういった計画をしているじゃないですか。これは矛盾するんではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

時系列的に矛盾があるのではないかというようなご質問でございますが、確かに県との協議が整った、決定したのが平成27年1月8日でございますが、それまで企業誘致に絡んでの協議は進んでおりました。継続的に協議がなされていたところでございます。

開発の見込みがあるという前提での協議を進めておりまして、そういうふうにある程度の進捗が見えた中で議会、平成25年の3月議会においても、こちらにつきましては開発誘導道路という位置づけでの町道認定の議決をいただいております。同じく25年3月議会においても、こちら当初予算で測量調査費についての予算の議決もいただいております。実際の動きとしましては、平成27年1月8日に県の決定を受けて、その後に測量委託の発注であったり、現地の地元説明会等を開催しておりますので、時系列的にも問題がないというふうに考えてお

ります。

[「今、25年の3月と言ったけれども、26年」と呼ぶ者あり]

○都市整備課長（福田和也君）　すみません、訂正させてください。道路認定でございますが、平成25年3月ではなくて、26年の3月議会でございます。予算についても同じく26年の3月議会でございます。

以上であります。

○議長（大木義正君）　残り1分10秒。再質問ございませんか。

○7番（青山英樹君）　それしかない。

○議長（大木義正君）　はい。

○7番（青山英樹君）　計算違うな。

○議長（大木義正君）　7番。

○7番（青山英樹君）　その県との協議でもって27年1月8日の合意といいますか、決定に至ったというのは、26年9月からの協議が9回ですか、というふうに過去の答弁等ありました。よって、それ以前においては、この道路の計画というものは、具体的にはあってはならなかつたのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大木義正君）　答弁を……

[発言する者あり]

○議長（大木義正君）　今、時計をとめます。

答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長　佐藤　豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤　豊君）　7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

企業関係の協議はそれ以前より行ってきたところでございます。平成24年度から実施しております。

以上です。

○議長（大木義正君）　残り12秒。再質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君）　矛盾がありまして、道路ができるかできないかについての協議ということで、平成24年から道路の話があつたということなんですか。確認します。

[「大事だからやつたほうがいいよ」と呼ぶ者あり]

[「わからなきや1回休憩してやれ、休憩。わかるまで」と呼ぶ者あり]

[「議長、傍聴者うるさいな」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）　お静かに願います。

答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長　佐藤　豊君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤　豊君）　青山議員の再質問にお答えいたします。

24年7月に進出予定の企業さんから、一体開発と見られるので、そこの道路についての協議というところで話を受けております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎総括質疑

○議長（大木義正君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案・陳情の付託

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第45号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号及び認定第1号については、6名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ただいま配付しました第415回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

議案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号及び第44号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、9月4日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

なお、常任委員会につきましては、予定どおり午後1時30分から開催いたします。

また、明日19日午前10時から全員協議会を開催します。予算決算特別委員会の開催は全員協議会終了後の午前11時からとしますので、ご協力を願いいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時26分）

令和元年 9 月 25 日（水曜日）

(第 4 号)

## 令和元年第415回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和元年9月25日(水曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第35号・第37号・第39号・第44号

陳情第6号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第34号・第36号・第38号・第40号・第41号・第42号・第43号

陳情第3号・第4号・第5号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第45号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第46号・第47号・第48号・第49号・第50号

認定第1号

審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 閉会中の継続調査の申出について

日程第 6 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富永創造君	2番	三村正一君
3番	安井敬博君	4番	加藤宏樹君
5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	鈴木隆司君
9番	栗崎千代松君	10番	熊田宏君
11番	吉田伸君	12番	藤井精七君
13番	角田秀明君	14番	大木義正君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤豊君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	氏家康孝君	子育て支援 課	国井淳一君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） それでは、去る9月18日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

### ◎議案第35号、第37号、第39号、第44号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第35号、第37号、第39号、第44号及び陳情第6号を一括議題といたします。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、総務教育常任委員会審査結果報告書を朗読させていただきます。

第415回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

#### 7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第35号、第37号、第39号、第44号及び陳情第6号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める公益的法人等として、「一般社団法人まちづくり矢吹」を追加するものであり、これにより、当該公益的法人との間の取り決めに基づき、町職員を派遣し、当該公益的法人等の業務に従事させることができるものであります。

討論に入り、安井委員から、職員の役割が明確でない中での派遣は時期尚早であるため反対する意見があり、一方、栗崎委員から、法人の運営が軌道に乗るまでの間、町が支援していくことは妥当であるので賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等

の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、土地、建物の使用料において、算出した合計額に乗じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から、「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

討論に入り、安井委員から、消費低迷のおそれがある消費税増税に合わせ値上げをすべきではないし、増税分を町が負担することを考慮すべきであることから反対する意見があり、一方、鈴木隆司委員から、今回の改正は国の増税によるものであり、増加する使用料も安価であるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が開始されることに伴う条例の改正であります。

本町では、これまで幼稚園保育料及び保育園保育料について、国に先行して無償化を実施してまいりましたが、今般の法律改正により、利用者負担額を0円とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 矢吹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、来年4月1日より新たな任用制度である「会計年度任用職員」が創設されることから、その給与及び費用弁償について定める条例を新規制定するものであります。

また、矢吹町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を平成28年4月から施行し、臨時・非常勤職員の適正な任用に努めてまいりましたが、今般、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、当該条例をあわせて廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号 「消費税率10%への引き上げの中止」を求める意見書採択に関する陳情書。

本案は、本年10月1日から施行される、消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書提出に関する陳情であります。

討論に入り、鈴木隆司委員から、10月1日施行と決定している消費税率引き上げであり、期間がないことから継続審査とすべき意見があり、一方、安井委員から、実質賃金が落ち込んでいる中での増税強行が与える経済への影響がばかり知れないため賛成する意見があり、挙手採決の結果、継続審査にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

それでは、議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第37号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第35号でありますが、これに関しては、現在、矢吹町が公益的法人として指定している社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会、これに加えて一般社団法人まちづくり矢吹を加えるものであります。

このことによって、公益的法人等へ指定することで、まちづくり矢吹に対して町から職員の派遣ができるようになるということですが、このまちづくり矢吹において派遣を予定している職員、現在、企画総務課付の職員ですが、この方が一般社団法人まちづくり矢吹へ派遣されることを予定しているということですが、この方の役割が現在のところ明確になっておりません。役職名としては事業推進局長兼センター長というようなことありましたけれども、どのようなことを行うか明確でないこと、また、そういった説明が十分されていないこと、現在もこのまちづくり矢吹に対しては設立時の支援等として、この派遣を予定している方が支援も行っているということから、この条例の指定は現在必要ないのではないか、そういったことから反対をさせていただきます。

続きまして、議案第37号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例でありますが、これに関しては、町が所有する土地、建物等の行財政財産、これを一般の方等に貸した場合に消費税を徴収しておりますが、これを現在の消費税率8%から、これを10%に値上げをして、また利用者の方からいただくということがありますが、この消費税の増税に関しては、現在、実質賃金等の目減り等も行われている。また、その他の経済指標も軒並み下がっている中、政府関係者や、また、経済学者、多くの方が、今この消費税を値上げすれば消費の落ち込みが必至であり、経済の打撃が起こる、こういったことも指摘されているわけです。この矢吹町においても同様、消費税を値上げすれば町民の生活に影響を及ぼす、こういったことから反対をさせていただくものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

9番。

[9番 栗崎千代松君登壇]

○9番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める公益的法人に「一般社団法人まちづくり矢吹」を追加するものであり、これにより、一般社団法人まちづくり矢吹への町職員を派遣することが可能となるものであります。

当町と姉妹都市である三鷹市においても、株式会社まちづくり三鷹設立時には、職員派遣による人的援助を行ったと伺っておりますが、当町においても、事務または事業と密接な関連を有する業務を担っていただくまちづくり矢吹が安定的に事業を運営し、軌道に乗るまでの間、町職員による人的援助は必要不可欠であると考

え、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

8番。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第37号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

本件は、国の消費税増税に伴う措置であります。10月1日から施行のこの増税につきましては、町民が広く周知のとおりでございます。また、この増税によりまして、少子高齢化、人口減に対応、あるいは社会保障に対応するという名目も聞かれております。よって、本件に賛成するものであります。

議場の皆様の賛同をよろしくお願いしまして終わりとします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

1番。

[1番 富永創造君登壇]

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。

私は、議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例に関して、反対の立場で討論をいたします。

公益的法人、すなわち一般社団法人まちづくり矢吹でありますが、この組織設計では、理事会では3名以上の個人を任命とあります。個人、すなわち私人として権限保持が図られる可能性があり、現在、このまちづくり矢吹の組織設計が不透明であります。同時に時期尚早であるとみなし、反対といたします。

同僚の議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（大木義正君） 起立少数であります。

よって、議案第35号は否決されました。

次に、議案第37号 矢吹町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 矢吹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号 「消費税率10%への引上げの中止」を求める意見書採択に関する陳情書について、委員長報告は継続審査であります。

---

**◎議案第34号、第36号、第38号、第40号、第41号、第42号、第43号、陳情第3号、第4号、第5号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（大木義正君） 日程第2、これより議案第34号、第36号、第38号、第40号、第41号、第42号、第43号及び陳情第3号、第4号、第5号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。

産業民生常任委員会審査結果報告書。

第415回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1番から8番までは省略をさせていただきます。

9、審査結果。

当委員会に付託されました議案第34号、第36号、第38号、第40号、第41号、第42号、第43号及び陳情第3号、第4号、第5号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第34号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、令和元年10月1日からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書交付サービスの開始及び住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、令和元年11月5日から旧氏による印鑑の登録を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本町における木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるために、新たに「森林環境譲与税基金」を設置するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、令和元年10月1日から運用を開始するマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による各種証明書の交付サービスに当たり、交付可能となる各種証明書の交付手数料を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、使用料の算定方法において、算出した合計額に乗じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

討論に入り、青山委員から、消費が低迷する中での消費税増税は、国民や町民の暮らしに大きく影響することから反対する意見があり、一方、熊田委員から、消費税増税は国の財政健全化に必要なものであるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、使用料の算定方法において、算出した合計額に乗じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から「1.08」を「1.10」に改めるものであります。

討論に入り、青山委員から、議案第40号と同様の理由から反対する意見があり、一方、薄葉委員から、人口減少の中での社会保障の確立に必要な措置であるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、使用料の算定方法について、算出した合計額に乗じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から「1.08」を「1.10」に改めるものであります。

討論に入り、青山委員から、議案第40号、第41号と同様の理由から反対する意見があり、一方、熊田委員から、国のアンケート及びさきの参議院議員通常選挙の結果から、国民の合意が得られていると認識できるため

賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、給水装置工事の工事費、水道料金、加入金において、それぞれ算出した合計額に乘じる消費税相当の率について、令和元年10月1日から「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

また、水道法の一部を改正に伴い、新たに指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるものであります。

討論に入り、青山委員から、議案第40号、第41号、第42号と同様の理由に加え、給水装置工事事業者指定更新手数料として新たに1万円を徴収すること、有効期限を設けること等に疑問があることから反対する意見があり、一方、薄葉委員から、人口減少も含めて水道事業を維持していく観点から、今回の使用料見直しはやむを得ないことであるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号 町道中沖3号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道中沖3号線の現道舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 令和元年度 町道牡丹平6号線の現道舗装について。

本件は、町道牡丹平6号線の現道舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第5号 田内行政区内的現道舗装に関する陳情。

本件は、田内行政区道路の現道舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

一部、言葉に詰まりまして申しわけございません。

以上のとおり報告をさせていただきます。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。ありませんか。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例及び議案第41号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例、議案第43号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例に関して、反対の立場で討論をさせていた

だきます。

これらの条例については、現在、水道料金、下水道料金、また、農業集落排水、そして公園の使用料に対して消費税がかけられておりますが、この消費税率を8%から10%に値上げする、このことに伴い、この使用料に対しても消費税値上げをするということがその中身となっております。

消費税に関しては、現在、国の経済指標等も落ち込み、また、実質賃金等も落ち込んでいる中、政府与党内や多くの経済関係者、そういった方からも、現在、消費税を上げることは消費の低迷を招き、経済の低迷につながる、こういった指摘もなされているところであります。また、水道はライフラインでもあり、低所得者層等にも一律にかかるくるものであります。そういったことから、消費税を値上げすることは、低所得者の方や、また、町内の業者等の方にも打撃を与える、こういったことから、少しでも負担を軽くしてあげる、このことが必要であると考えます。そのことにより反対をするものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例、次に、議案第41号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例、次に、議案第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例、次に、議案第43号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

これらの議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うために消費税法の一部を改正する等、法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げになるのに伴い、必要な措置を講ずるものであります。

ご承知のとおり、消費税については、少子高齢化による人口減少の中、社会保障を確立していく上で、高齢者も含め国民に一番平等にかかる税金が消費税であると認識しておられると思います。

高齢化社会が進む日本経済においては、特定な者に負担が集中せず、高齢者を含め国民全体で負担する消費税は、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えておりますので、議案第40号、第41号、第42号、第43号に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例並びに議案第41号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例、同じく議案第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例、議案第43号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

消費税の増税という問題になっておるわけですけれども、消費税を上げるというその理由におきましては、経済全体をかいしま見るに、働く人々の可処分所得はふえていないのが実態でございます。

そのため、消費は伸びずに、企業が生産増強をしてもものは売れない。結局は価格を下げてデフレになると  
いう悪循環に陥っているのが現状の見方でございます。

ナショナル・ミニマムという国策における消費税増税ではございますが、地方自治という憲法上対等である  
中にあってのシビル・ミニマムというものもあるわけでございまして、そのような観点から見た場合、法人税  
が減税され続けているわけでありますが、法人税が一定で、社会保障費が必要だから消費税を上げましょう、  
社会保障費のためであるならば理解できるものでございますが、残念ながら法人税を下げ、下げる分だけ消費  
税を上げているというのが、これが今回の2%増税の理由となっています。

消費税増税は、結果として、日々の暮らしの中における国民、町民、住民の負担増となり、さらに、町民、  
住民にとって最も重要な医療、福祉、社会保障の充実・拡充とは無縁なものとなっていることは明白でござい  
ます。このような理由から、議案第40号、41号、42号、43号に反対するところでございます。

議員の皆様のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例、第41号 矢吹町都市公園  
条例の一部を改正する条例、第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例及び第43号 矢吹町水道事業給  
水条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本来であれば、討論は議案ごとにさせていただくべきですが、全く同じ内容の討論となるため、4回も繰り  
返すのは申しわけないので一度とさせていただきます。

この4議案は、10月から予定されている消費税増税に伴い、その税率を変更するものであります、反対討  
論の中でも消費税増税そのものに言及されましたので、同じ観点から討論をさせていただきます。

まず、なぜ消費税かというのは、討論の中でも出てまいりましたが、近年の少子高齢化が進んだ影響で社会  
保障費はこの30年でおよそ3倍に膨れ上がりました。

国の今年度予算の一般会計の歳出101兆4,571億円に占める社会保障費は34兆593億円です。これは歳出総額  
の3分の1に当たる33.6%を占めております。現在の消費税8%のままで、この年金や医療などの社会保障  
を維持できなくなつたため、10%の増税となるわけであります。

次に、なぜ消費税なのかというと、討論の中でも述べられておりましたが、社会保障の財源は基本的にその  
保険料であります、保険料だけだと働く世代に負担が集中します。国債を発行し財源に充てているのが現状  
です。つまり、政府が出資している公的な費用の多くが国債発行で貯う借金頼みになっていたわけであります。  
これは、つまり私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況であります。この状況を開拓して、全世代  
で負担を分かち合おうと選ばれた手段が消費税の増税です。

次に、消費税を財源にする理由を3点挙げさせていただきます。

1点目の理由は、景気に左右されにくく税収が安定していること。所得税や法人税と比べて消費税はそのと  
きそのときの景気の影響を余り受けることなく、比較的安定した税収となっております。

次に、2点目の理由としては、働く世代など特定の人に負担が集中しないこと。消費税は物やサービスを購入する際に誰もが払うので、国民全体で負担を分かち合うことができます。

3点目としては、経済活動に中立的であること。消費税は収入に応じて課税されるものではないので、労働意欲を阻害せず、また、貯蓄や投資に課税されないので、こうした経済活動にも影響を与えてください。

今回の増税分の使い道としては、全額が社会保障費に充てられます。これまで医療や介護など高齢者を中心でしたが、今回は子育て世代にも拡大し、全世代型の社会保障制度へと転換しています。

新たに加わった主な使い道を3点挙げさせていただくと、まず、1点目は、皆さん既にご承知のとおり、幼児教育・保育の無償化です。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化とし、0歳から2歳児についても、所得が低い家庭を対象に無償化しております。

そして2点目は、待機児童の解消です。2020年度末までに待機児童32万人分の受け皿が整備されます。

最後に3点目として、高等教育の無償化です。所得が低い家庭の子供の大学や専門学校などの授業料を免除及び減免します。

増税はデメリットばかりの印象がありますが、そうとは言い切れません。

まず、軽減税率やキャッシュレス決済により5%還元されますし、逆にお得な面もあります。この5%ポイント還元事業終了後の2020年7月からはさらにお得になります。それは、マイナンバーカードをお持ちの方を対象に行われるスマホで何とかPayと今たくさんありますね、にチャージすると25%のポイントが付与される新制度、マイナーポイント。マイナスポイントではなくマイナーポイントです、という仕組みが今検討中であります。経済産業省は、日本のキャッシュレス決済率を現在の35%から2025年までに40%にすると。韓国などは95%ぐらいになっています。そういうキャッシュレスビジョンがあります。

2点目は、マイナンバーカードの交付率を現在の11%から1億枚を超える75%以上に上げたいというのが総務省の目標です。住民票・印鑑証明証全国コンビニ交付や図書館での利用は既に実現されておりますが、これら以外のさまざまな行政サービスの飛躍的な拡充が可能になります。

ただいま申し上げましたこのキャッシュレス決済率とマイナンバーカードの交付率を上げることにより、国民へのさらなる行政サービスの拡充、そして脱税の予防も視野に入れた国策を推進すべきだというふうに考えます。

社会保障と税の一体改革のもと、消費税率引き上げに伴い所得の低い方に配慮する観点から、酒類・外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞を対象に消費税の軽減税率制度も実施されます。

本制度の実施により、店頭において業務が煩雑となる現実はありますが、日本が存続し続けるための社会保障制度の確立のためであるならば、ここは全国民が将来を見据え判断すべきなのが今回の増税だというふうに思います。

もし本議案に反対し、同等の社会保障の充実を実施するならば、国債発行に頼らない具体的対案となる歳入を提示しなければならないと思います。また、現在の歳入のままで反対するならば、現在のままの社会保障制度で変わらないことを、町民並びに国民の方に明言しなければいけないと思います。

ここ数日で話題になっているニュースの一つに、スウェーデンの16歳の環境活動家グレタ・トゥーンベリさ

んの演説があります。9月23日、ニューヨークで開かれた国連気候行動サミットで、言葉だけではなく実行を求めるという内容の演説がありました。今はやはり実行のときだと思います。

私は、さきの参議院選挙で国民の支持を得た、かつ、この社会保障と税の一体改革の実行、これ以上の実行可能な具体的対案を提示できません。よって、消費税増税とこの4議案に賛成するものであります。

以上で、議案第40号、41号、42号及び43号の4議案に対する賛成討論とさせていただきます。

長時間の討論になって申しわけありませんが、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君）ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第34号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君）起立多数であります。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号 町道中沖3号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号 令和元年度 町道牡丹平6号線の現道舗装について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号 田内行政区内的現道舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休議します。

(午後 1時58分)

---

○議長（大木義正君） 再開します。

(午後 2時10分)

---

**◎議案第45号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報**

**告、質疑、討論、採決**

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第45号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

第一予算決算特別委員会より、審査を当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

議案第45号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,586万8,000円を追加し、総額を97億1,172万2,000円とともに、地方債の補正を行うものであります。歳入の主な内容は、地方交付税1億1,409万9,000円、国庫支出金469万2,000円、県支出金3,663万8,000円、繰越金1億1,500万円をそれぞれ増額し、繰入金1,052万3,000円、町債2,805万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が歳計剩余金処分にかかる公共施設等整備基金原資積立金等により4,367万4,000円、民生費が幼稚園保育園無料化事業等により3,301万3,000円、衛生費が放射線対策事業等により1,931万7,000円、農林水産業費が施設園芸産地力強化支援事業等により1,180万6,000円、土木費が町道管理事業等により3,959万9,000円、公債費が歳計剩余金処分にかかる繰上償還金により8,116万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

討論に入り、安井委員から、一般社団法人まちづくり矢吹への総合窓口や放課後児童クラブ等の業務委託に關し、まだマニュアルが整備されておらず、町民サービスに混乱を来すおそれがあることから反対する意見があり、一方、角田委員から、来年4月からの、その他の業務委託のスムーズな移行実現のために本予算の確保は必要なため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額19億6,360万8,000円に対し、歳出総額18億7,038万円で、差し引き9,322万8,000円の黒字決算であります。

討論に入り、青山委員から、3億円を超える基金残高があるのであれば、保険料率を下げるべきであったこと、また、安井委員からも同様の理由から反対する意見があり、一方、角田委員から、県への納付金が約500万円増加しており、加えて伝染病等の流行に備えるためにも基金への積み立ては必要であること、また、吉田委員からも同様の理由から賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億3,430万5,000円に対し、歳出総額5億3,322万円で、差し引き108万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56万8,000円に対し、歳出総額19万4,000円で、差し引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額3億149万3,000円に対し、歳出総額3億48万4,000円で、差し引き100万9,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額14億8,206万円に対し、歳出総額14億3,481万4,000円で、差し引き4,724万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億7,169万1,000円に対し、歳出総額1億7,139万6,000円で、差し引き29万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成30年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億189万9,000円に対し、支出額3億8,725万8,000円で、1,464万1,000円の純利益であります。

また、資本的収支では、収入額9,527万1,000円に対し、支出額2億3,189万8,000円で、差し引き不足する額1億3,662万7,000円は、当年度消費税調整額と過年度損益留保資金で補填する内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

[3番 安井敬博君登壇]

○3番（安井敬博君） それでは、議案第45号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）並びに認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第45号の一般会計補正予算に関してであります、本補正予算には、総合窓口と都市整備課窓口、学校支援員、放課後児童クラブで働いております臨時職員・非常勤職員に対して、これらの方々をまちづくり矢吹の社員として転籍をし、そしてまちづくり矢吹にこれらの業務を委託する、こういった予算が組み込まれております。

まちづくり矢吹に関しては、当初、議会等で説明があったところでは、もともと町民の方や住民の方が、子育ての終わった方とか空いている時間で短時間で働く、そういったことで所得の向上を図っていく、こういったことで、こういった仕事、テレワーク事業等を行っていくということで説明もされておりましたが、これに加えて、ここへ来て急にでありますけれども、この業務委託を行っていくという話が出てきたわけであります。

この業務委託に関しては、来年の4月からこの臨時・非常勤職員の方たちに対して、その採用の中身、仕事の中身を厳格化する、そして、期末手当等も条件があればこういったものも出していく、こういったことで国の法律改正が行われて制度がスタートするわけでありますが、当町では、これらの業務委託等が見込まれておりますように、臨時職員や非常勤職員の方のどういった方たちがこの来年度の会計年度任用職員として採用されるか、また、どういった方たちがこういったまちづくり矢吹等への転籍となるか、こういったこともまだ明らかになっておりません。4月からのスタートということで準備期間もまだあるわけですが、ここへ来てこの業務委託、先行して行うという話が来ているわけであります。

また、委員会質疑の中でも、その業務委託に当たって、守秘義務の問題ですとか、それから偽装請負等に抵触するようなおそれはないのか、こういったことに対するマニュアルの整備は行われているのか、こういったことも質疑したわけですけれども、まだ十分な整備も行われていない。守秘義務等に関しては、このまちづくり矢吹と矢吹町との契約の中で、そういったことも明確化すると言っておりますが、そういったひな型等も議会には示されていないところであります。そういったことに加えまして、この委託料、そして現在の臨時職員等の方への給料、手当、共済費、賃金等の経費、これの差額を見ますと、委託料のほうが上がっている、こういったこともあります。

これらのことを考えますと、まだまだ来年の4月まで余裕があるわけですから、十分なマニュアル等の整備を行いながら、法の指針にのっとり本来は会計年度任用職員への移行をすることが必要ではないかと考えます。

そういうことから、今回の補正予算に含まれている総合窓口業務等の業務委託に係る予算が組み込まれているということありますので、反対をさせていただくものであります。

続きまして、認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでありますけれども、現在、この町の国保の基金、これは国保事業に関して何かあったときに使うためということでためているお金でありますけれども、これも3億円を超えてる状況にあります。また、同様に国保の県移管に伴いまして、県のほうでも、何かあったときに国保のほうで支出等が超過した場合等に関しまして、これを補うための基金も新たに創設されているところであります。

こういったものを活用し、低所得者の多くが加入している当町の国民健康保険等、そういうものの國民健康保険税の値下げ等に充てるなどして軽減策を図るべきであったが、こういったことがなされていないため、認定に対して反対をするものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

13番。

〔13番 角田秀明君登壇〕

○13番（角田秀明君） 私は、議案第45号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、私もしばらくぶりでこの席に登壇しましたので、緊張しておりますのでよろしくご了解ください。

平成28年3月に策定しました矢吹町行政改革実行計画では、実行計画として事務事業の民間委託の推進を考えており、矢吹町自立まちづくりプランに基づき、民間でできるものは民間に委ねることを基本として、一層の民間活用を視点とした委託化の推進を図ることとしております。

しかし、この計画に基づいた取り組みを着実に実行するため、本年10月1日より、総合窓口業務、都市整備課窓口業務、児童クラブ支援業務、学校支援業務について、一般社団法人まちづくり矢吹に民間委託するものであり、議案第45号は、その委託料を補正するものであります。

しかし、残念ながら議案第35号 矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例は、先ほど否決されてしましましたが、委託契約に当たって、契約書、仕様書の作成は完了しており、各種業務マニュアルについても、双方協議による微調整はあるものの準備は整っていると伺っております。

また、臨時職員の大部分がまちづくり矢吹への転籍を希望されており、継続して業務に当たっていただけることから、運営には支障がないものと考えられるため、私はこの議案第45号に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げながら、賛成討論といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

町には今、3億円を超える基金残高があるということで、保険料率を下げるべきだというふうな意見もありますが、今のところ平成30年度決算における国保被保険者の主な医療費については、前年対比で3%減少しております。さらに、国保税に関しても、県のほうに移管して、過去と比べて適正化された額になっておると思います。

我々は、この国保税なり、また、医療費等については、国保税は下がったほうがいい、また、医療費に関しても抑制されたほうがいいと、そういう考えはありますけれども、このもととなるのは、やはり今進めている予防事業の充実にあると思います。健康意識の高揚に現在本町は努めています。また、健康の保持増進を図っております。こうした努力を維持することによって、国保税がさらに適正化されると考えております。また、医療費の抑制にもつながると思っております。

ですから、あえて基金のほうから振り向けるとか、または国保保険料率を下げるとかいう考えではなくて、やはり予防事業の充実、そして持続を図ることで、我々の懸念する財政負担を少なくしていくべきと私は考えます。

財政面でも基金へ積み立てを行うなど、安定した運営を図っておりますので、本案に賛成するものであり、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

7番。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） 認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険に関しましては、これは社会保障の一環でございます。そして加入者は、いわゆる第1次産業、農業及び自営業、あるいは非正規社員等の所得面で低い方々が主に加入しているものでございます。その加入者数は、平成30年で矢吹町においては4,096名という数値が出ていたかと思いますが、1年間でおよそ200名近くが減ってきており、いわゆる財源面におきましても、国保に関しての財源はじり貧状態になってきています。県単位化されたとはいっても、やることは同じでございます。そういう中にあります、3億円の基金があり、なおかつ、県は県のほうでも基金を用意しておるわけでございます。

そういう中にあって、差し引き収支自体も、今年度は6,897万1,000円というプラスであったかということございまして、財政が厳しい厳しいという中にあっては、負担感だけが強く、黒字化されているといったのが現状でございます。

そのような中にあります、同じ社会保障とはいえ、協会けんぽとか、いわゆる企業に勤めている方に関しましては、企業で半額の負担があり、本人の負担額は国保と比べれば幾分にも負担が少ないという、比較すれば不公平な状況になっております。

このような状況を鑑みた場合におきましては、負担を減らしていただきたいというのが国保加入者の多くの方々の望みでございます。基金等が余剰な状況にある中にあって、適正な負担額というものを再度検討する意味におきましても、再度、再差し引き収支、あるいは基金等を見ながら負担を減らす努力が必要なものとの判断に立つわけでございます。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大木義正君）ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第45号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君）起立多数であります。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君）起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 平成30年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、認定第1号の委員長報告、質疑、

#### 討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、10番、熊田宏君。

[10番 熊田 宏君登壇]

○10番（熊田 宏君） 報告書の15ページです。

第二予算決算特別委員会審査結果報告書。

第415回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

次のページ、報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、ご一読をお願いし、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第46号、47号、48号、49号、第50号及び認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第46号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,555万6,000円を追加し、総額を18億7,917万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金9,322万7,000円を増額し、繰入金2,767万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金6,555万6,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ248万1,000円を追加し、総額を5億9,721万9,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金98万4,000円、町債220万円をそれぞれ増額し、繰入金70万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費248万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ710万円を追加し、総額を3億375万3,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰越金84万3,000円、町債650万円をそれぞれ増額し、繰入金24万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費710万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,034万4,000円を追加し、総額を14億5,591万円とするものであります。

歳入の内容は、保険料71万1,000円、国庫支出金77万5,000円、支払基金交付金83万7,000円、県支出金38万8,000円、繰入金38万8,000円、諸収入1,000円、繰越金4,724万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、地域支援事業費310万円、基金積立金3,213万9,000円、諸支出金1,510万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的支出について、既定の額に173万2,000円を増額し、支出予算総額を4億3,300万1,000円とするものであります。

支出の内容につきましては営業費用を173万2,000円増額するものであります。

また、資本的収入について、既定の額に3,300万円を増額し、収入予算総額を1億8,908万8,000円とし、資

本的支出について、既定の額に3,300万円を増額し、支出予算総額を3億169万3,000円とするものであります。

収入の内容につきましては企業債を3,300万円増額し、支出の内容につきましては建設改良費を3,300万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成30年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額83億5,853万円に対し、歳出総額80億4,890万9,000円で、差し引き3億962万1,000円の黒字となり、うち翌年度に繰り越しすべき財源として1億3,767万円を差し引いた実質1億7,195万1,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から、今後、既存の公共施設の更新に多額の費用を要するにもかかわらず、新規の複合施設や道の駅等の大型開発関連予算が大きくなっていること、また加藤委員から、単年度収支や実質単年度収支が数年にわたりマイナスとなっていること、また三村委員から、事務局からの説明に不明な点が多く、執行状況を把握できないこと等から反対する意見があり、一方、鈴木一夫委員から、住民生活への手厚い支援を図った決算であると認められ、さらに健康推進、生活習慣病予防や介護等への支援を図りつつ、財政健全化を両立させ、最終的には黒字決算となった点を評価し、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により、不認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番。

[「否決だから賛成討論しなくちゃ、委員長報告が否決なので」「認定のほう」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 認定のほうは賛成討論から。

[「委員長報告が否決なので、認定なので、賛成討論から」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 討論ございませんか。

6番。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） 認定第1号 平成30年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

当町は、東日本大震災からの復興に最優先に取り組むとともに、国の動向や限りある財政状況を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画に基づく各種事業に積極的かつきめ細かに取り組まれ、住民福祉サービスの向上と財政の健全化の両立がなされたものと評価するものであります。

具体的には、生活習慣病及び介護、後期高齢者等の厚い支援を図りつつ、中心市街地の復興とまちづくりの推進として、矢吹町複合施設や矢吹泉崎バスストップの整備が進むなど、発展に向けた基盤づくりが大きく前進したものと考えております。

このように平成30年度一般会計歳入歳出決算は、多くの復興事業に取り組みながらも、限りある財源を効率的かつ効果的に活用され、町民の皆様の負担が増すことのないように、町民に寄り添いながら最大限努力し、財政の健全化に努めたことは大いに評価すべきと考えます。

令和元年度におきましても、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」のスローガンを実現するために、町民ニーズや人口減少、少子高齢化の進行など社会情勢を適切に踏まえ、地域の課題に戦略的に取り組みながらも、今後の町政の発展と住民福祉の向上に努められることを大いに期待し、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

12番。

[12番 藤井精七君登壇]

○12番（藤井精七君） 私は、認定第1号 平成30年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に、反対の立場で討論させていただきます。

矢吹町公共施設等総合計画において、既存の公共施設の更新に40年間で約970億円、毎年平均では約24億円が必要と試算されております。個別管理計画の策定が完了していないにもかかわらず、新規の複合施設や道の駅など大型開発関連の予算が大きくなっています。また、町道の舗装率が全体で56.8%、今回も陳情で現道舗装の要望が多く出されました。こうした生活インフラの改善が進んでいないこと、所得の低い中、なかなか重税感がぬぐえない国民健康保険税、これも一般会計からの繰り出しを厚くするなどして軽減が図られる必要があるが、こうした町民の足元を照らす予算執行になつてないと私は認識します。

このような観点から、平成30年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に関し、反対をいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第46号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成30年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は不認定であります。

矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合は可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求ることはできないとされております。したがって、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（大木義正君） 起立少数であります。

よって、認定第1号は不認定とされました。

以上で全ての審議は終了いたしましたが、ここで会期中に各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

なお、その前に、緊急に全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

暫時休議します。

(午後 3時03分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 3時46分)

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（大木義正君） ここでお諮りいたします。時間を延長して会議を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

---

#### ◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番（鈴木隆司君） どうも皆さん、こんにちは。大変お疲れのところ、大変ご苦労さまです。

会期中に、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会並びに議会運営委員会より提出がありました閉会中の継続調査の申し出並びに議員の派遣につきまして、議会事務局長から説明を求め、その取り扱いについて協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり協議が成立をいたしましたので、皆様のご協力をお願い申し上げまして、審議をよろしくお願ひいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（大木義正君） 日程第5、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（大木義正君）　日程第6、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）　ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎動議の提出

○2番（三村正一君）　議長、2番。

○議長（大木義正君）　2番。

○2番（三村正一君）　動議を提出します。

○議長（大木義正君）　ここで2番、三村正一君ほか4名から発議第4号　道の駅事業及び新町西道路整備等の調査に関する決議（案）が提出されました。

この動議は2人以上の連署がありますので成立しました。

暫時休憩いたします。

(午後　3時5分)

---

○議長（大木義正君）　再開いたします。

(午後　3時5分)

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君）　追加日程第7、これより発議第4号　道の駅事業及び新町西道路等の調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、三村正一君。

[2番　三村正一君登壇]

○2番（三村正一君）　皆さん、こんにちは。

今回、動議により、道の駅事業及び新町西道路等の調査特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

めくっていただきまして、道の駅事業及び新町西道路整備等の調査に関する決議（案）。

地方自治法第100条第1項の規定により、次の通り、道の駅事業及び新町西道路整備等の事務に関する調査を行うものとする。

1、調査事項。

- (1) 道の駅事業に関する事項。
- (2) 新町西道路整備に関する事項。
- (3) 一般社団法人まちづくり矢吹に関する事項。

大きな2番として、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法109条及び委員会条例第5条の規定により、委員13名で構成する道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

#### 3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会に委任する。

#### 4、調査期限。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会は1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

提案の理由でございますが、これは主な理由としてついていただきたいと思います。

道の駅事業について。

株式会社流通研究所との業務委託契約について、平成28年度より3年間で約7,300万円の随意契約により実施されましたが、適正性、公正性、公平性、妥当性について不明の点があると思われますので、議会の権能、これは委員会、それから監査チェック等、これらによって調査することにより町民の負託に応えるため提案をいたします。

2番の新町西道路の整備でございますが、道路用地買収時から、農地法違反や工作物補償金の返還等のあつた新町西道路の整備事業でありましたが、整備の緊急性や、大型商業施設出店のための政策的路線とした経過説明にそごがあること及び事業費の増額内容に不明の点があると思われますので、議会の権能によって調査することにより、町民の負託に応えるため、提案をいたします。

3つ目でございますが、一般社団法人まちづくり矢吹について。

テレワーク事業実施等の説明により、一般社団法人まちづくり矢吹の設立支援、補助金の交付の説明を受けてきました。今回、町の窓口業務の委託先となり、その収入の多くが町よりの委託料となる法人であることが判明いたしました。さらに、設立時社員について、私人としての野崎吉郎氏が就任しており、説明を求めたところ、矢吹町長としての就任であるが、登記の都合上、私人になっているとの答弁がありました。答弁についての真実性の確認が必要と思われます。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、これは会計年度任用職員制度等の導入でございますが、令和2年4月1日より施行されますが、6カ月前倒しの理由など不明瞭な点があるため、議会の権能によって調査することにより町民の負託に応えるため、提案をするものでございます。

議場の皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

○10番（熊田 宏君） 説明ありがとうございました。

3回まででしたっけ、では1回目、幾つか質問させていただきます。聞こえないですか。

[「聞こえない」と呼ぶ者あり]

○10番（熊田 宏君） じゃ、大きい声でしゃべります。

説明いただきました提案理由の中に、議会の権能によってというふうに3回とも書かれておりますね。議会の権能は別に、百条委員会を設置してということでもないとは思うんですが、議員活動もありますし、委員会活動、特別委員会、それぞれあると思います。それをそれぞれずっと尽くしてこられたのかなというふうに若干の疑問があるんですが、それはなぜならば、先ほどの全員協議会でも一般質問の答弁か委員会の答弁で質問された同じことを質問されておった。なぜその前倒しで半年前にやるのかというまちづくり矢吹についての質疑でしたが、そういうことは全て記録されておられるのかどうかということが、まず疑問の1点であります。

そして、通常、百条委員会というと、法に触れるとか、犯罪性があるとかいうときに設置するものであります。このところをどうお考えになっていらっしゃるのか。百条委員会設置すると、近隣でもありました私たちは何があったんだいというふうに聞きました。そしたらみんなに聞かれたと。大変な騒ぎになります。町に与えるダメージ、町のイメージですね、執行部という意味ではなくて。町民も心配します。その辺の町民に不安を与える、その辺のところはどう考えておられるのか。その辺、まず1点、お願ひします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 熊田さんの質問に対してお答えいたします。

権能について尽くしてきたか、私の知る限りの範囲で疑問を追求してきたと私は思っておりますので、その点については尽くしてきたとお答えさせていただきます。

また、百条委員会というようなことで、町に対するダメージがあるのではないかというようなことでございますが、私の考えは不正を追求するのではなくて、事実の確認であって、予算執行の適正状況の確認でありますので、議会としての調査権、これによって解明いたしたく思っておりますので、ご賛同方よろしくお願ひします。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

10番。

○10番（熊田 宏君） 2回目、質問させていただきます。

[「3回目だべ」と呼ぶ者あり]

○10番（熊田 宏君） 2回目。

[「どうぞ」と呼ぶ者あり]

○10番（熊田 宏君） 何回やった。2回目の質問をさせていただきます。

自分なりに尽くしてきたということですが、じゃ、何百時間、何千時間かけて調べてこられたのか。それで納得させていただければ、ぜひ賛成をしたいというふうに思います。

それで、そのほかにその事実の確認であれば、先ほどの全員協議会でも、町の規則に触れないところであれ

ば何でも答えますというふうに課長の答弁がありました。ということであれば、何も百条委員会を設置してやることではないんではないかと。通常の議会の権能、議員活動、委員会活動、特別委員会でできるんではないかと。まして、三村議員におかれましては、特別委員会の委員長をされております。

[「副委員長」と呼ぶ者あり]

○10番（熊田 宏君） 副でしたか、すみません。副委員長をされております。

このところを有効に発揮して、特別委員会の開催をもう何度も何度もやってこられたのかというところが疑問であります。なので、事実の確認であれば、普通に議員活動、委員会活動、そして特別委員会を開催してできることではないかと。課長が何でも、町の規則に触れる以外は答弁すると言っていますので、その辺のところはどうお考えか。――――――（議長が取消を命じた発言）――――――。

今の2つ、調査に何時間かけたのかということと、事実の確認であれば通常の議員活動、委員会活動でできるのではないかと、2点お答えください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 第1点目は後から答える。ちょっと今、何時間というような内容でございますけれども、私のできる範囲の時間でということでしかお答えすることはできません。何時間、時間をはかりながら、この調査とかいろんな調べものをしていうようなところ、私も寝ないで調べものをしたときもあります。議会前は大体そうですよ。それでもって、いろんな法律条文をあわせて調査して一般質問なり何なりを、委員会に臨んでいるわけでございますが、これを時間にしてあらわせと言われてもあらわすことができませんので、この点についてはお答えできないというようなことで答弁させていただきます。

また、事実の確認等はできるんじゃないかと、いろんな機会でできるんじゃないかというようなことでございましたが、一つの例をとりますと、一般質問で予定価格について聞きました。予定価格というのは、町の予算執行の際の見積額のことです。相手からの見積額を聞いています。その見積額で契約をしているということであるとすれば、見積もりの内容について聞きたかったところ、回答がございませんでした。それでもって、今度は予算委員会の決算認定のところでも内容についてお問い合わせをいたしましたところですが、これも回答はできないと。予定価格についての回答はできないというようなご答弁がございました。

こういったことで、私は決算認定についても内容のわからないことについて、これについて賛成することはできないということで不認定のほうに答弁させていただきましたが、やはりそういった意味で、今のような状況の中で、聞いても答えてもらえない、不明瞭な点が解明できないとすれば、このような特別調査委員会を設置しての解説しかないのかなど、私の考えはそのように至ったわけでございますので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（熊田 宏君） ご答弁ありがとうございます。

今ほど、予定価格、見積価格について答弁はなかったということではあります、規則に触れるので答弁できないというところから類推すると、規則に触れるんだろうというふうに思いますが、この後、特別委員会をつくって調査する、それで規則に触れても答弁しろということを求めていかれるのかなというふうな疑問があります。

その辺ともう一点は、現時点で不明な点、明確にもうたくさんお持ちなんだと思いませんが、1個や2個じゃ百条委員会というふうに言わないでしょうから。その辺の不明な点、何と何と何が不明なのかを、ぜひご教示いただければ幸いです。お願ひいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 規則に触れてもというような熊田議員からの質問がございましたが、私は規則に触れてまでの答弁は求めておりませんが、規則とか町の要綱、要領がやはり町民の福祉、町民の利益にならないものであるとすれば、この委員会の中で必要であれば、改正すべき点があるとすれば、改正の提案もこの委員会でしていきたいなど。それはこの委員会で調べた結果によってやっていきたいと、このように考えております。

それからもう一点は何……

〔「現時点で疑問がある点がたくさんあるでしょうから、教えてください」と呼ぶ者あり〕

○2番（三村正一君） 現時点の疑問については、大まかに提案理由書で申し述べたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（大木義正君） 以上で、10番、熊田宏君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） じゃ、三村議員に私のほうから質問させていただきます。

私は確認事項が主ですが、まず1点目ですが、現在、公共施設等の調査特別委員会もやっておりますから、今回、特別委員会が設置になるということであれば、2つ設置するというふうなことで進められるようになるかと思いますが、実質、百条委員会のほうにつきましては、13名の全議員が参加しなくとも委員会運営はできるというふうなことだと思いますが、13名全員で新たにこの特別委員会を設置して進めなくちゃならない理由と、あと、13名必要なかどうかを質問したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 薄葉議員の質問にお答えします。

委員の定数13名全員が必要かということでございますが、全員の皆さんのが賛同いただけて、これで皆さんでいろんなことを知りたいということであれば、全員参加でやるのが妥当かなということで、13名の皆さん全員からご賛同いただけるものとして定員を13名とさせていただきました。ご辞退なさるということは考えてお

りませんので、もし、そういう方がおったとすれば、これは議長の指名になるのかなと思いますが、議長の指名の段階で外れていただいてもやむを得ないと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） これも提案ですみませんが、現実的にこの百条委員会に係る部分については、産業民生常任委員会の部分が大変多いのかなというふうに思います。事務的な部分をするのであれば、総務教育常任委員会が担当するというふうなことの提案はどうなのかをお尋ねしたいと思います。

これ、2つ目になっちゃうんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 薄葉議員の質問にお答えします。

産業民生委員会でもいいのじゃないかという……

[「総務教育でいいんじゃないかという」と呼ぶ者あり]

○2番（三村正一君） 総務教育でね、はい。

やはり事実関係、疑問に思った方がおられれば、その方に参加していただいて、皆さんですっきりして次の議会から同じような質問がされないような、そういうような議会にしていきたいと。私もある程度同じことでずっと質問をし続けてきたわけでございますので、もうこの辺で別な質問にしたいなというような思いもございますので、そんなところで疑問に思った方に参加をしていただいて、調査をしていただくのがよろしいかなというふうに思います。

もし修正が可能であれば、賛成した議員で、もし可決されれば、そういった意向のある方でも調査をすることも私は可とするものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 調査事項の項目で、道の駅事業に関する事項というふうなことで提案理由も書いておりますが、現在、今後に向けて道の駅の事業の推進をしているというふうな事業展開の状況でございまして、10月1日から仮設、実験店舗になるんですか、マルシェが始まるというふうなことでございます。こういうような百条委員会の中にこういうふうな部分で調査事項の項目に入るというふうな中で、今後の道の駅事業に関する影響がないのかどうか。やはりこういうふうなことであれば何かあるのかなというふうなことで、そういうような部分、町民、あとは国・県に対して、ちょっとそういうふうな部分で影響が出てくるんじゃないのかなというふうにちょっと思われるんですが、その点についてはどう思っているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 薄葉議員の質問にお答えします。

道の駅の事業の推進にブレーキをかけるようなことになるんじゃないのかなというふうに私は受け取った質問でございますが、影響がないのかというようなことでございますが、私は逆に、いろんな形で調査をして進むことによって、道の駅事業がよりよい形で進んでいくんじゃないのかなというふうに町民の意見が反映されたような道の駅事業、道の駅が進められるような形になっていくんじゃないのかなというふうに、逆に私はこの調査によって、道の駅事業に大きく寄与するものと考えておりますので、ご賛同の方よろしくお願ひします。

○議長（大木義正君） 以上をもちまして、5番、薄葉好弘君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

11番。

○11番（吉田伸君） 三村議員にお尋ねいたします。

私はびっくりしているんです。大概が百条委員会といいますと、ここに趣旨が書いてありますので読み上げます。

百条委員会とは、主に地方自治体の首長や議員、職員が何らかの不祥事を起こした際に、疑惑を追求するために設立することが多い。過去の事案や経過についても追求することがある。百条委員会での発言は、証人喚問と同じように虚偽の発言をしてはならないことになっているため、万が一、虚偽の発言をした場合は偽証罪として証人を訴えることができる。かなり権限を持つ委員会であると。

その影響力から首長を辞任に追い込むこともよくある。これは少しでも疑惑が残る発言や行動をとると、議員だけでなく有権者やメディアからもバッシングを受けることになるとありますので、私はただいまの質問内容からいって、調査ということになっていますけれども、三村議員の言う調査と。先ほどの全協での課長の説明とは全く、ああいうふうに協力しますと、私たちでできることはと。

今までいろいろなことが問題はありました。ただ、こういうふうに調査権あたりで百条委員会をつくるということは、まあ珍しいことだなと思って、私びっくりしているんですけども、そのことについてどのように思われるか、ご答弁をお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 吉田議員の質問にお答えします。

先ほども熊田議員の質問にお答えしましたが、今回の調査、不正の追求ではございません。一言も不正とか何かというのは書いておりません。不正を追求するのではなくて、事実の確認、それでもって予算執行の適正性、これらを確認して町民の利益、町民の付託に応えていきたいという内容でございますので、そういう面で追求して辞職に追い込むとか、そういうような恐ろしいことを考えているわけじゃないということでお答えをいたしております。

それからもう一点は、課長のいろいろな協力があるんじゃないのかなということでございましたが、全協でも話をしましたけれども、なかなかそういった内容の中で、解明ができない点が非常に多いということで、今

回の委員会の設置についての提案に至りました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○11番（吉田伸君） じゃ、改めて聞きますよ。

こういうことを言っては三村さんに申しあわせないと思いますけれども、もっとやるべき、特別委員会とか。確かに、三村議員の一般質問についてはそれは聞いていますけれども、もっと突っ込む、また、もっと聞くべきチャンスを、我々議員も私もそこは期待していたんですけども、そういうことをもっと聞いたほうが、同僚議員も言っていましたけれども、必要でないかと私は思うんですけれども、いかが思いますか。そのほうが、聞いている私たちもわからないところがあるもんですから、個人的な見解が多いんです。ですから、そのほうが百条委員会、これ百条委員会というと先ほど同僚議員も言いましたけれども、三村議員の今の言った答弁と違う状況になる場合もありますから、そこら辺は考え方直していただければいいと思うんですけれども。

じゃ、この2点。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

やるべき委員会とか、チャンスがあったんじゃないのかというようなことでございますが、そういったチャンスでたびたび私はいろんな質問をして伺ってきて、疑問の点をご答弁いただいたわけでございますが、それでもやはり疑問が晴れない。中身についてはお答えできませんというような答弁の中で、次の議会、3カ月後の議会まで悶々として暮らしているような、そんな内容の答弁しかいただけなかったというようなことで、今回、これだけせっぱ詰まってきたというようなことでございます。

それからもう一点、思った方向と違うほうに行くんじゃないかなと思いますが、それについては十分注意して調査を進めてまいりたいと、このように考えますので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

11番。

○11番（吉田伸君） じゃ、一般の例で申します。

同僚議員も言っていましたけれども、百条委員会をつくったということは、これ、先ほど言ったとおり、同僚議員も言いました、県・国からの問題の指摘が多くなります。間違いなく多くなりますから。ですから、そういう場合、私はそこを心配するんですよ。ですから、そういうことのなきように。もし、そういう場合が出たならば、提案者の三村議員も、やはり先ほど誰かが言いましたけれども、道の駅案、私はと言っていましたけれども、そういう方向に回る、また、行く、あれがなくなるんじゃないかと思ったもんですから、一応お答えを、再度で申しわけありませんけれども、聞かせてください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 吉田議員の質問にお答えします。

国・県との関係が悪くなるんじゃないかということでございますが、これについては十分配慮してやっていかなきやならないと私も考えておりますし、1つはその思いも大切なんですが、もう一つは議員としての役割をきちんと果たすことが重要じゃないのかなと。私このままでは、議員としての役割をやはり半分放棄していくような状況の中で、町民の方にいろんなことを説明したりするような形になってしまいますので、ぜひこの機会を通じて、いろんなことの問題がすっきり晴れて、新しい町の問題について一般質問なり何なりで取り組んでまいりたいと、このように考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 以上で、11番、吉田伸君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 質疑をさせていただきます。1つだけです。

この調査が設置された場合、何が変わるか、その期待するところの考え方をお聞かせ願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 富永議員の質問にお答えします。

設置された場合、何が変わるか。これ私の思いでございますが、やはりこういった議会を通じて、今、皆さんのご意見、質問、質疑等ございました。そういった中で、町を思う心、町をよくする心は皆さん同じだと思います。そういった中で、この委員会を通じて必要であれば、この大きな3つの提案というか調査項目ございました、道の駅、それから新町西道路、まちづくり矢吹、それぞれまだまだ今後、道の駅も先に進んでおりまし、新町西道路もまだまだ整備しなきやならないし、西側開発もやっていかなきやならない。それも地域の皆さんの要望をかなえるためにやっていかなきやならないとこのように思っておりますし、まちづくり矢吹についても、私の思いはここでは一つの考えですが、町の第三セクターのような形で町の介入を強くしながらやっていけることができればなど、そういったことがもし、こういった調査、それからいろんな資料の中で、こういったことでまちづくりの発展に寄与していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） 以上で、1番、富永創造君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

○10番（熊田 宏君） 私は、道の駅事業及び新町西道路整備等の調査に関する決議（案）に対し、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、同僚議員、私からも質疑をさせていただきましたが、答弁を何度思い出しても、議員の活動の範囲内で十分できる内容であるというふうに判断しますので、百条委員会の設置は必要ないと思います。

先ほどの吉田議員からの質疑の答弁で、次の定例議会まで悶々としているのは嫌だと。次の定例議会に至るまで3カ月あるわけですから、十分調査はできます。ですので、本当に調査を真剣にされているのかと、大変な疑問を抱きます。—————（議長が取消を命じた発言）—————。

○10番（熊田宏君）　はい、注意します。

課長さんたちは何でも話しますというふうに答弁されています。であるならば、なぜ疑問が解消されていないのか。100%解消はできないかもしれません、数点残るとすれば、それは百条委員会の必要があるのかどうかというところまで突き詰めて議員活動をしていただいてから、こういう動議を出すのが議員としてあるべき姿ではないかと思います。

繰り返しになりますが、議員活動の範囲内で十分できることだと。まして署名をされている同僚議員もたくさんいらっしゃいますから、みんなで力を合わせて調べれば何人分も調査ができるはずです。その辺をもっとやっていただいてからこの動議を出していただければ、検討させていただきたいというふうに思います。よって、百条委員会の設置の必要はないというふうに私は思います。

申しわけありません。以上です。

○議長（大木義正君）　ほかに討論ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君）　発議第4号に関しまして、賛成の立場で討論をいたします。

百条というものに関する個々の感性が多少違うのかもしれません、議員として、また、議会としての機能の一つでございます。特別に扱われるものではなく、地方自治法の中の一条項として載っているものでございます。

そしてまた、その内容としましては、いわゆる地方公共団体の事務に関する議員あるいは首長、議員、職員等に関する不祥事というような文言で規定されているものでございますが、今申し上げました一つの中に、地方公共団体の事務に関する議員等を是正するという目的もございますので、これは議会として、また、議員として一つの議員活動として一つの選択肢になっているわけでございます。何ら問題はあるものでもなく、これを行使するということにおいて、町民の皆様に対しての議員としての責務を皆様に申し開きするわけでございますので、この発議第4号に関しましては前向きに取り組んでいただきたいというふうに思い、賛成の立場で討論をいたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君）　ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）　討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

[「議長、　　」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君）　何番。

[「13番」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 13番。

○13番（角田秀明君） 私は議長を支える者として、執行案に対しての発議なので、採決には私はまざりませんので退席します。

[13番 角田秀明君退場]

[「議長、今のは大丈夫なんですか」と呼ぶ者あり]

[「棄権」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 議員個人の判断で、それは採決にまざらないと言われたから、それは大丈夫。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、発議第4号 道の駅事業及び新町西道路等の調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

ここで可決されました道の駅事業及び新町西道路等の調査特別委員会の委員長、副委員長を選出する会議を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 4時36分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 4時37分)

---

……（録音漏れ）……原案のとおり採決しましたので、あくまでも13名で委員会構成になるようになります。

○議長（大木義正君） よろしくお願ひします。

休議します。

(午後 4時37分)

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 4時46分)

---

○議長（大木義正君） 先ほど開催されました、道の駅事業及び新町西道路等の調査特別委員会において、委員長及び副委員長が選任されたので、私から紹介いたします。

委員長には角田秀明君、副委員長には青山英樹君が選任されました。

それでは、委員長に選任されました角田秀明君より挨拶を願います。

13番。

[13番 角田秀明君登壇]

○13番（角田秀明君） ただいま全員協議会の中で、特別委員会の委員長ということで指名をいただきました

角田秀明でございます。

本来、私は先ほど皆さんにも申し上げましたが、私も議長を支える副議長という立場で、執行側との調整役をするのにやはりあそこで採決にまざったのでは、やっぱりこれから異議を持つんじゃないかというようなことで退席しました。その結果、今度は委員長という立場でまた重い責任を与えていただきましたが、私は浅学非才でありまして、皆さんのような優秀な議員ではありませんが、副委員長に青山君という立派な委員を選任していただきましたので、私、委員長という立場で心強い委員長と副委員長ということで、これから特別委員会をやっていきたいと思いますので、皆さんのご協力をいただきながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大木義正君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第415回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後　4時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年1月10日

議長 大木 義正

署名議員 鈴木 一夫

署名議員 青山 英樹